

資料 2-2

# 鎌倉市緑の基本計画（たたき台）

令和3年（2021年）3月

鎌倉市

## 目 次

### はじめに

#### 序章 緑の基本計画の概要

1. 計画の位置づけ	2
2. 計画策定の経過	3
3. 緑を取り巻く社会状況の変化	4
4. 改定の趣旨	8
5. 計画期間・計画フレーム	9

### 第Ⅰ編 鎌倉市がめざす緑

#### 第Ⅰ章 都市特性と緑の現況

1-1 都市特性	13
1-2 緑の有する機能	17
1-3 緑の基本情報	19
1-4 機能別に見た緑の現状	
(1) 歴史文化を守る緑	28
(2) 生き物を育む緑	31
(3) 安全安心をもたらす緑	35
(4) 交流とふれあいを広げる緑	41
(5) 美しい景観をつくる緑	46
(6) 暮らしを支え豊かにする緑	50
(7) 環境負荷を和らげる緑	53
1-5 緑の保全評価	56
1-6 緑を取り巻く課題	58

#### 第2章 めざす緑の目標と方向性

2-1 基本理念	61
2-2 めざす緑の方向性	61
2-3 緑の将来都市像	64

#### 第3章 緑の将来都市像の実現の方針

3-1 めざす緑の考え方	67
3-2 緑の将来都市像に向けた取組	
(1) 歴史文化を守る緑	68
(2) 生き物を育む緑	70
(3) 安全安心をもたらす緑	73
(4) 交流とふれあいを広げる緑	76
(5) 美しい景観をつくる緑	78
(6) 暮らしを支え豊かにする緑	80
(7) 環境負荷を和らげる緑	82
3-3 保全・整備・創出・連携の施策	84

## 第Ⅱ編 緑の将来像実現のための施策

### 第4章 計画の実現に向けた施策の方針と取組

- 4-1 グリーン・マネジメントの評価 \_\_\_\_\_
- 4-2 施策の方針と体系 \_\_\_\_\_
- 4-3 取組の内容と方針 \_\_\_\_\_
  - 1) 緑地の保全・管理 \_\_\_\_\_
  - 2) 都市公園等の整備・管理 \_\_\_\_\_
  - 3) 緑の創出 \_\_\_\_\_
  - 4) 市民や民間との連携 \_\_\_\_\_
- 4-4 リーディングプロジェクト \_\_\_\_\_
- 4-5 グリーン・マネジメントの実践の考え方 \_\_\_\_\_

### 第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針

- 5-1 歴史的風土保存区域・特別保存地区 \_\_\_\_\_
- 5-2 近郊緑地保全区域・特別保全地区 \_\_\_\_\_
- 5-3 風致地区 \_\_\_\_\_
- 5-4 特別緑地保全地区 \_\_\_\_\_
- 5-5 都市公園 \_\_\_\_\_
- 5-6 保全配慮地区 \_\_\_\_\_
- 5-7 緑化重点地区 \_\_\_\_\_

### 第6章 流域別の方針

- 6-1 流域計画の基本的考え方 \_\_\_\_\_
- 6-2 滑川流域 \_\_\_\_\_
- 6-3 極楽寺川流域 \_\_\_\_\_
- 6-4 神戸川流域 \_\_\_\_\_
- 6-5 柏尾川左岸下流域 \_\_\_\_\_
- 6-6 柏尾川左岸上流域 \_\_\_\_\_
- 6-7 柏尾川右岸流域 \_\_\_\_\_

### ■資料編

- 1.緑の現況に関する基礎資料 \_\_\_\_\_
- 2.緑の基本計画の策定に関する資料 \_\_\_\_\_
- 3.鎌倉市緑政審議会に関する資料 \_\_\_\_\_
- 4.用語の説明 \_\_\_\_\_

## はじめに

本市の緑は、古都の歴史的風土の形成や、市民生活の質を高めるなど、重要な役割を担っています。また、海外からの観光客が多数訪れる観光都市としても、自然環境や景観資源として緑が広域的にも重要な役割を担っています。

本市は、平成8年（1996年）に全国に先駆けて「鎌倉市緑の基本計画」を策定し、平成13年、18年、23年と一部または全面改定を行う中で、「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」とした基本理念や緑の将来都市像などの計画の基本の方針を継承し、開発圧力から緑地を守るために、古都保存法等による土地利用の規制などを推し進め、広町、山崎・台峯、常盤山などの保全・活用など、緑の量の確保については、着実な成果を上げてきました。

私たちが本計画で一貫して求めてきた緑と人との共生という考え方は、現在では、SDGsの取組みや、緑の機能を活かして社会課題を解決するという「グリーンインフラ」の概念などにおいて、世界的にも広がりを見せています。

日本では、古くから緑や水といった自然の資源を余すことなく活用・循環させる仕組みがあり、人と自然環境がより密接に関わっていました。しかし、生活の利便性が高くなるにつれ、その関わりが徐々に失われ、放置される山林などが増えていきました。

その結果、近年では台風・豪雨による倒木や崖崩れ、震災や津波災害のリスクなどが市民の生活を脅かすことになりました。

また、取り巻く社会状況は大きく変化し、地球温暖化、気候非常事態宣言に関わる取組みや、自然とのふれあいや人々の交流機会の創出など人生100年時代におけるクオリティオブライフの向上への取組みにおいて、緑の役割の重要度がさらに増しています。

これらの社会課題に対し、これからは、確保してきた緑の安全・安心の確保や環境機能の向上といった、緑の多様な機能を強化していくことが重要であり、それは適正な維持管理等、これまで以上に人々が緑に関わり、緑をつくり、育てるこことによって実現できます。

また、古来より続く鎌倉の歴史の中で今を生きる市民にとっては、歴史的遺産を取り巻く緑とも引き続き生活や祭事において共生し、次世代にこれを引き継ぐことも大切な命題です。

今回の計画見直しでは、これまで本計画で取り組んできた、「グリーン・マネジメント」の考え方を強化し、施策展開の実効性をさらに高めることに加え、SDGsの目標達成といった共生の概念や、「グリーンインフラ」の概念の位置づけなどを新たな視点を持ってまとめました。

令和2年には、新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言が発出され、人々は社会活動の大きな制限を余儀なくされました。社会に閉塞感が漂う中、緑が創り出す美しい景観や公園は、人々に癒しを提供し、私たちは緑と共生できる住環境の大切さを改めて認識しました。

今後も、将来都市像の実現に向けて、市民をはじめとした多様な主体との連携のもと、住み続けたいまちの創造に努めています。

## **序章 緑の基本計画の概要**

1. 計画の位置づけ
2. 計画策定の経過
3. 緑を取り巻く社会状況の変化
4. 改定の趣旨
5. 計画期間・計画フレーム

## 1. 計画の位置づけ

## (1) 緑の基本計画とは

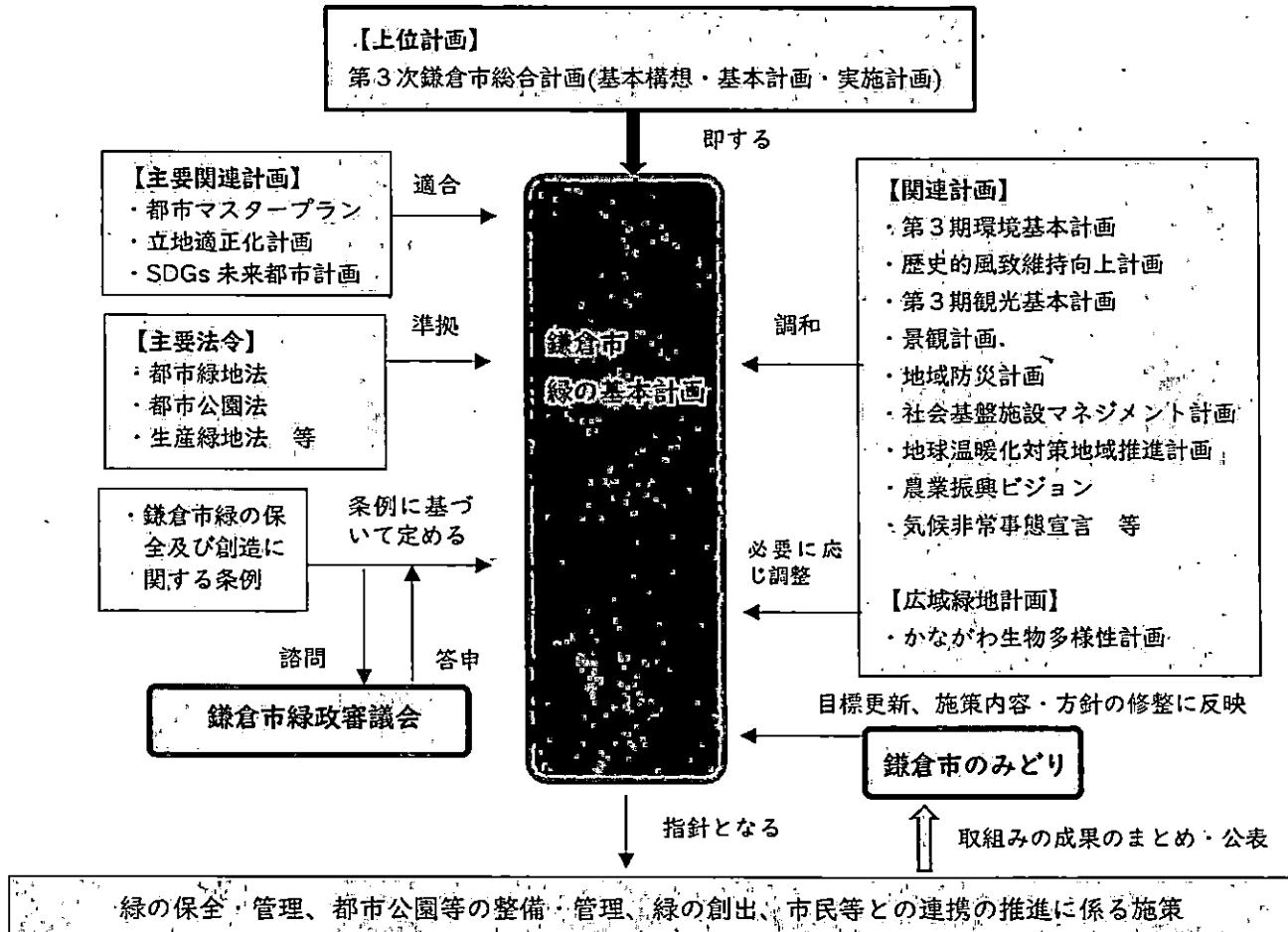
「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき、市町村が中長期的観点に立って緑地の適正な保全や緑化の推進等を総合的・計画的に推進するために策定する計画で、次のような特色があります。

- 樹林地、農地、公園、河川、街路樹、住宅や工場の植栽地などの様々な緑とオープンスペースが計画対象となります。
  - 法律に基づく措置から官民の連携・協働による事業、市民の緑化活動までの幅広い内容が含まれます。
  - 市民と行政が一体となって計画の実現に取組んでいくよう、計画内容の公表や住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが義務づけられています。
  - 緑の基本計画の策定により、直接的な土地利用制限等の規制が及ぶものではありません。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、鎌倉市総合計画・第4期基本計画に掲げる将来都市像を実現するための緑のまちづくりの共通目標・指針となるもので、上位計画や関連計画との関係は次のように示されます。

本市では、緑の基本計画に基づく毎年の取組の状況を「鎌倉市緑政審議会」に報告した上で、「冊子・鎌倉市のみどり（緑の基本計画推進の取組み）」で公表し、進行管理に活用しています。



## 2. 計画策定の経過

鎌倉市緑の基本計画は、平成8年（1996年）の策定以降、3度の改定（一度の部分改定を含む）を行ってきました。

### 【計画策定の経過】

#### ■当初策定

- 「平成6年（1994年）6月」に都市緑地保全法の改正に基づき緑の基本計画制度が創設されたのを受け、本市は全国に先駆けて平成8年（1996年）4月に「鎌倉市緑の基本計画」を策定しました。

鎌倉市緑の基本計画  
平成3年4月



### 【本市の緑にわる動向】

- 平成元年（1989年）  
市議会が三大緑地に対する基本方針を表明
- 平成6年（1994年）  
都市緑地保全法の改正
- 平成7年（1995年）  
鎌倉市緑地保全条例の制定に向けた22万人署名による議会陳情
- 平成8年（1996年）  
第3次鎌倉市総合計画を策定

#### ■施策展開により変更があった部分を一部見直し

- 平成13年（2001年）6月に、施策の進展等に伴う変更部分を見直した一部改定（鎌倉市緑の基本計画－緑の施策の展開と実績）を策定し、計画策定後の施策展開とそれに伴う計画内容の変更、及び次の5年間に向けての課題を整理しました。

鎌倉市緑の基本計画  
緑の施策の展開と実績



- 平成9年（1997年）  
鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例を制定
- 平成10年（1998年）  
鎌倉市緑政審議会を設置  
鎌倉市都市マスター・プランを策定
- 平成12年（2000年）  
歴史的風土保存区域の指定拡大

#### ■計画実現に向けた施策展開に重点を置いた見直し

- 平成18年（2006年）7月に、当初計画策定後の10年間の施策展開の状況や、景観緑三法の制定などの状況を勘案し、当初計画の基本の方針を継承する中で計画内容を見直し、計画実現に向けた施策展開に重点を置いた全面改定を行いました。

鎌倉市緑の基本計画



- 平成15年（2003年）  
歴史的風土特別保存地区の指定拡大
- 平成16年（2004年）  
都市緑地法・都市公園法の改正、景観法を制定
- 平成17年（2005年）  
特別緑地保全地区の都市計画決定  
鎌倉市景観計画を策定
- 平成18年（2006年）  
近郊緑地保全区域指定拡大

## ■施策展開と事業展開を向上させる新たな施策体系を示す

○平成 23 年(2011 年)9 月に、それまで推進してきた緑地の保全、都市公園の整備、緑の創造の成果を踏まえて、生物多様性保全や低炭素都市づくり等の社会動向を勘案し、緑政上の諸課題の解決と計画の充実を求める市民の期待に応えるため、緑の基本計画を全面改定しました。



○平成 26 年(2014 年)には、緑の基本計画見直しの必要性について検討し、緑の将来都市像実現のための施策に反映すべき事項が無いこと、計画期間内にめざすべき法指定の目標に大きな変更が無いことなどの理由により、計画を見直さないことをしました。

## ■平成 20 年(2008 年)

「鎌倉市のみどり」を公表

## ■平成 20 年(2008 年)

特別緑地保全地区の都市計画決定  
生物多様性基本法の制定、歴史まちづくり法の制定

## ■平成 21 年(2009 年)

特別緑地保全地区の都市計画決定

## ■平成 24 年(2012 年)

第 2 次一括法の改正

## ■平成 26 年(2014 年)

第 3 次鎌倉市総合計画第 3 期基本計画を策定

## ■平成 29 年(2017 年)

都市緑地法、都市公園法、生産緑地法の改正

## ■令和 2 年(2020 年)

鎌倉市総合計画・第 4 期基本計画を策定

### 3. 緑を取り巻く社会状況の変化

前計画策定後の10年間における、本市の緑を取り巻く社会状況の変化として、次のような点が挙げられます。

#### ■社会経済状況の変化

##### ○自然災害の激甚化

- ・近年は、洪水や土砂災害を引き起こす台風・大雨の発生回数が増加しており、本市において多くのかけ崩れや倒木等の被害が発生しています。こうした災害発生の要因の一つとして山林の管理不足があり、危険木・巨木の増大などへの対応が緊急の課題となっています。

##### ○温室効果ガスの削減の動き

- ・自然災害の防止の観点からも、温室効果ガスの削減は大きな課題となってきており、本市は、令和2年(2020年)2月に、温室効果ガス削減の気候非常事態宣言を発表しました。  
これに関連して、都市における唯一の二酸化炭素吸収源であり、ヒートアイランドの緩和にも大きな役割を果たす緑の重要性が見直されています。
- ・平成31年(2019年)3月に、森林の有する温室効果ガス削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保することを目的とする、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

##### ○人口減少と少子高齢化

- ・本市の人口は減少傾向が続いている、2030年に16.1千人、2060年には13.4千人まで減少すると予測されています。また、高齢化も進行しており、今後更に増加することが予測されています。  
こうした状況は、土地所有者の高齢化等による放置山林の増加などの形で問題化しています。

##### ○財政状況の変化

- ・厳しい財政状況が継続する中で、市は「社会基盤施設マネジメント計画」を策定し、インフラ総量の抑制と適切な管理を進めています。こうした中で、公園緑地についてもより一層の効率的な維持管理等が強く求められており、同時に新たな財源の確保が課題となっています。

##### ○SDGsの視点を導入したまちづくり

- ・2015年の国連総会で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)の考え方は、多くの都市でまちづくりの指標に掲げられるようになってきており、本市においても、鎌倉市総合計画・第4期基本計画にSDGsの視点を盛り込んでいます。

##### ○グリーンインフラの視点に立った取組

- ・グリーンインフラは、自然環境の有する機能を社会の様々な課題解決に活用しようとする考え方で、近年は防災・生態系保全・景観形成などのまちづくりの様々な分野で、グリーンインフラの視点に立った取組が始まっています。

#### ■緑に関する状況の変化

##### ○自然環境の変化

- ・樹林地については、樹木の生育に伴って巨木化が進行し、伐採や枝払い等の管理作業が困難な場所が増えています。

### ○市の負担の増加

- ・第2次一括法の施行に伴う都市緑地法等の改正で、地区の指定や土地の買入れ事務が市へ移譲されたことから、市の負担が多くなり、財政負担も大きくなっています。

### ○ボランティア活動の限界

- ・市では、土地所有者への支援策や緑地の維持管理に関する担い手の育成を進めていますが、一方で、所有者や参加者の高齢化などにより、ボランティア活動に大きく依存することが難しくなってきている面も見られます。

### ○新しい生活様式の確立とオープンスペースに対するニーズの高まり

- ・令和2年の新型コロナウィルス危機を契機として、職住近接や密の回避等生活様式が変化しています。このことにとり、ゆとりあるオープンスペースへのニーズの高まりや、グリーンインフラとしての緑の重要性が再認識されました。

### ■関連法令の改正等

○平成29年(2017年)6月の都市緑地法の改正で、農地を緑地として政策に組み込むこととなりました。

○平成29年(2017年)6月の都市緑地法の改正で、空き地等を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、市区町村長の認定を受けて、一定期間活用する市民緑地認定制度が創設されました。

○平成29年(2017年)6月の都市公園法の改正で、民間事業者が公園内で公共還元型の収益施設を設置管理することができる「公募設置管理制度(Park-PFI制度)」が創設されました。この制度を活用した公園整備が各都市で進められています。

○平成29年(2017年)6月の生産緑地法の改正で、生産緑地指定後30年を経過した後も生産緑地制度を活用して農地を保全できる「特定生産緑地制度」が創設されました。

また、生産緑地の貸借制度も創設され、自作が困難な場合でも貸借によって生産緑地を維持することが可能になりました。

## ■SDGsとは

SDGsとは、2015年の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない持続可能でより良い社会の実現を目指す開発目標」のこと、2030年を達成年度とする17のゴール(目標)と169のターゲット(具体目標)で構成されています。

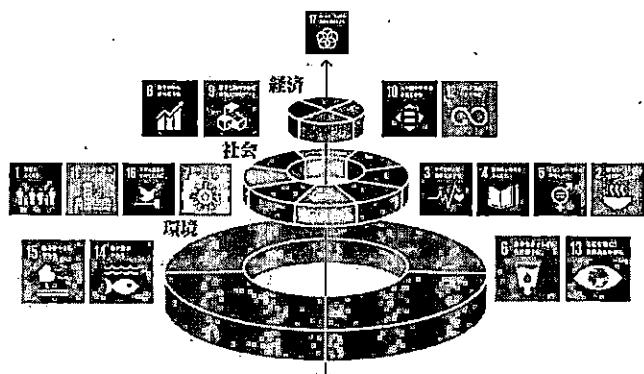


図 SDGs の 17 の目標

このうち、次の4つが本計画に関わりの深いゴールとして挙げられます。

「11 持続可能な都市：強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する。」

「13 気候変動：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。」

「15 陸上資源：生態系の保護、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営。」

「17 パートナーシップ：グローバルパートナーシップを活性化する。」

本市は、SDGsの達成に向けて優れた取組を提案した地方自治体を「SDGs未来都市」に選定する国の事業において、「持続可能な都市経営「SDGs未来都市かまくら」の創造」を提案し、令和2年(2020年)6月15日に「SDGs未来都市及びSDGsモデル事業」に選定されました。この提案では、環境面の取組として「自然・歴史・文化の継承」、「市民の安全な生活基盤づくり」、「環境負荷の低減」、「交流促進」、「市民・NPO・来訪者・企業との共創による環境(景観)活動の推進」等を示しています。鎌倉市総合計画・第4期基本計画は、このSDGsの視点を盛り込んだ「都市環境を保全・創造するまちへ」を将来目標に掲げており、緑の基本計画もこれに即した計画としています。

#### 4.改定の趣旨

鎌倉市緑の基本計画は、平成8年（1996年）の策定以降、三度の改定（一度の部分改定を含む）を行ってきました。

この間、計画に基づく様々な取組を通じて、緑地の保全・整備・緑化に着実な成果を上げてきており、現在の緑豊かな都市の姿に結びついています。

一方、平成23年（2011年）の緑の基本計画から10年が経過し、この間、少子高齢化、気候変動に伴う災害発生危険度の増大、環境問題の顕在化、財政状況の変化など本市を取り巻く経済社会状況も大きく変化してきています。

こうした状況を踏まえ、これまでの成果をさらに発展させるとともに、関連法令の改正等に適切に対応し、持続可能な都市を構築していくため、この度、新たな緑の目標・方向・施策を盛り込んだ計画の改定を行いました。

#### 5.計画期間・計画フレーム

##### （1）計画期間

- 鎌倉市緑の基本計画は、当初計画より計画期間を20年間とし実現に向けた取組みを推進してきました。これを継承し、本計画の計画期間を令和4年度（2022年度）年度～23年度（2041年度）までの20年間とし、目標年次を「令和23年（2041年）」とします。
- 本計画は、一定の計画期間は定めるものの、グリーン・マネジメントの実践によって目標実現に向けた進行管理を行っていきます。
- 今後、計画の進捗状況や社会動向などを勘案し、関係する行政計画の考え方や改定に応じて、概ね5年ごとに見直しを検討し、必要に応じて改定等を行います。

上位・堅既計画	R2 2022	R7 2025	R10 2028	R12 2030	R23 2041	R28 2046
第3次総合計画・ 第4期基本計画		➡				
都市マスタープラン		➡				
緑の基本計画	➡	➡	➡	➡	➡	➡

## (2)計画対象区域

本市の全域(約 3,967ha)を計画対象区域とします。

### ■計画フレーム

計画対象区域	計画対象区域内市町村名
鎌倉都市計画区域	鎌倉市の全域(約 3,967ha)

## (3)計画対象人口

計画対象人口については、令和元年(2019 年)3 月時点での将来人口推計が示されており、これに基づいて 20 年後の計画対象人口を約 151,000 人(2040 年の数値を採用)と設定しています。

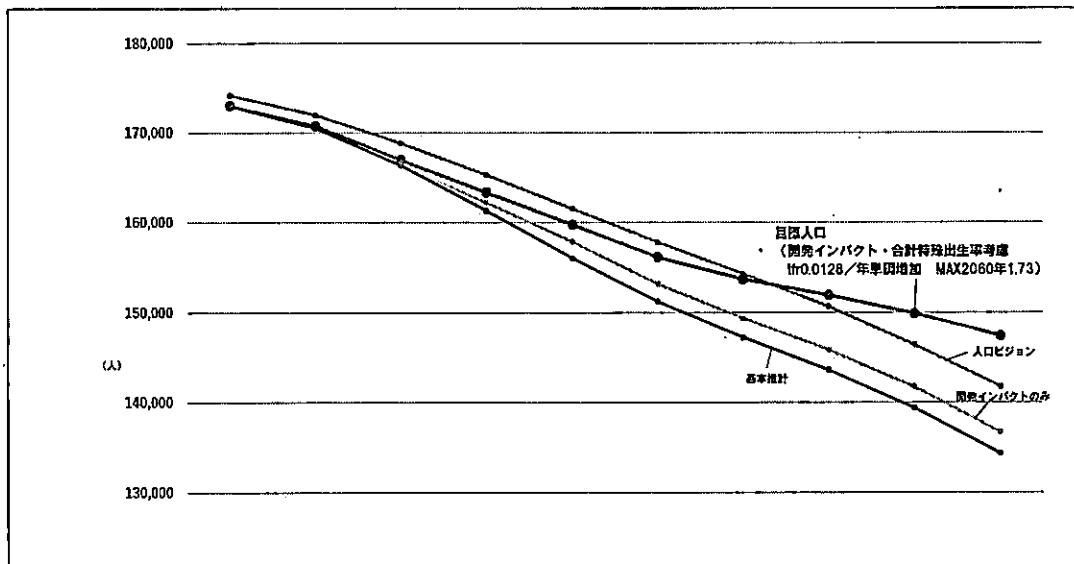


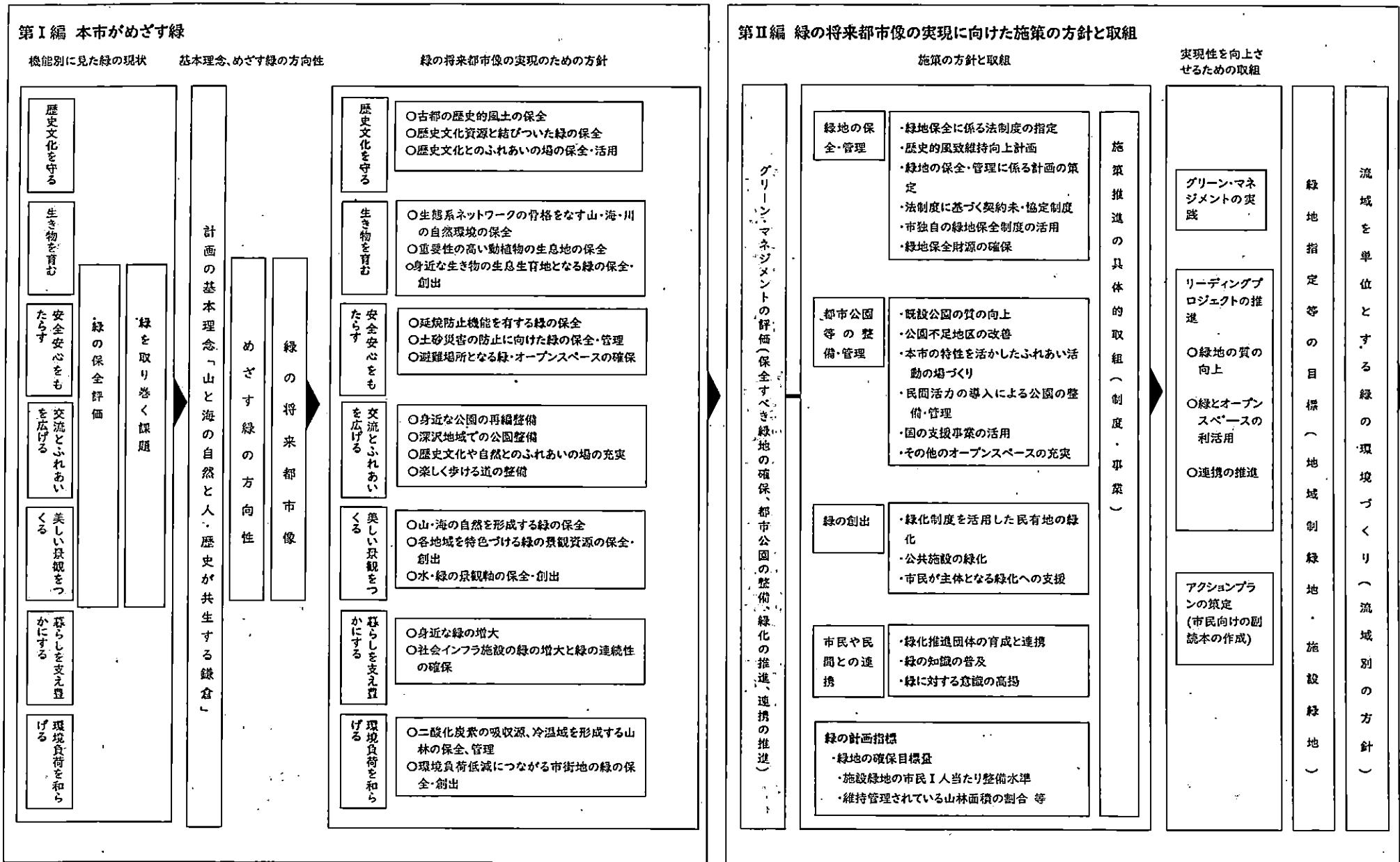
図 本市の将来推計人口

### ■計画フレーム

年次	現況	中間年次	目標年次
	令和 2 年(2020 年)	令和 12 年(2030 年)	令和 22 年(2040 年)
人口規模*(人)	170,739	163,401	156,149
市街化区域(ha)	約 2,569	約 2,569	約 2,569
市域面積(ha)	約 3,967	約 3,967	約 3,967

\*2019 年 3 月 18 日時点の人口推計(目標人口)による

(4) 計画の構成



## 第二編 緑の有する機能

### 第Ⅰ章 都市特性と緑の現況

I-1 都市特性

I-2 緑の有する機能

I-3 緑の基本情報

I-4 機能別に見た緑の現状

1) 歴史文化を守る緑

2) 生き物を育む緑

3) 安全安心をもたらす緑

4) 交流とふれあいを広げる緑

5) 美しい景観をつくる緑

6) 暮らしを支え豊かにする緑

7) 環境負荷を和らげる緑

I-5 緑の保全評価

I-6 緑を取り巻く課題

## 第Ⅰ章

# 都市特性と緑の現況

## I-1 都市特性

### (1) 人口約17万人の都市

○本市の人口は、平成元年(1989年)から10年(1998年)まで減少が続き、その後は増加に転じて平成22年(2010年)には174,000人台に達しましたが、以降は再び減少傾向が続いており、令和元年(2019年)現在の人口は約172,000人となっています。

○年齢区分別の構成では年少人口(0~14歳)が11.5%、生産年齢人口(15~64歳)が57.3%、老人人口(65歳以上)が31.2%で、これを10年前と比較すると年少人口が0.6%(約1,200人)減少、老人人口が3.9%(約6,200人)増加しており、少子高齢化の進行が見られます。

○市が「平成24年(2012年)」に行った将来人口の推計調査によれば、12年後の「令和14年(2032年)」の本市の人口は約161,000人に減少すると推計されています。

### (2) 緑豊かな住宅都市としての土地利用

○土地利用の状況は、山林・農地・原野等の自然的土地利用地が37.4%、住宅系用地・工業計用地・道路等の都市的土地区画整理地が62.6%で、山林を主体とする自然的土地利用地が市域の約40%を占めています。

○都市的土地区画整理地では、住宅系用地が市域の32%を占めており、その約半分が豊かな緑を持つ低層の住宅が主体となった土地利用となっています。

○都市的土地区画整理地には、自然的環境を有する「鎌倉広町緑地」・「鎌倉中央公園」・「散在ガ池森林公園」をはじめとする都市公園用地(133.3ha)が、公共空地の一部として含まれています。

○緑地や公園と住宅の緑が一体となって、緑豊かな住宅都市の環境が形成されています。

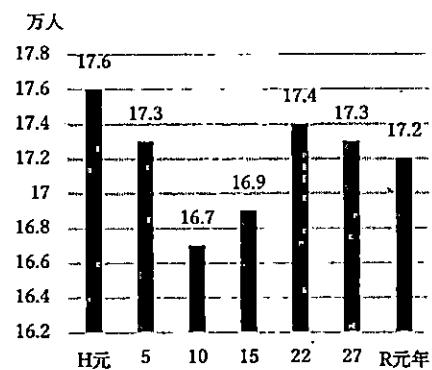


図 I-1 鎌倉市の人口の推移  
令和元年度(2019年度) 鎌倉の統計

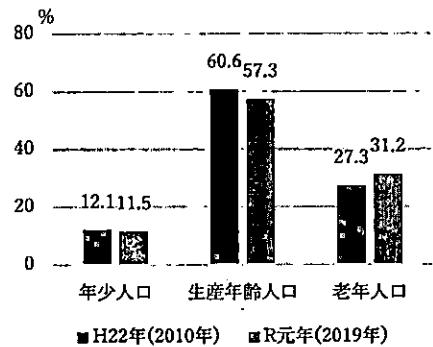


図 I-2 鎌倉市の年齢構成の推移  
令和元年度(2019年度) 鎌倉の統計

土地利用	面積(ha)	構成(%)
農地	119.1	3.0
山林	1,231.7	31.2
河川・水面・海浜	127.1	3.2
自然的土地利用地	1,477.9	37.4
住宅用地	1,282.2	32.4
商業・業務用地	94.8	2.4
工業用地	83.8	2.1
公共空地	143.7	3.6
民間空地	45.3	1.2
その他	825.3	20.9
都市的土地区画整理地	2,475.1	62.6
計	3,953.0	100.0

表 I-1 鎌倉市の土地利用  
平成28年度(2016年度) 都市計画基礎調査

### (3) 広域的にも重要な豊かな自然をもつ

- 多摩丘陵の南端及び三浦丘陵の北部の両丘陵の結節点に位置し、広域的な緑のネットワーク上、重要な位置にあります。
- 滑川、柏尾川沿いの沖積地、市内の大部分を占める丘陵地、関谷方面に広がる洪積台地で構成される、起伏に富んだ地形を持っています。
- 大小様々な谷戸<sup>※1</sup>地形が組み合わさり、滑川・柏尾川・砂押川などの河川流域を形成し、源流域から河口までの完結する複数の水系を持っています。
- 地形・水系によって制約を受け、ヒューマン・スケール<sup>※2</sup>のまち並みが形成されています。



図 1-4 広域的な緑のネットワーク  
上における本市の位置

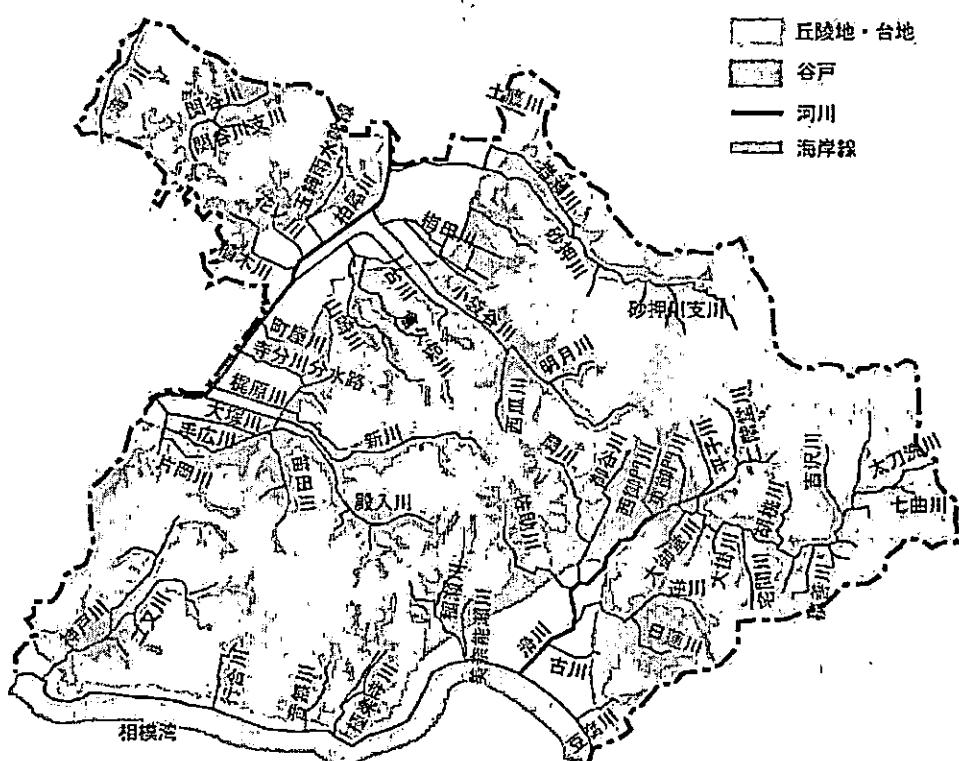


図 1-5 鎌倉市の地形・水系

<sup>※1</sup> 谷戸とは、丘陵地・台地が河川などによって侵食され、形成された谷状の地形をいいます。

<sup>※2</sup> ヒューマン・スケールとは、人間的な尺度に合った広がりを持つ空間をいいます。

#### (4) 多面性を有する都市構造

- 本市は、古都地域の中心をなす鎌倉駅周辺、都市機能の集積が続く大船駅周辺の2つの拠点を有するとともに、新しい鎌倉の顔となる湘南深沢駅周辺を3つ目の都市拠点として整備を進めています。
- 交通体系は、動脈となる4つの鉄道・軌道(JR横須賀線・JR東海道線・江ノ島電鉄線・湘南モノレール)と5つの主要道路(国道134号・県道21号(横浜鎌倉線・県道32号(藤沢鎌倉線)・県道204号(金沢鎌倉線)・県道304号(腰越大船線)・県道402号(阿久和鎌倉線))を軸に交通網が形成されています。
- 歴史文化都市、国際観光都市、海浜レクリエーション都市、良質な居住環境都市などの多面的な性格を持っています。
- 時代を通じた様々な有形・無形の文化が受け継がれ、鎌倉市に対する誇りと高い意識を持つ市民が生活しています。

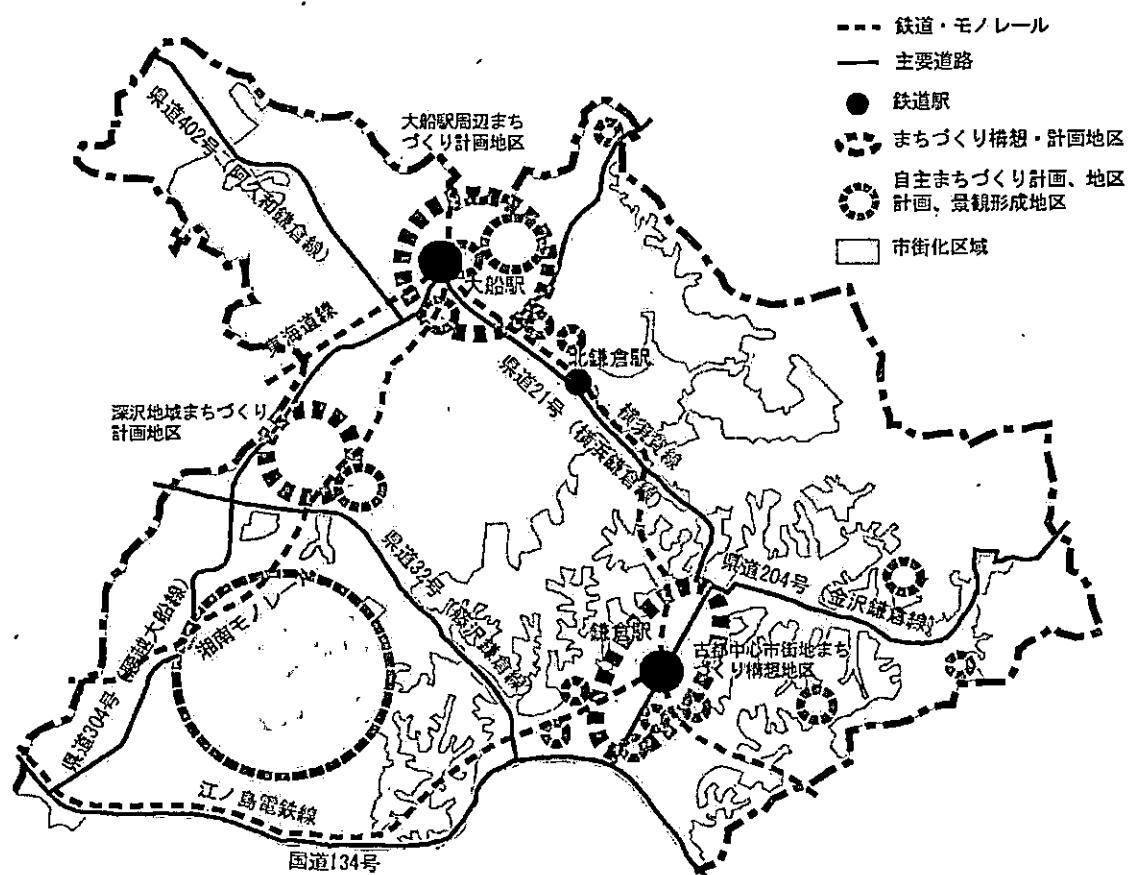


図1-6 交通体系・都市計画・まちづくり

## (5) 古都の歴史的風土

- 本市は京都市・奈良市と並ぶ日本を代表する古都であり、多くの歴史文化遺産が背後の丘陵山林と一緒に存在し、特色ある歴史的風土を形成しています。
- 市域の約25%が歴史的風土保存区域に指定・保存されており、歴史文化都市としての特性が受け継がれています。



古都の歴史的風土

## (6) 豊かな自然と魅力ある景観

- 本市は、山・海の豊かな自然環境と魅力ある景観資源を有しています。
- 都市化が進行する中にもあっても、丘陵尾根部には二次林を主体とする山林が広がり、水系の水辺環境や谷戸の自然と結びついて、多くの動植物が生息・生育する自然環境が維持されています。
- 丘陵尾根部から市街地を包み込む形で延びる山林が、山懐に抱かれた落ち着きのある景観を生み、海に開けた地形と美しい海浜が、開放的で明るい都市のイメージを形成しています。



鎌倉広町緑地周辺

## (7) 日本有数の観光都市

- 社寺や公園、海浜など豊かな観光資源を持つ本市には、平成31年(2019年)で年間約1,900万人の観光客が訪れており、我が国有数の観光都市としての特性を有しています。



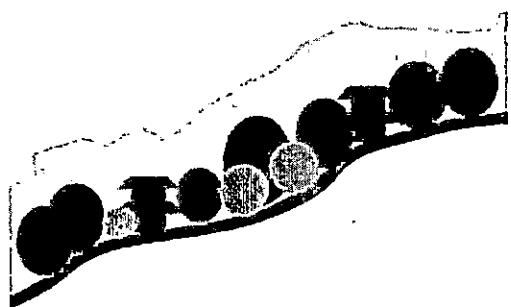
海水浴を楽しむ人々

## I-2 緑の有する機能

一般に、都市の緑が持つ機能には、生物多様性、安全安心、交流活動、景観形成、暮らしの快適性、環境負荷等がありますが、本市においては都市特性からも「歴史的風土の保存」も重要な機能として挙げられます。

本計画では、こうした緑の持つ諸機能を、どのように活かしていくかという観点で、緑のあり方を検討しています。

歴史文化を守る



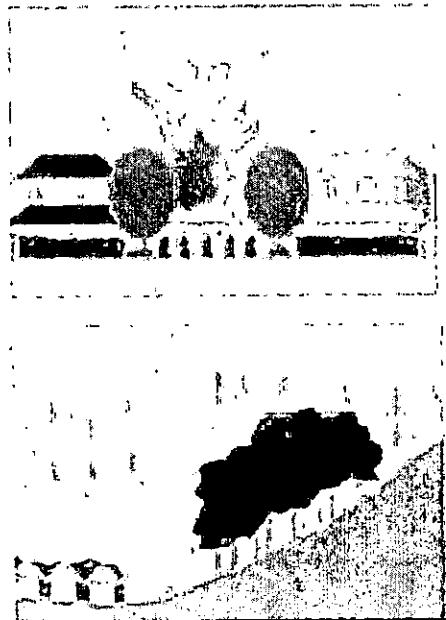
自然環境と歴史的遺産が融和したまちを形成します。

生き物を育む



野生生物の生息・生育環境をつくり、生物多様性保全の基盤を形成します。

安全安心をもたらす



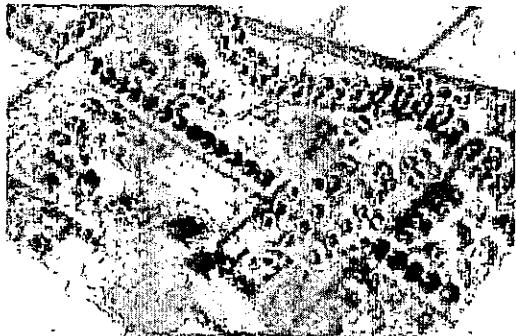
火災の延焼を遅延・防止する他、災害時の避難場所となります。  
雨水流出量を調整し土砂災害を防止するなど、防災・減災に役立ちます。

交流とふれあいを広げる



コミュニティ活動、休息、子供の遊び、健康スポーツ、自然とのふれあいなど、市民の様々な交流活動の場となります。

### 美しい景観をつくる



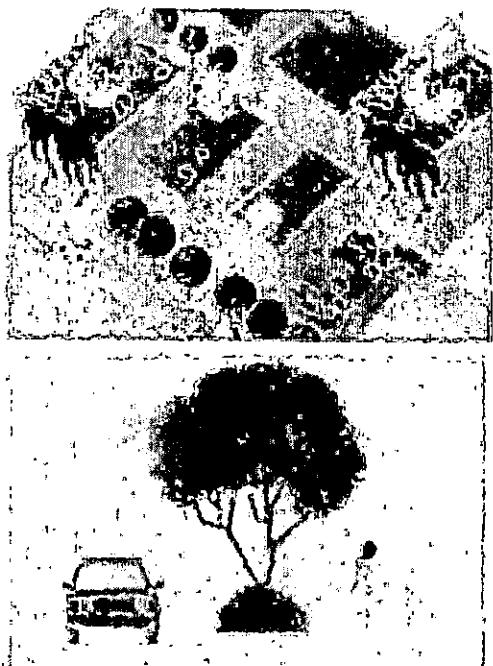
地域固有の美しい風景、良好なまち並み景観を形成します。  
新たな都市の魅力を創出し、地域の活力を高めます。  
特色ある歴史文化や自然景観は、多くの人々を引き付ける観光資源となります。

### 暮らしを支え豊かにする



潤いのある生活環境の基盤となり、暮らしの快適性を高めます。  
農地は新鮮な農作物を生み出し、人々の生活を支えます。

### 環境負荷を和らげる



緑陰の提供、気温の調節、大気汚染の改善などに寄与します。  
二酸化炭素を固定・吸収し、地球温暖化の防止やヒートアイランド化の緩和に寄与します。

### I-3 緑の基本情報

#### (1) 緑の状況

- 平成 28 年度(2016 年度)時点の本市の緑の面積<sup>\*</sup>は約 1,650ha で、市域面積の約 40%を占めています。
- 山林は、緑の主体をなしており、緑の面積の約 74%を占めています。この山林は、丘陵山頂の天台山一帯から続く複数の尾根沿いに延びており、鎌倉・大船・腰越・深沢地域の各地域の市街地を包み込む形で分布しています。玉縄地域では、住宅地と混在する形で小規模な樹林地が分布しています。
- 農地は、玉縄地域の関谷地区にまとまって存在し、市街化区域や市街化調整区域に小規模な農地が点在している状況です。
- 海岸は、鎌倉地域の材木座海岸から腰越海岸にかけて、美しい自然海浜が約 7 kmにわたって続いており、動植物間の貴重な生育空間にもなっています。
- 市街地の緑については、風致地区制度による緑化指導を積み重ねてきた成果として、谷戸部や丘陵住宅地の風致地区で宅地の緑が多く、生育した樹木が風格あるまち並みを形成している一方で、商業的な土地利用が図られる鎌倉駅・大船駅周辺では緑が少ない住宅地や商業地も見られます。

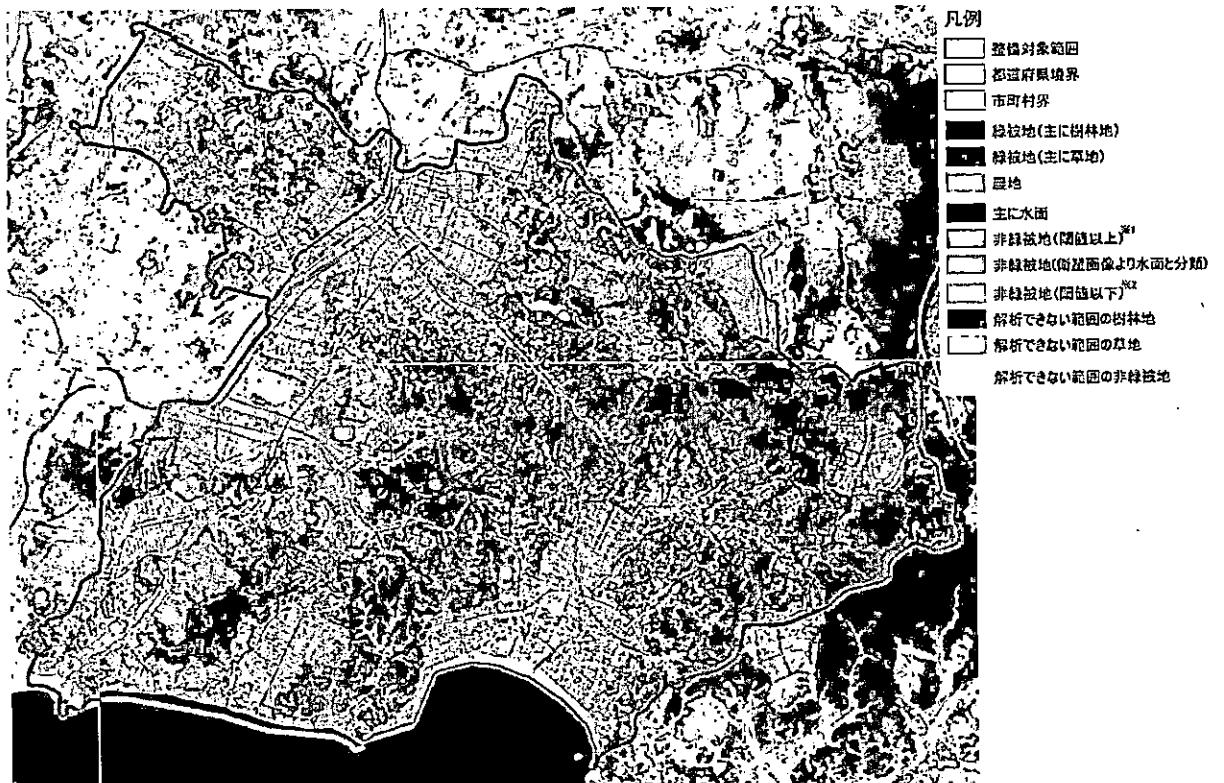


図 I-7 緑の分布図

国土交通省「平成 18 年度大都市圏における水循環と緑の回復に関する都市環境インフラ再生推進調査」において作成した緑被分布図

緑被分布図、国土交通省都市・地域整備局、2007

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 5000(土地利用)及び数値地図 2500(空間データ基盤)を使用したものである。(承認番号平 19 総使、第 450 号)

衛星画像で解析できない範囲<sup>\*</sup>:元データ (株) デジタル・アース・テクノロジー 所有

衛星画像で解析できない範囲以外:元データ ©CNES2005/Tokyo Spot Image Distribution

\*衛星画像で解析できない範囲は凡例色を赤系統で表示

※ 表 I-1 の土地利用における自然的土地利用地と公共空地の内の都市公園、民間空地の内のゴルフ場の合計面積

○本市の樹林地面積は、昭和 37 年(1962 年)当時は約 1,900ha(市域面積の 48%)程度存在していたと思われますが、開発によって大きく減少し、平成 2 年(1990 年)には約 1,400ha(市域面積の 36%)にまで急激に減少しました。その後は緑の保全制度の適用が進んだことなどから減少に歯止めが掛けられ、平成 22 年(2010 年)と平成 28 年(2016 年)との比較では、大きな変化は見られません。

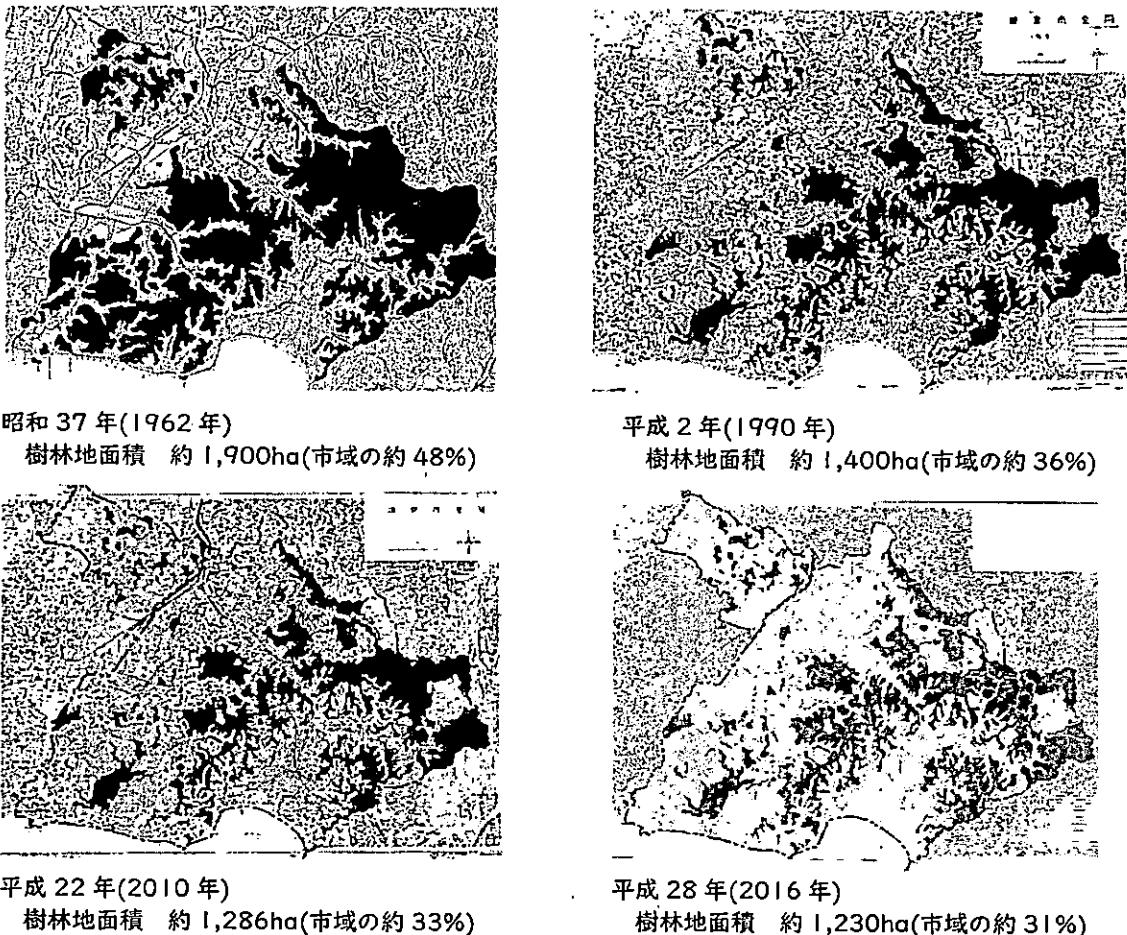


図 I-8 鎌倉市の樹林地面積の推移

## (2) 都市公園等の整備・管理の状況

### ■ 整備の状況

○令和元年(2020 年)現在の本市の都市公園整備面積は 186.5ha で、市民 1 人当たりの整備量は 10.8 m<sup>2</sup>/人となっています。

○都市公園整備量は、当初計画時の平成 7 年(1995 年)の 55.5ha、前回改定時の平成 22 年(2010 年)の 99.7ha と比べて大きく伸びており、鎌倉広町緑地など、大規模な都市公園の整備や開発事業に伴う提供公園の供用開始により、過去 10 年間で 86.8ha 増加しています。

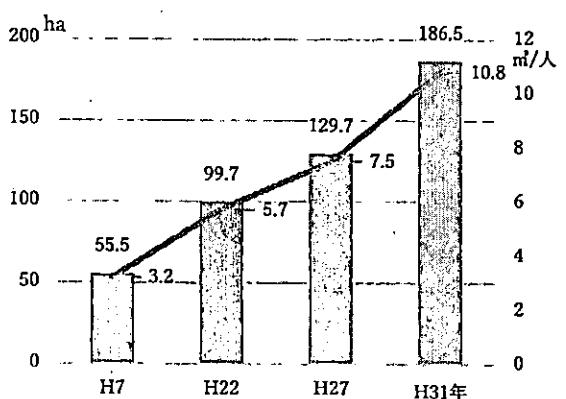


図 I-6 都市公園の整備量の推移  
令和 2 年度(2020 年度)鎌倉市のみどりより作成

○市民1人当たり整備量も前回改定時と比べて大きく増大し、全国平均の10.6m<sup>2</sup>/人(平成31年(2019年)3月)を上回る水準に達すると同時に、都市公園法施行令で示された標準10m<sup>2</sup>/人を上回りました。今後、人口減少が進むにつれて、市民1人当たりの整備量は更に増加すると考えられます。

○市民の身近な利用に供する公園として、街区公園  
235箇所、近隣公園2箇所を設置しています。

- 地域に残された希少な自然環境を保全するため、  
都市公園法に規定する都市緑地の整備に取組んで  
きた経緯があり、市民の身近な都市公園以外にも、  
丘陵や海浜の豊かな自然資源を活かした公園整備  
に取り組んできました。  
このような環境を持つ地区公園 2箇所、総合公園 1  
箇所、風致公園 4箇所、都市緑地 7箇所、都市林  
1箇所を供用開始しています。

また、歴史文化資源である史跡永福寺跡等の整備公開や、景観重要建造物等と一体となった歴史文化とのふれあいの場づくりに取組んでいます。

公園種別		箇所数 (個所)	供用面積 (m <sup>2</sup> )	整備水準 (m <sup>2</sup> /人)
住区 基幹 公園	街区公園	235	21.6	1.3
	近隣公園	2	1.4	0.1
	地区公園	2	15.4	0.9
	小計	239	38.4	2.3
都市 基幹 公園	総合公園	1	6.98	1.8
基幹公園計		241	72.9	4.2
風致公園		4	50.1	2.9
都市緑地		9	15.8	0.9
都市林		1	48.0	2.8
都市公園計		254	186.5	10.8
児童遊園等		33	3.8	0.2
施設緑地合計		287	190.3	11.1

令和2年度(2020年度)鎌倉市のみどりより作成

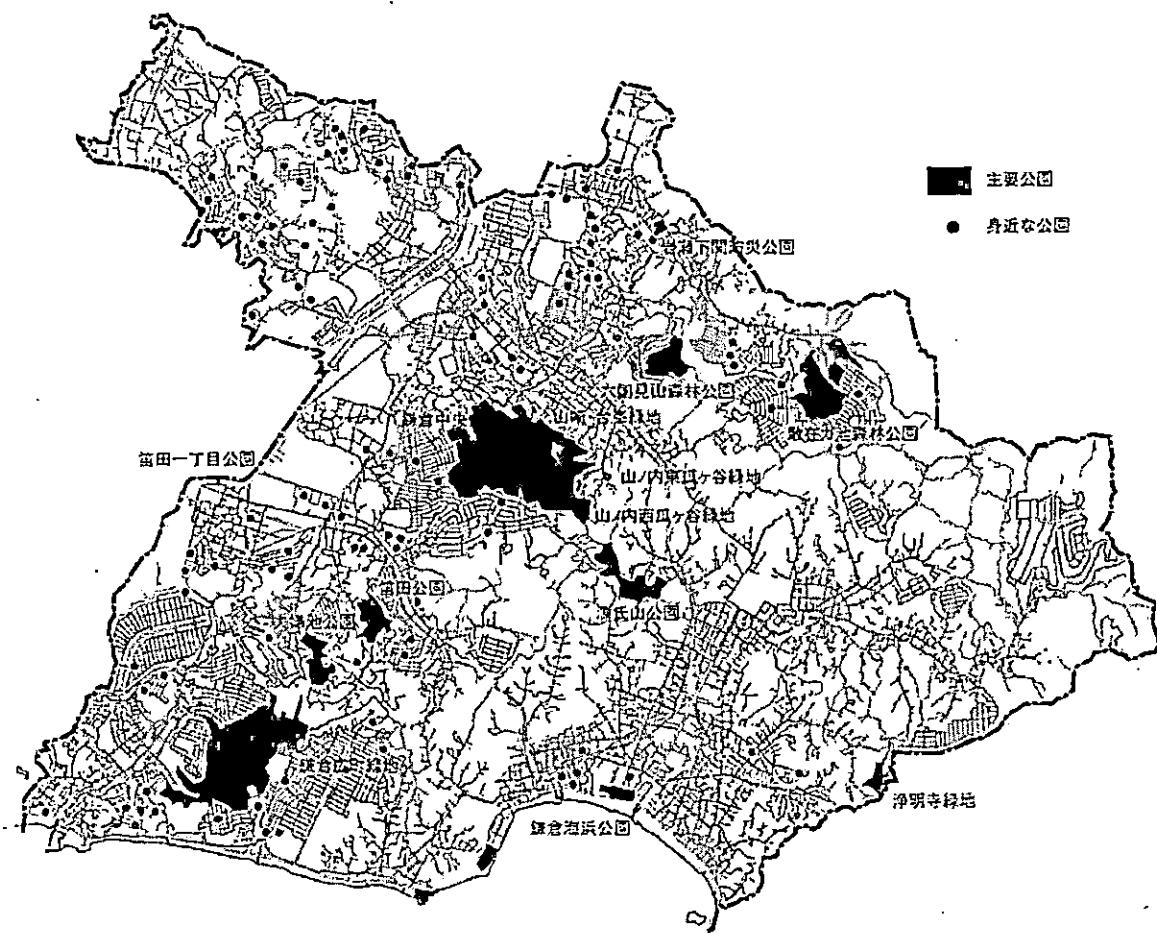
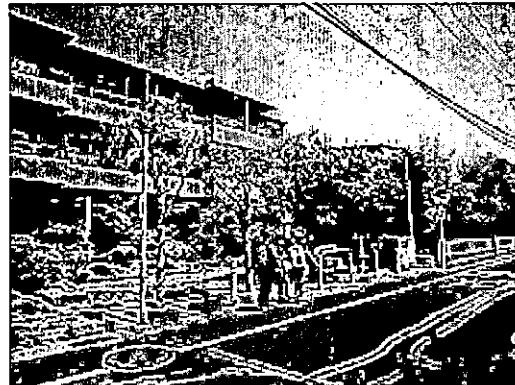


図 1-9 都市公園等の配置状況



鎌倉広町緑地



市街地の身近な公園

### ■管理の状況

- 都市公園の管理運営の質的向上を図るため、平成18年度(2006年度)より指定管理者制度を導入して、令和2年(2020年)4月現在、245箇所 117.7ha の都市公園管理を行っています。
- 市民の身近な街区公園等に対しては、約7割の公園において、地域住民で構成される公園愛護会団体が清掃や除草、花苗植え付などの活動を行っています。
- また、児童遊園や青少年広場を都市公園に準じたオープンスペースとして管理しています。
- 市有緑地に対しては、平成31年度(2019年度)に139箇所、約116haの緑地を対象とする「鎌倉市緑地維持管理計画」を策定して、枯損木・倒木・隣接地への越境枝等に対する管理を行っています。
- 街路樹に対しては、21の街路樹愛護会が、37の路線で清掃及び除草などの活動を行っています。

表 I-3 緑地保全制度の適用面積

### (3) 緑地保全の法制度適用を受ける緑地の状況

- 市域の緑に対しては、法令等(古都保存法※、首都圏近郊緑地保全法、都市緑地法、森林法)に基づく様々な緑の制度による地域・地区が指定され、自然的環境を保全しています。
- 鎌倉地域から大船地域にかけての山林に対しては、それぞれの法制度の目的を踏まえた地域制緑地を指定しています。
- 大船・腰越・深沢・玉縄地域に残る良好な樹林に対しては、特別緑地保全地区や市の条例に基づく保全制度を適用しています。

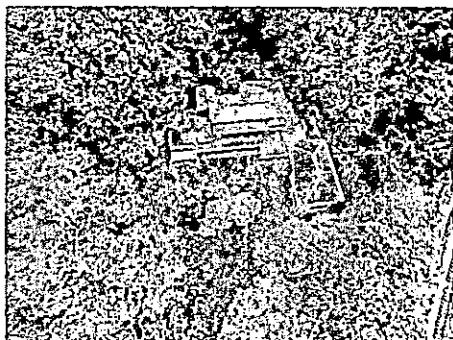
※ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

地域制緑地制度・ 都市計画公園	市街化区域		都市計画区域	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
歴史的風土保存区域	5	176.0	5	989.0
歴史的風土特別保存地区	—	—	13	573.6
近郊緑地保全区域	1	26.0	1	294.0
近郊緑地特別保全地区	—	—	1	131.0
風致地区	1	1,095.6	1	2,194.0
特別緑地保全地区	10	41.5	11	49.4
保安林	—	2.8	—	171.0
都市公園	247	124.2	254	186.5
農用地区域	—	—	1	46.9
生産緑地地区	134	16.9	—	—
緑地保全推進地区	6	15.3	7	36.4
保存樹林	—	3.9	—	241.5
緑地保全契約	—	—	120	53.1
市民緑地契約	—	—	1	0.5

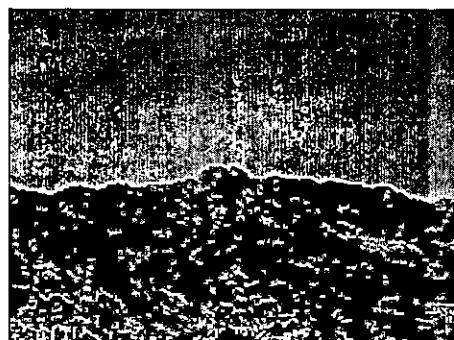
令和2年度(2020年度)鎌倉市のみどりより作成

○玉縄地域に広がる農地に農用地区域が指定されている他、市街化区域に点在する134箇所の農地が生産緑地の指定を受けています。

○これらの制度の適用は、土地所有者の方の協力を得て実施しています。



扇ガ谷付近の歴史的風土保存区域の緑地



円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の緑地

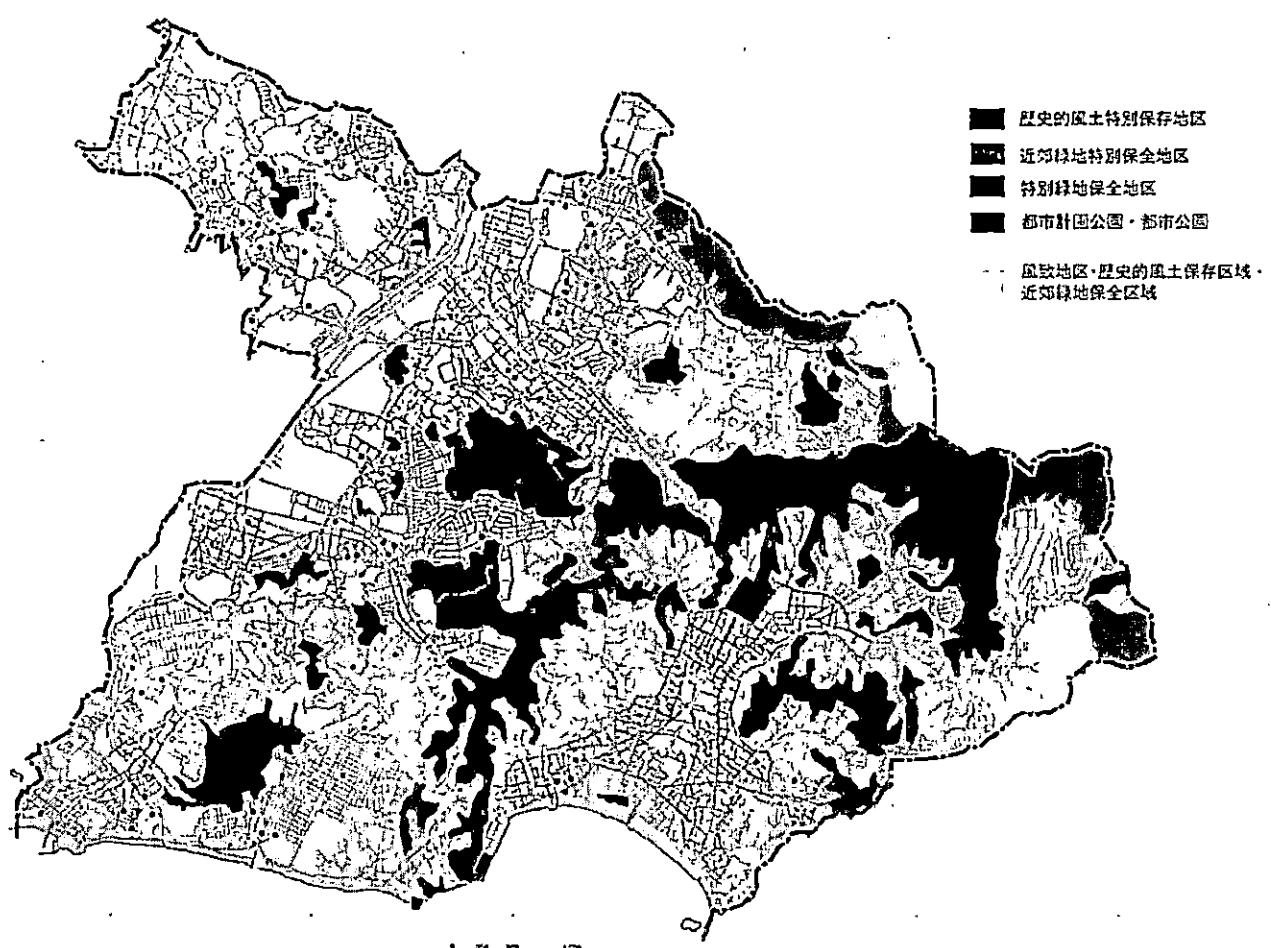


図1-10 主な緑地保全制度の指定区域及び都市公園の整備区域

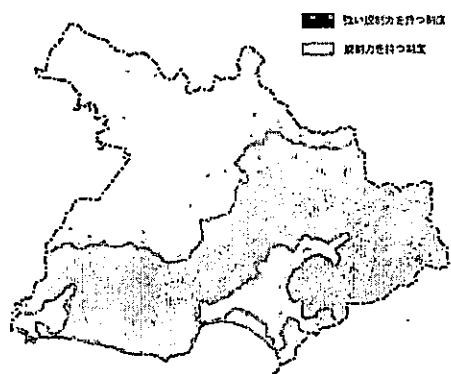
○緑の保全に係る制度には、現状凍結的な強い規制力を有する制度と、保全の規制力は有しつつも一定の開発行為等を許容している制度があります。

本市ではこれまで、緑の保全制度を適用する区域の拡大に取組んできており、令和2年(2020年)現在でのこの制度の指定面積は2,270ha(市域面積の約57%)に達しています。

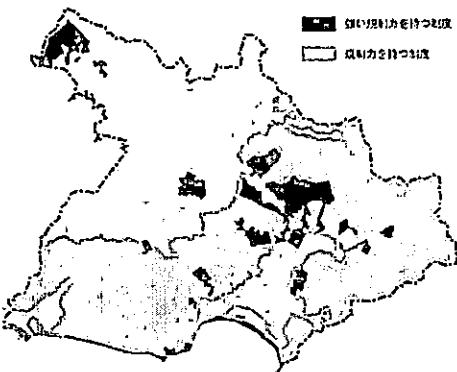
表 I-4 本市に適用している緑の保全に係る制度の概要

適用されている制度名	制度の趣旨	規制力
歴史的風土保存区域	日本を代表する古都の歴史文化資源が、周囲の自然的環境と一体をなしている土地の環境を保存する制度	緩やか
歴史的風土特別保存地区	歴史的風土保存区域の風土の保存上、特に重要な地区に適用される制度	強
近郊緑地保全区域	首都圏の近郊整備地帯に位置し、良好な自然的環境が相当規模の広さで存在する土地の自然的環境を保全する制度	緩やか
近郊緑地特別保全地区	近郊緑地保全区域の自然的環境の保全上、特に重要な地区に適用される制度	強
風致地区	都市の良好な自然的景観を形成している区域の風致を維持する制度	緩やか
特別緑地保全地区	都市内の良好な自然的環境を現状凍結的に保全する制度	強
保安林	公衆の保健や土砂崩壊の防備等を目的として指定される制度	強
都市計画公園	都市計画法に基づき、都市の施設として計画決定された公園	強
農用地区域	長期にわたる農業上の利用を確保する制度	強
生産緑地地区	良好な都市環境を確保するため、市街化区域内農地の計画的な保全を図る制度	強
緑地保全推進地区	市の条例に基づき、歴史文化的環境の確保や健全な生態系の保持、防災・減災等を目的に緑地の保全を図る制度	緩やか
保存樹林	良好な樹林等の保全を目的として指定する制度	緩やか

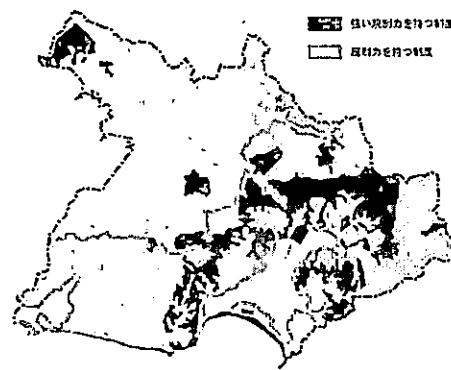
注) 強は現状凍結的保全等の強い規制力を有する制度、緩やかは保全の規制力は有しつつも一定の開発行為等を許容している制度



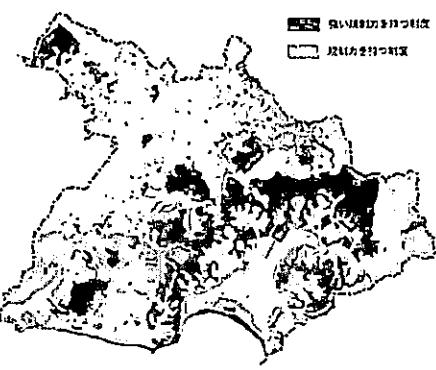
昭和 13 年(1938 年)頃の法制度適用状況  
・規制力を持つ制度 市域の約 54.5%(約 2,156ha)



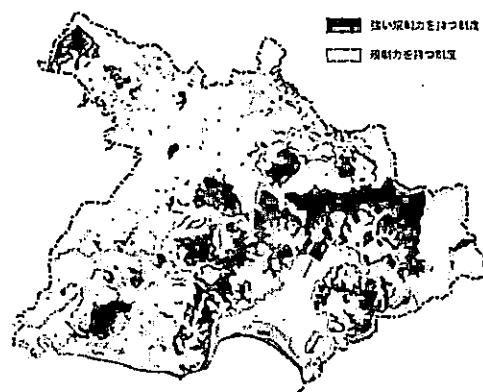
昭和 50 年(1975 年)頃の法制度適用状況  
・強い規制力を持つ制度 約 383ha(約 9.7%)  
・規制力を持つ制度 約 2,225ha(約 56.3%)



平成 8 年(1996 年)頃の法制度適用状況  
・強い規制力を持つ制度 約 69.3ha(約 17.5%)  
・規制力を持つ制度 約 2,225ha(約 56.3%)



平成 22 年(2010 年)頃の法制度適用状況  
・強い規制力を持つ制度 約 1,149ha(約 29.1%)  
・規制力を持つ制度 約 2,267ha(約 57.3%)



令和 2 年(2020 年)の法制度適用状況  
・強い規制力を持つ制度 約〇〇ha(約〇%)  
・規制力を持つ制度 約〇〇ha(約〇%)

図 1-11 緑地保全に係る制度適用の推移

#### (4) 緑に対する市民意識

- 令和元年度(2019年度)の市民意識調査では、本市が「豊かな自然や自然的景観を大切に保全するとともに、市民が緑とふれあえるまち」と感じているかの問い合わせに対して「とてもそう思う」が15.4%、「少しそう思う」が45.3%で、肯定的意見が約61%となっています。  
このことから、市民の半数以上は、本市が緑とふれあえるまちであると認識していることがわかります。

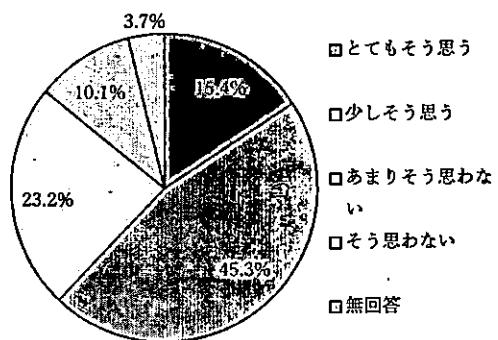


図 I-12 緑とふれあえるまちかについて  
令和元年度(2019年度)鎌倉市市民意識調査

- 「これからも住み続けたいか」の問い合わせに対しては、「住み続けたい」が86.9%を占めており、その理由の2番目に「緑自然が豊か」(25.1%)が挙げられています。

■鎌倉に住み続けたい理由	
①住み慣れていて愛着がある	43.3%
②緑や自然環境が豊か	25.1%
③子育て環境	1.6%
④災害に対して安全	1.6%

このことから、緑は市民にとって大事なものであると認識されていることがわかります。

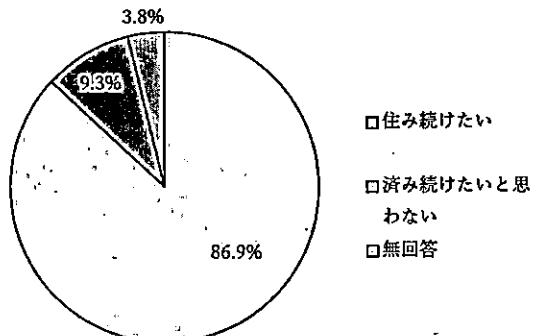


図 I-13 鎌倉に住み続けたいかについて  
令和元年度(2019年度)鎌倉市市民意識調査

- 令和2年度(2020年度)に緑の基本計画の見直しのために行った、「緑についての市民からの意見募集」では、「山林や樹木の保全管理の充実」に対する意見が最も多く寄せられました。

・防災の視点からの緑地保全が必要	・湿地の適切な維持管理が必要
・山林の管理・伐採が必要	・公園の木々の維持管理の体制を考える
・緑の多い公園を増やす	・ハイキングコースの整備等

このことから、今後も維持管理を充実していく必要があることがわかります。

- 平成31年度(2019年度)に都市公園の再編整備のために行った「公園の利用に関する市民意識調査」では、身近な公園を「利用されている」が56%「利用されていない」が44%でした。

このことから、市民の約半数は公園を身近なものであると認識していることがわかります。

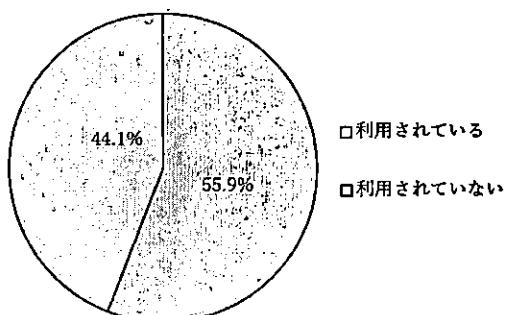


図 I-14 身近な公園の利用について  
令和元年度(2019年度)鎌倉市市民意識調査

## (5) 緑の市民活動

- 本市は、確保した緑地の維持管理に対し、市民が適正な役割を果たす仕組をつくるため、連携の推進の一環として、豊かな丘陵の樹林地を管理する緑のレンジャー(シニア)を育成しています。
- 自然の生き物や草花とふれあうことで、自然に対する意識の高い緑のレンジャー(ジュニア)を育成しています。
- 昭和 39 年(1964 年)にナショナルトラスト団体と言われる(公財)鎌倉風致保存会が、緑の市民団体の草分けとして、緑地保全管理やイベントの開催など幅広い活動を実施しています。
- 公共の緑である身近な公園・街路樹・市民緑地の維持管理・育成を目的とする愛護団体が結成されており、令和元年度(2019 年度)現在では 110 団体に達しています。

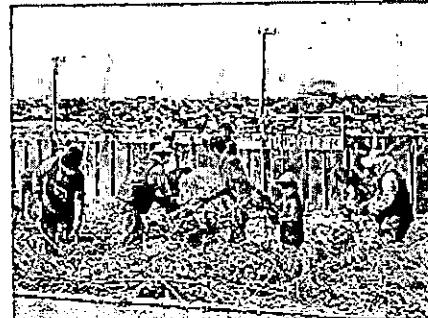
表 1-5 緑の市民活動団体

団体名等	活動内容
(公財)鎌倉風致保存会	・山林等の維持管理活動 ・体験学習、研修会、展示会 等
(公財)鎌倉市公園協会	・公的な緑化推進団体の育成 ・様々な体験事業、自然観察会、講習会
公園愛護会	・街区公園等の清掃及び除草等 (89 団体、157 公園等)
街路樹愛護会	・街路樹の清掃及び除草 (21 団体、37 路線)
市民緑地愛護会	・市民緑地として公開されている緑地の清掃及び除草等
NPO 団体	・4 団体 (内閣府の NPO 法人ポータルサイトに登録している団体の中で、鎌倉市内に主たる事務所の所在地を有し、自然環境に関する活動をおこなっているもの)
市遊休農地対策協議会	・平成 25 年度以降、関谷地区の農用地区域内の農地復元実践活動に、三菱電機株式会社社員が社会貢献活動として継続して参加

令和 3 年 1 月現在



山林の管理活動



農地の復元実践活動



生活空間の緑の管理活動



市民緑地の管理活動

## I-4 機能別に見た緑の現状

### (1) 歴史文化を守る緑

○中世の歴史的建造物と周囲の自然的環境が一体性をもつて保存されている鎌倉市の歴史的風土は、日本を代表する歴史文化遺産であり、世界的にも高い価値を有しています。

#### ①現況

##### ■古代から、近世にかけての豊かな歴史文化遺産の存在

○本市は、鎌倉時代を中心とする中世の歴史的建造物や史跡などがコンパクトな都市空間の中に凝集し、周囲の自然環境に溶け込んで風格ある歴史的風土を形成しています。

○多くの社寺や歴史文化遺産が存在する鎌倉地域を中心とする区域に対しては、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域を指定することにより、普遍的な価値を有する古都の歴史的風土が一体的に保存されています。

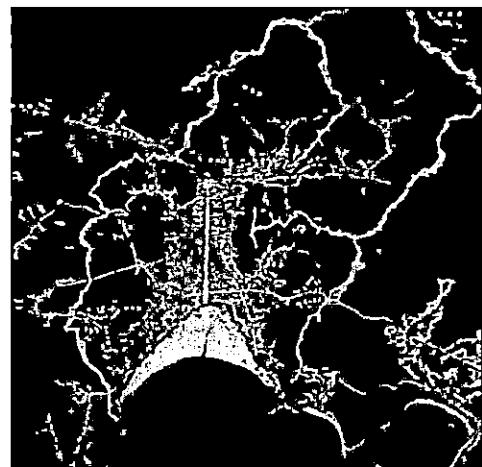
○文化財保護法に基づく主な歴史文化資源として、42件の史跡(社寺境内地・切通・寺院跡・大路・やぐら群等)、3件の名勝(庭園)、32件の天然記念物(社寺境内地内の樹木)が指定されています。

○市域には、鎌倉五山と呼ばれる5つの寺院をはじめ120の寺院と42の神社が立地しています。寺院や神社と共に緑が守られています。

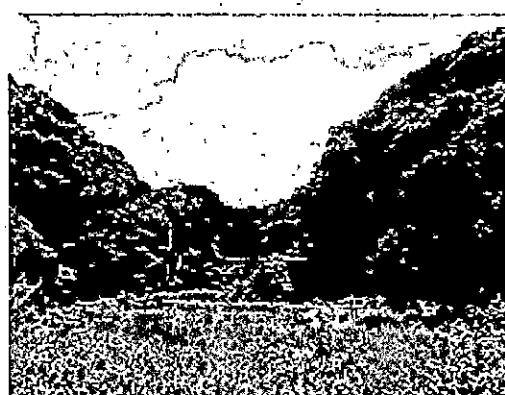
○本市は、明治期以降数多くの華族・文化人・政財界人などが別荘を構えた土地であり、これらの人々の旧居やゆかりの場所が各所に見られます。別荘の庭が残っているところもあります。

○市域の約7割が文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地となっており、中世都市遺構を中心とする遺跡が数多く存在しています。

○本市には、中世を生きた武士や庶民の中で伝承されてきた潮神楽、面掛行列などの祭事が、豊かな緑地空間の中で今日に受け継がれています。



中世鎌倉模型写真  
大学共同利用機関法人 人間文化研究機構  
国立歴史民俗資料館所蔵



歴史的風土保存区域



祭事などの空間を構成する緑地(鎌倉神楽)

## ②評価

- 歴史文化都市としての本市の都市特性は、歴史文化遺産と結びついた緑を含めて成立しているものであり、緑が歴史的文化的環境の維持に大きく寄与しています。
- 市域に分布する社寺境内地は、約 5 割が歴史的風土保存区域内に立地しており、これらの歴史的建造物と社寺林が鎌倉の歴史的風土の形成に重要な役割を果たしています。
- 社寺境内地の多くは、緑の骨格軸に沿った位置にあり、歴史文化と緑のネットワークを形成する重要な要素となっています。



報国寺の社寺林

## ③取組

- 国により、平成 28 年（2016 年）に鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画を含む全ての歴史的風土保存計画が変更され、関係地方公共団体は市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととなり、市民団体等が緑地管理等に参加しやすくなりました。
- 県は、歴史的風土特別保存地区内の買入れた土地を対象に古都保存緑地管理指針を定め、平成 26～平成 29 年度（2014～2017 年度）に倒木の危険性のある樹木の伐採など計画的に維持管理しています。
- 平成 28 年度（2016 年度）からは、県が歴史的風土特別保存地区内の県有地において月 1 回の巡回点検をし、危険木の伐採等を行い、防災に努めています。
- 歴史的風土保存区域ほかの樹林地を対象に、土地所有者支援策として、樹林管理事業を実施しています。
- 第 2 次一括法の施行に基づき、鎌倉市風致地区条例、鎌倉市風致地区条例施行規則を平成 26 年度（2014 年度）に施行し、鎌倉市風致地区条例に基づく鎌倉市風致保全方針を平成 28 年度（2016 年度）に定めました。
- 歴史的、学術的に価値のある史跡を守り活用していくため、史跡の指定を進めており、国指定史跡の永福寺跡については発掘調査と環境整備事業を進め、平成 30 年度（2018 年度）から一般公開を開始しました。
- 市では史跡の公有地化を進めており、平成 26 年度（2014 年度）現在で対象面積の 88.4% の公有地化を達成しています。
- 「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」平成 27 年（2015 年）に策定して、歴史的遺産と共生するまちづくりを推進しています。
- 本市は、平成 28 年度（2016 年度）に、文化庁が実施している「地域の歴史的魅力や特色を通じて我国の文化・伝統を語る日本遺産」の認定を受けました。

表 1-6 鎌倉市の主な歴史文化資源

種類	種類	資源
国・県・市指 定文化財	史跡	鎌倉五山(建長寺、円覚寺、寿福寺、淨智寺、淨妙寺)
		切通(化粧坂切通、朝夷奈切通、釈迦堂切通、大仏切通、名越切通)
		旧居(旧前田侯爵邸、旧華頂宮邸、扇湖山荘 等)
		段葛
		やぐら(百八やぐら、瓜ヶ谷やぐら群、十一人塚、多宝寺址やぐら群 等)
歴史的風致形成建造物	名勝	その他(鶴岡八幡宮境内、永福寺跡、若宮大路、和賀江嶋、稻村ヶ崎 等)
		建長寺庭園、円覚寺庭園、瑞泉寺庭園
歴史的風致形成建造物		鎌倉国宝館、鎌倉文学館 等

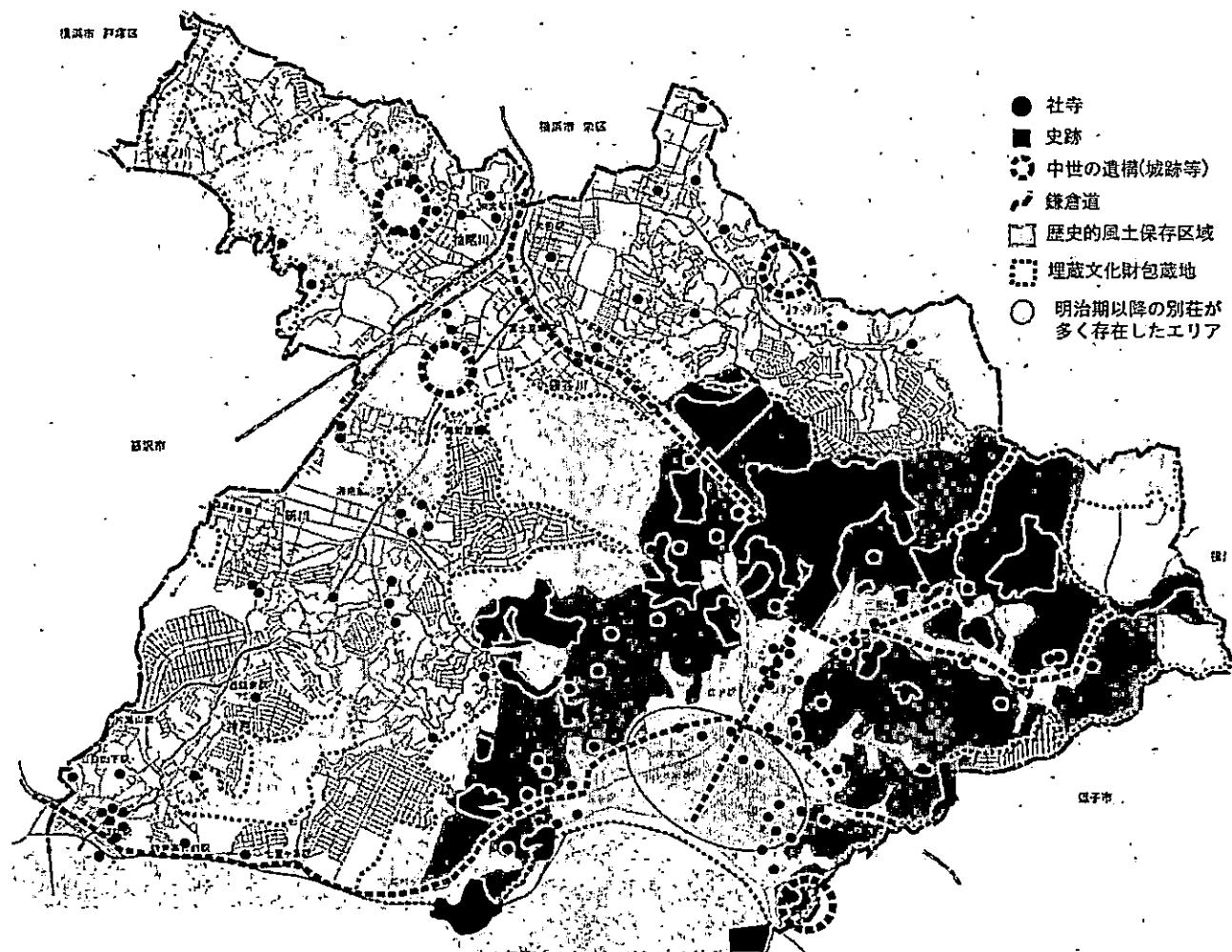


図 1-15 主な歴史文化資源分布図

## (2) 生物多様性を育む緑

- 生物多様性とは、様々な生き物がお互いに影響しあいながらバランスを保って共存している状態をいいます。緑は、様々な生物の生息生育環境の基盤を形成して生物の多様性を維持し、生態系の保全に寄与します。
- 緑と生物との関係では、緑の規模が大きく自然環境が多様であるほど生物の多様性が高くなり、特に水辺環境の存在が生物の多様性を高めることが確認されています。
- 鎌倉は山・川・海の豊かな自然を有していますが、近年は山林・水辺の管理不足や外来生物の増加、気候変動の影響等を受け、希少種・重要種の減少など、生物多様性の観点から自然環境の質が低下している状況が見られます。

### ①現況

#### ■豊かな自然環境の存在と変化

○本市では、丘陵尾根部から谷戸に延びるまとまりのある山林や社寺林、屋敷林、河川・水辺地などが結びついた自然環境が残されています。

○本市の緑は、多摩丘陵と三浦丘陵を結ぶ結節点の緑として、広域的な生態系ネットワークの形成に重要な役割を果たしています。また、丹沢や箱根に分布する様々な動植物の隔離分布も見られます。



谷戸の自然環境が保全された鎌倉中央公園

○自然環境の主体をなす山林の植生は、多くが人との関わりによって成立した代償植生と呼ばれる落葉広葉樹二次林のイヌシデ-コナラ林で占められており、これに混在する形でスギ・ヒノキの針葉樹植林地や常緑広葉樹林が分布しています。この二次林は伐採等が行われなくなったことで、徐々にスタジイやタブ等の常緑広葉樹林に移行しつつあります。また、竹林が拡大しています。

○鶴岡八幡宮、建長寺、鎌倉文学館等の背後の丘陵地や鎌倉広町緑地の一部などには、自然植生であるヤブコウジ-スタジイ群集などの常緑広葉樹が見られます。

○市内 22 地区の緑地を対象とする自然環境調査（平成 15 年（2003 年）発行）では、125 科 587 種の植物が確認されています。また、37 種の植物群落が確認されており、それぞれの緑地は 1 つの植生区分ではなく、自然林から二次林、植林地、草地、竹林などの複数の植生区分で構成されており、尾根から谷戸にかけて多様な植物の生育が確認されています。

○図 1-16 の 22箇所の緑地に対する自然環境調査では、哺乳類 10 種、爬虫類 9 種、両生類 6 種、鳥類 65 種、昆虫類 971 種、魚類 7 種、底生動物 51 種の生息が観察され、神奈川県のレッドデータブックに貴重種に指定されているカヤネズミとホトケドジョウの生息が確認されています。

表 I-7 生物多様性の指標となる動物種

植物種	
貴重種	ヒカゲワラビ、タコノアシ、エビネ、キンラン
注目種	コクラン、ギンラン、シュンラン、サイハイラン、アキザキヤツシロラン、カントウカンアオイ、ツクバトリカブト、ニセジュズネノキ
動物種	
貴重種	鳥類(フクロウ、カワセミ等)、昆虫類(ギンヤンマ、ゲンジボタル等)、その他(カヤネズミ、シマヘビ、ニホンヒキガエル、ホトケドジョウ等)
哺乳類	アズマモグラヒミズ、特定外来生物(タイワンリス、アライグマ)、在来種(ノウサギ、イタチ等)
鳥類	夏鳥(ツバメ、ヤブサメ等)、冬鳥(カシラダカ、ツグミ等)、留鳥(モズ、スズメ、モズ、ムクドリ等)、キツツキ類(アカゲラ等)、種子食(シメ、イカル等)、昆虫食(エナガ、キビタキ等)、水鳥(カルガモ、カワウ等)
爬虫類	ヤモリ、トカゲ、カナヘビ、シマヘビ等、外来種を除く全種
両生類	ニホンヒキガエル、アマガエル、ニホンアカガエル等、外来種を除く全種
昆虫類	樹林性チョウ類(オスジアゲハ、クロアゲハ等)、林縁性チョウ類(ヒカゲチョウ、アカタテハ等)、草地性チョウ類(キタテハ、モンシロチョウ等)、樹林性昆虫類(カブトムシ、コクワガタ等)、林縁性昆虫類(アカスジキンカメムシ、アオジョウカイ等)、草地性昆虫類(クロヤマアリ、エンマコオロギ等)、流水性昆虫類(トンボ)、止水性昆虫類(シオカラトンボ、アキアカネ等)、ヘイケボタル、ゲンジボタル

出典:鎌倉市自然環境調査 鎌倉市

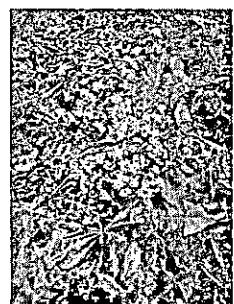
■調査地点で確認された植物種



キンモンヒヨドリ

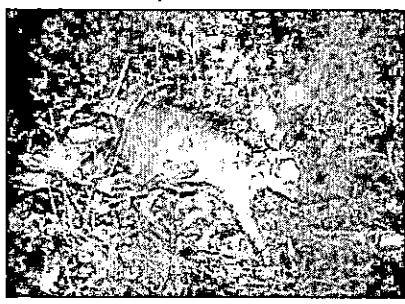


リュウノウギク

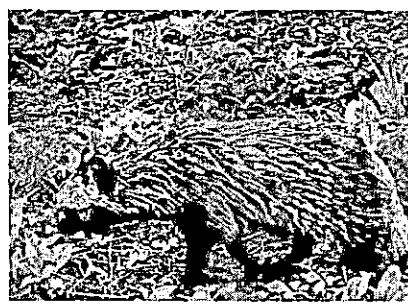


ヤクシソウ

■調査地点で確認された動物種



ノウサギ



タヌキ

## ②評価

○本市では、生態系の骨格をつくる丘陵山林・河川・自然海岸線が生物多様性保全の観点から特に重要です。

○河川については、源流域から海につながる水系の連続性が維持されていますが、河川の中下流域では、土地利用の変化等によって緑地が減少し、生物多様性は低下しています。

○近年、本市の自然は次のような要因によって変化しつつあり、生物多様性保全の機能が低下している状況がうかがえます。

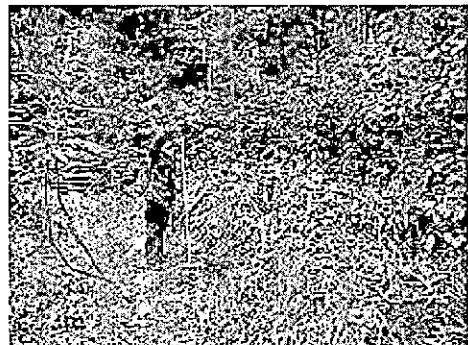
表 1-8 自然環境に変化を及ぼしている要因と状況

要因	内容
山林の管理頻度の低下など自然への働きかけの縮小	人の生活との深いつながりの中で一定の管理の頻度を維持してきた山林や水辺地への関わりが薄れたことで、山林や水辺地が荒廃し、生物の生息環境が大きく変化しています。人為的な伐採の機会を失った樹木は巨木化し、倒木や土砂崩れが発生しやすい要因ともなっています。
気候変動に伴う土砂災害等の発生	近年の気候変動に伴う洪水や土砂災害は生態系にも大きな影響を及ぼしており、生き物の生息生育地である谷戸の樹林地や水辺地の自然環境が、大雨によって根こそぎ改変される状況が見られます。
市街化に伴う生き物環境の変化	宅地としての土地利用や河川改修は都市機能を維持する上で必要な行為ですが、一方で生物の環境を変化させる要因ともなります。
移入(外来)生物種の増加・温暖化の影響	市内では、特定外来生物に指定されているタイワンリスとアライグマが広く分布しているほか、明治維新前に国内に移入されたハクビシンの生息が確認されています。これらの生物の増加は、在来種を捕食する他、餌資源地や生息場所を奪う行為を行うことでその土地本来の生態系を変化させています。 また、気候変動による気温上昇も在来生物の生息生育環境に変化を与える要因となっており、例えば、2000 年代に入ると南方系蝶類のクロコノマチョウ、ナガサキアゲハ、ムラサキツバメ等が生息分布を広げて観察されるようになっています。

## ③取組

○様々な市民団体が源氏山公園、佐助稻荷神社、鎌倉中央公園、鎌倉広町緑地、山崎・台峯緑地、(仮称)常盤山緑地、佐助川、御谷川、逆川等の複数の公園や河川で、生態系の保全活動を行っています。

○平成 21 年度(2009 年度)～平成 30 年度(2018 年度)、緑地の機能的・環境的な質の充実を図ることを目的として、特別緑地保全地区内の市有緑地を対象として、「確保緑地の適正整備」を行ったところ、鎌倉市緑化推進専門委員のモニタリングでは緑地の質が良くなつたと評価されました。



確保緑地の適正整備の調査

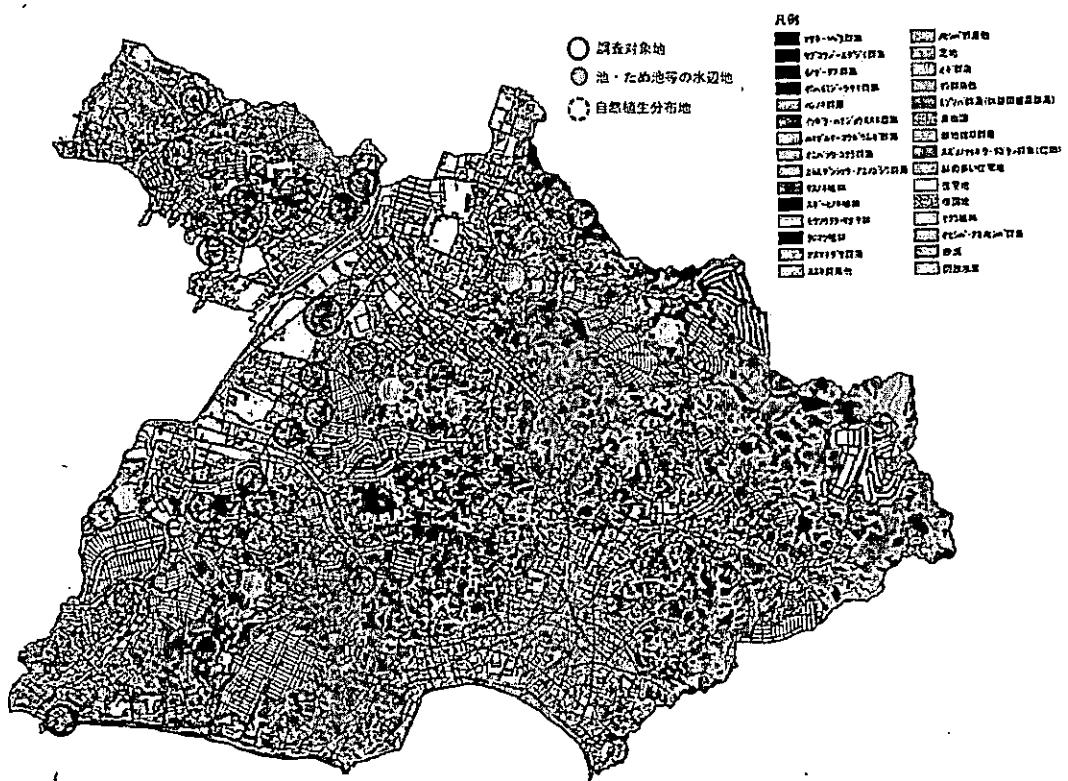


図1-16 植生図  
鎌倉市自然環境調査（平成15年（2003年））を基に作成

#### ■重要性の高い場所、生き物に利用される場所



多様な生き物の生息地である水辺地である  
山崎・台峯緑地の池

谷戸では、地中に浸透した雨水が伏流水となり、谷戸の底から染み出て、様々な生き物の生息地となっています。



木のまたにできた  
穴に溜まった水

鳥等が水飲み場として利用しています。

### (3) 安全安心をもたらす緑

- 市域には、樹林地・農地・河川・都市公園など、市街地の延焼防止機能を持った多くの緑が存在しております。都市公園の一部は災害時の広域避難場所となっています。
- 気候変動に伴う災害リスクの高まりの中で、適切に維持管理された樹林地は、豪雨時等に洪水を調節し、土砂の流出を防ぐなど、自然災害の発生を防ぐ役割を果たします。
- 本市は歴史的風土保存区域の大部分が土砂災害の警戒区域と重なっている他、急傾斜地が各所に存在しています。

## I) 地震・津波災害

### ① 現況

#### ■ 災害時の避難場所となる緑・オープンスペース

○地震発生時等に利用できるよう市では市内各所に避難所を指定しており、都市公園もその中に含まれています。また、緑は市街地の延焼防止機能を持っており、市内の各所に存在します。

#### ■ 大規模地震発生の可能性

○本市では、大正12年の関東大震災で甚大な被害が発生しましたが、再び大規模地震による被害の発生が懸念されています。今後、発生確率が高く、本市に大きな影響を与えると考えられている「都心南部直下地震」と「三浦半島断層群の地震」の発生時における地震の規模と本市の被害は、神奈川県の行った地震被害想定調査で次のように想定されています。

表 I-9 大規模地震発生時の規模と鎌倉市の被害想定

項目	都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震
震度	横浜等で6強	三浦地域で6強
マグニチュード	7.3	7.0
発生確率	30年間で70%	30年内で6~11%
建物の全壊棟数	720棟	1,080棟
焼失棟数	520棟	20棟
死者数	30人	50人
負傷者数	1,050人	1,270人
I~3日避難者数	9,310人	13,290人

神奈川県地震被害想定調査 平成27年3月  
神奈川県地震被害想定調査委員会

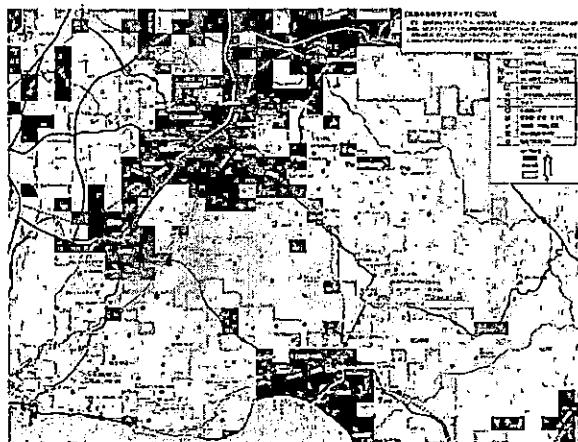


図 I-17 鎌倉市の揺れやすさマップ 鎌倉市  
鎌倉市地震ハザードマップ 令和2年(2020年)4月作成

- 津波災害については、平成27年(2015年)7月に策定した「鎌倉市津波避難計画」で、最高津波高さ、最短津波到達時間、最大浸水面積を想定しています。  
これによると、最高津波高さは14.5m、最短津波到達時間は8分で、鎌倉地域から腰越地域の海浜から低地にかけてのほぼ全域が浸水予想区域に含まれています。

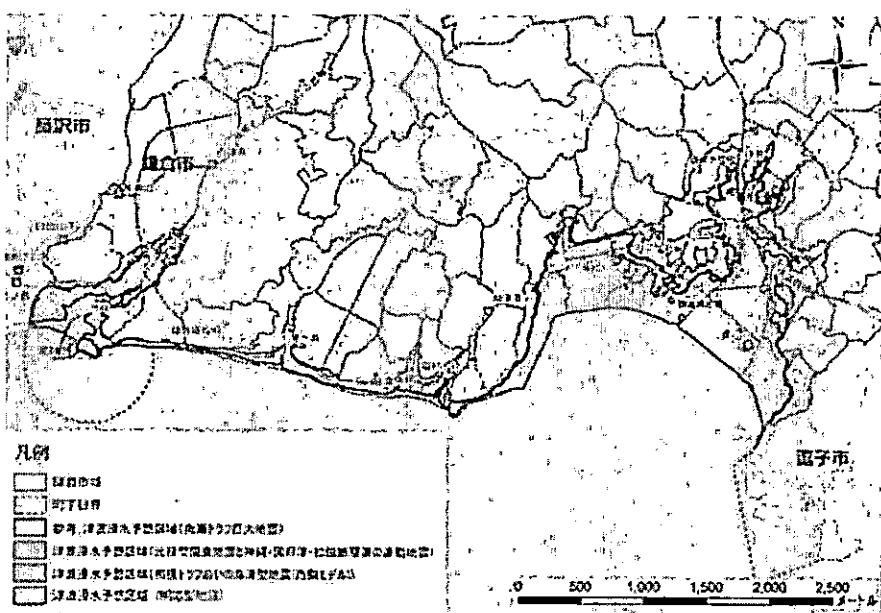


図 I-18 津波発生時の浸水予想区域  
鎌倉市津波避難計画 平成 27 年(2015 年)7 月

※浸水予想区域は、4 つの地震  
(明応型地震、相模トラフ沿い  
の海溝型地震、元禄型関東地震  
と神縄・国府津-松田断層帯の  
連動地震)による津波浸水想定  
区域の重ね図

## ②評価

- 大規模火災の延焼防止には、市街地を分節する丘陵山林や市街地内に残る樹林地、生産緑地、河川、市街化調整区域のまとまりのある農地等が大きな役割を果たします。
- 津波来襲時の緊急避難施設(空地)が定められていますが、観光客が集中する鎌倉地域では避難空地の配置が少ない状況が見られます。
- 街区公園の一部は、自主防災組織が定めた集合場所となっていますが、面積要件や立地条件から十分な活用が難しい公園も見られます。

## ③取組

- 地震災害時の市民の避難場所として、18 力所の広域避難場所、25 箇所の避難所(ミニ防災拠点)を指定しており、このうち都市公園が 3 箇所含まれています。
- 津波発生時の市民及び海水浴客等の避難施設として、29 棟の避難建築物と、24 力所の避難空地を指定しています。
- 平成 27 年(2015 年)4 月に、防災トイレやかまどベンチ等の防災機能を有する防災公園(岩瀬下関防災公園)を供用開始しました。
- (仮称)材木座 1 号緑地は、津波襲来時の避難場所となるよう、整備を行いました。
- 一部の緑地や都市公園等では、地域の貴重なオープンスペースとして防災倉庫が設置されています。



岩瀬下関防災公園の防災施設

表 I-10 鎌倉市避難場所一覧

区分	場所・施設
広域避難場所	鎌倉霊園、鶴岡八幡宮、横浜国大附属鎌倉小・中学校、源氏山公園、葛原岡神社、御成中学校、七里ガ浜ゴルフ場、県立鎌倉高等学校、東レ基礎研究所、深沢多目的スポーツ広場及び周辺、深沢中学校、笛田公園、北鎌倉女子学園グラウンド、富士塚小学校、玉縄中学校、県立フラワーセンター大船植物園、清泉女学院、栄光学園、鎌倉カントリークラブ、鎌倉中央公園、鎌倉女子大学大船キャンパス
ミニ防災拠点	(鎌倉地域)第一小学校、第二小学校、稻村ガ崎小学校、第一中学校、御成中学校、御成小学校、第二中学校、(腰越地域)腰越小学校、西鎌倉小学校、七里ガ浜小学校、腰越中学校、(深沢地域)深沢小学校、山崎小学校、富士塚小学校、深沢中学校、手広中学校、(大船地域)小坂小学校、大船小学校、今泉小学校、大船中学校、岩瀬中学校、(玉那覇地域)玉縄小学校、関谷小学校、植木小学校、玉縄中学校
津波来襲時緊急避難施設 (避難空地)	(大町材木座)光明寺、来迎寺、光明寺、長勝寺、実相寺、第一中学校、名越クリーンセンター、紅谷旧市営住宅跡、(由比ガ浜・御成町)鎌倉わかみや、鎌倉海浜公園、御成小学校、御成中学校、(長谷・坂ノ下)光則寺、高徳院、長谷寺、御靈神社、鎌倉文学館、(稻村ガ崎)七里ガ浜ゴルフ場、県立鎌倉高校、県立七里ガ浜高校、(腰越・津)小動神社、モンタナ修道院、腰越小学校

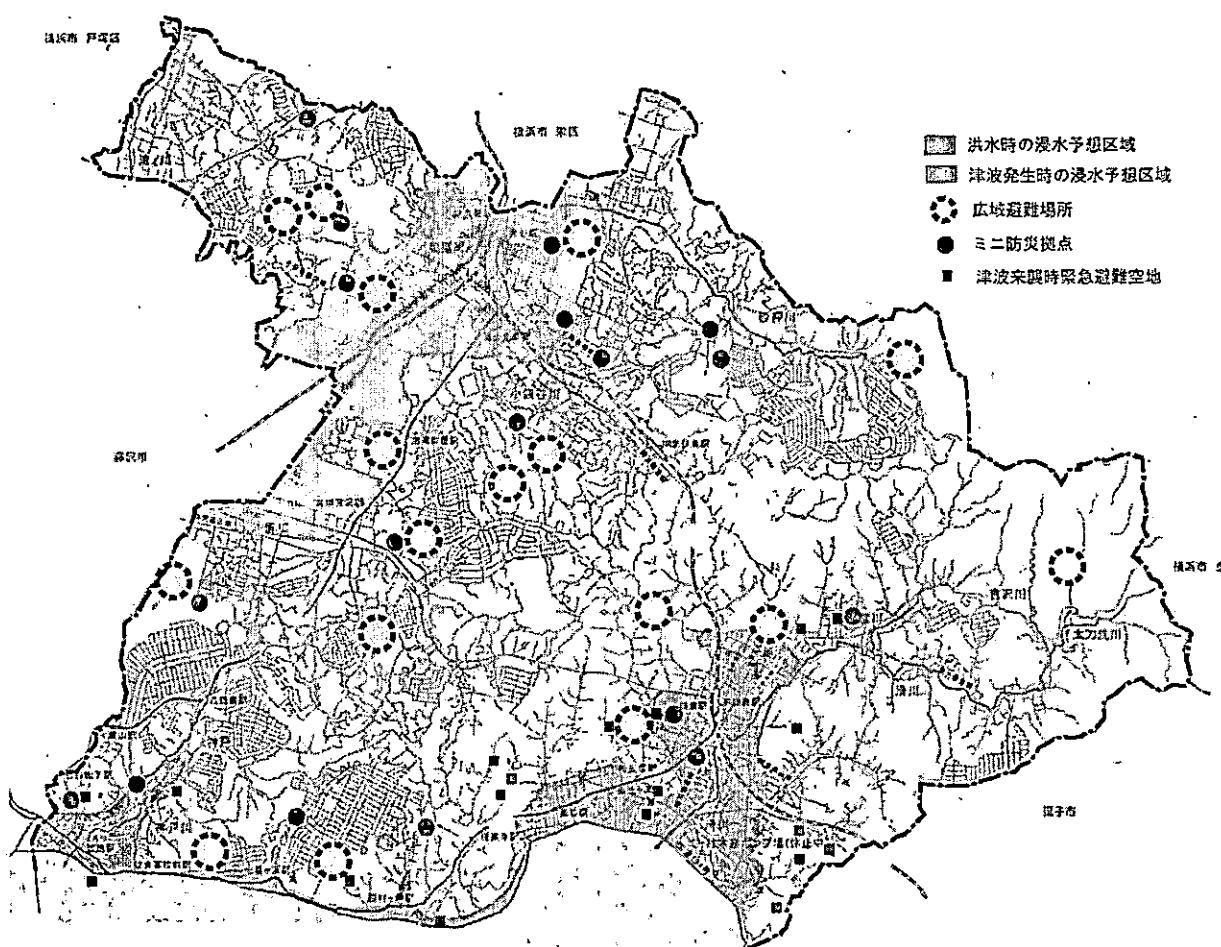


図 I-19 津波浸水・洪水浸水予想区域と避難場所

## 2) 土砂災害

### ① 現況

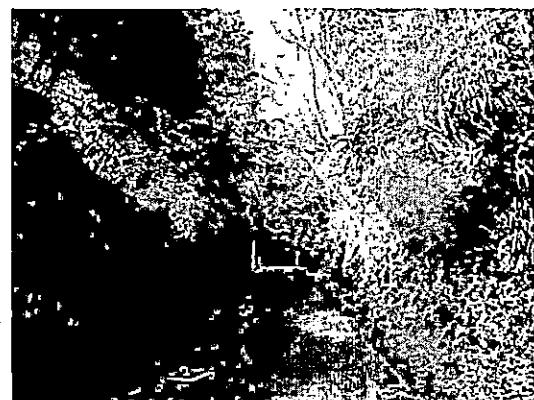
#### ■ がけ崩れを抑える樹木の根

○ 斜面地に生えた樹木は、枝や葉により雨が地表面に直接当たり浸食することを防止し、根が地表面や地中にネット状に張ることでがけ崩れを防止する働きがあります。ただし、樹木が巨木化したものについては、台風や大雨時に風を受けやすいために、土砂崩れや倒木を引き起こすことがあります、土砂災害の発生リスクにもなっています。

#### ■ 土砂災害発生の危険性

○ 谷戸が複雑に入り組む起伏に富んだ構造となっていますが、加えて「切通し」の言葉にあるように、主に防御を目的として山崖状に削り、その堆積土の上に山林が形成されている場所が多くあるため、市街地が山裾まで迫っている状況において、土砂災害に対して脆弱な構造を有しています。

令和元年(2019年)10月には台風19号により10件のがけ崩れが発生しました。



鎌倉の切通し

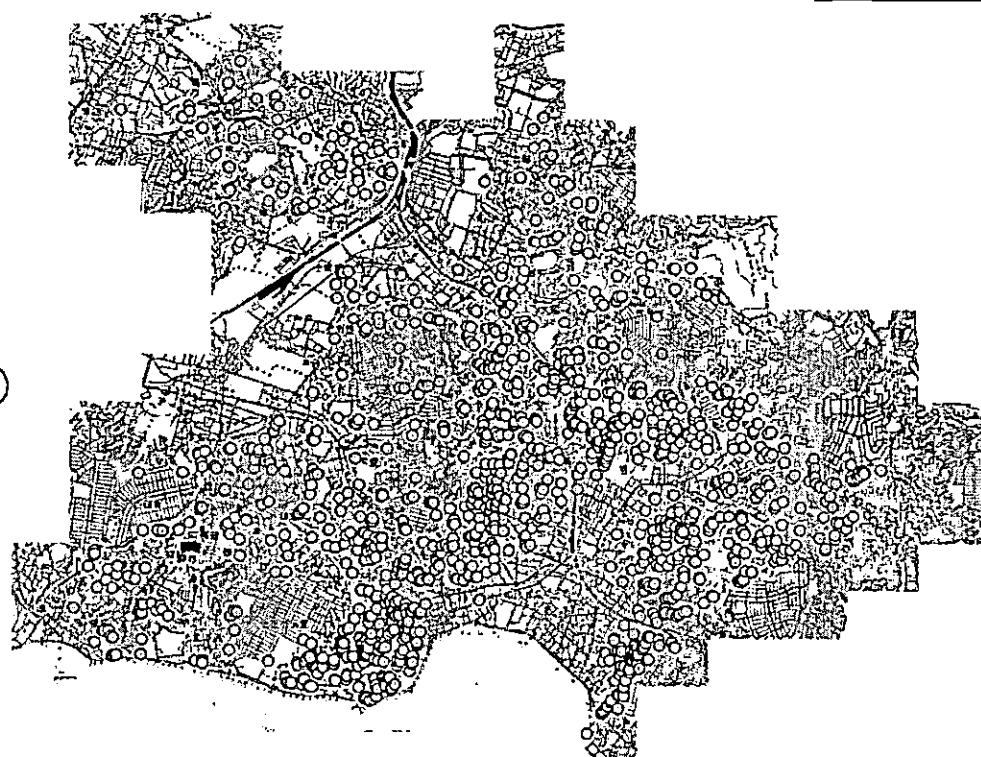


図 I-20 過去の倒木・がけ崩れ発生地の分布状況

表 I-11 近年のがけ崩れの発生状況

年度	発生件数(件)
H15年	26
16	381
23	4
24	4
25	2
26	24
27	0
28	1
29	1
30	0
R元	12

鎌倉市地域防災計画 資料編  
平成30年度/令和元年度版  
鎌倉市防災会議

○市域には、鎌倉地域を中心に、次のような土砂災害関連の法律に基づく警戒区域等の制度が指定されています。

表 I-12 土砂災害関連制度の適用状況

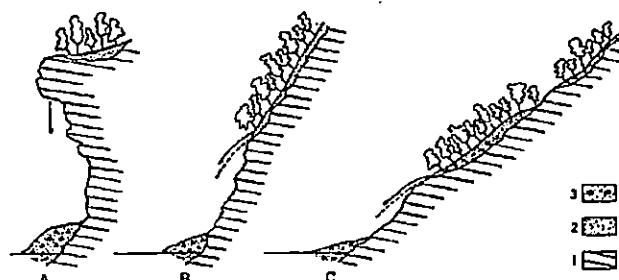
法律名	制度名	内容	指定箇所・面積
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域	土石流警戒区域 65 箇所(指定済み) 急傾斜地崩壊警戒区域 414 箇所(指定済み)、 407 箇所(未指定)
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域	土石流特別警戒区域 20 箇所(指定済み)
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護することを目的として、一定の行為を制限する必要がある土地の区域	94 区域、165.66ha
森林法	土砂流出防備、土砂崩壊防備保安林	土砂の崩壊等の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林	約 105ha

※土石流警戒区域・土石流特別警戒区域、急傾斜地崩壊警戒区域の指定箇所は、令和 2 年(2020 年)12 月現在 神奈川県資料

※急傾斜地崩壊危険区域の指定区域、指定面積は、平成 31 年(2019 年)3 月現在、鎌倉市資料

※保安林の指定面積は令和 2 年 3 月現在

○本市で発生する土砂災害は、次のようなタイプがあります。



- A: 岩塊の崩落
  - B: 表土の滑落
  - C: 崖錐または崖錐性堆積物の滑落
- 1 はシルト岩、2 は表土、3 は崖錐または崖錐性堆積物

図 I-20 鎌倉市の土砂災害のタイプ

鎌倉市文化財総合目録 地質・動植物・植物偏



令和元年の台風被害状況

上：十二所果樹園での倒木  
写真提供：(公財)鎌倉風致保存会  
下：史跡永福寺跡での土砂崩れ

## ②評価

- 市街地の住宅地等に隣接する急峻な斜面樹林地の多くは、間伐・下刈り・枝払い・伐採等の管理頻度が低下したことで枯損木の発生、樹木の巨木化が進み、土砂災害や倒木などの危険性が高まっています。
- 土砂災害警戒区域等に指定されている場所の多くは、下位面に住宅地が形成された丘陵や谷戸との斜面地であり、倒木等の被害防止に向けた山林の適切な管理が大切です。

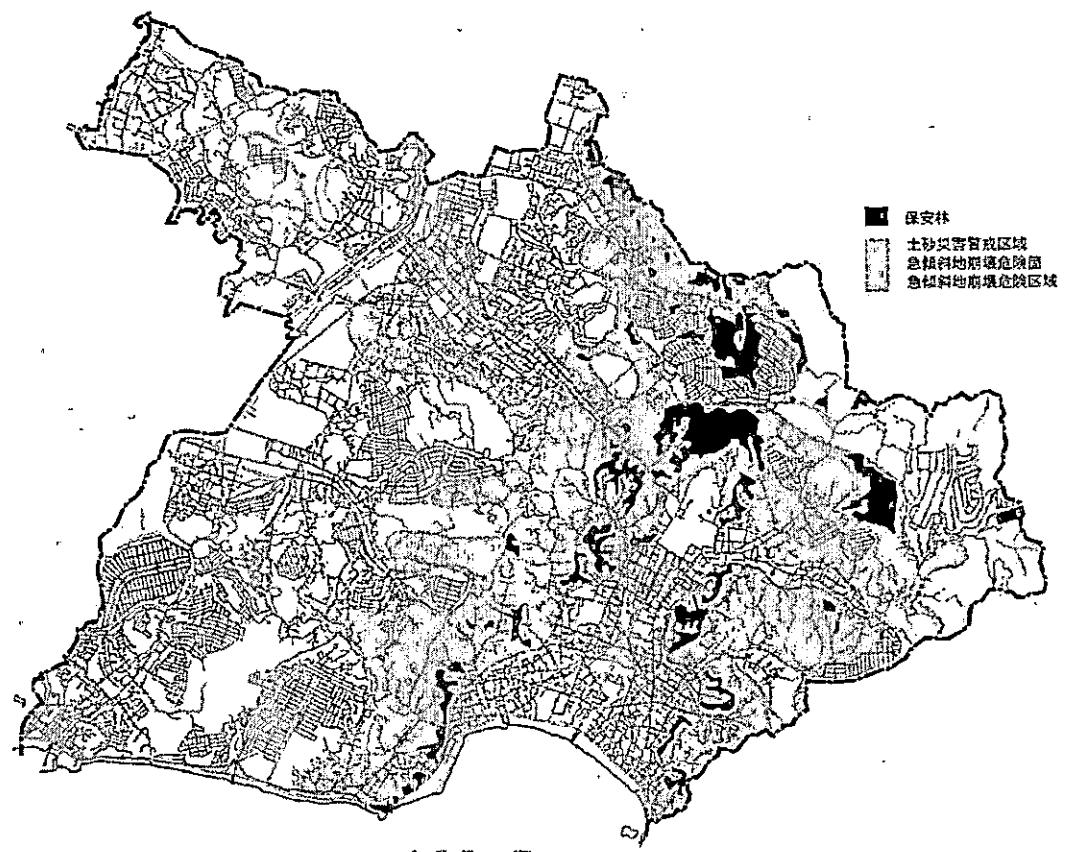
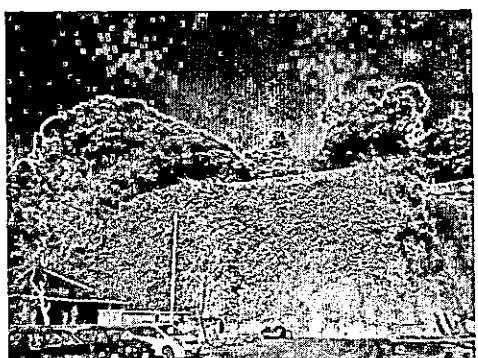


図 1-22 土砂災害警戒区域等の指定区域

## ③取組

- 本市は、令和 2 年(2020 年)2 月に、市民の命を守るため、気候変動の適応策として風水害対策等を強化することを盛り込んだ、「鎌倉市気候変動非常事態宣言」を表明しました。
- 本市では、歴史的風土保存区域・近郊緑地保全区域・特別緑地保全地区等の樹林地を対象に、土地所有者の緑地維持管理の支援策として樹林管理事業を行ってきました。
- 平成 31 年(2019 年)には、市が管理する緑地を計画的に維持管理していくための指針となる「鎌倉市緑地維持管理計画」を作成し、安全・防災対策の視点に立った基本方針を定めました。
- 県が急傾斜地壊危険区域などで景観に配慮した防災工事を実施しています。



景観に配慮した法面工

#### (4) 交流活動とふれあいを広げる緑

- 自然とのふれあいや緑の中での活動は、ストレスの軽減や疲労回復に効果があることが確認されており、高齢化やコロナ禍での人々の健康・ライフスタイルの変化などが大きな社会テーマになる中で、緑・オープンスペースの果たす役割が大きくなっています。
- 鎌倉市は年間約1,900万人が訪れる観光都市であり、歴史文化、海、都市公園、庭園、ハイキングコース等の緑の資源が広域的な交流・活動の場としても利用されています。
- 都市公園は、交流・散策・遊び・スポーツ・自然とのふれあいなどを楽しむ市民の交流・活動の中心となる施設です。

##### ①現況

###### ■公園、海岸線、社寺や史跡など多数の資源が存在

- 歴史文化や自然とのふれあいの場として、地区公園・総合公園・風致公園や、海岸線、眺望地点、社寺や史跡など様々な緑の資源が全市的に多数分布しており、各種イベント等が行われています。また、美しい庭園を持つ景観重要建築物、眺望地、社寺、ハイキングコース、関東ふれあいの道、神奈川県立フラワーセンター大船植物園（愛称：日比谷花壇大船フラワーセンター）などがあり、これら施設・資源の巡り歩きも楽しめます。

###### ■年間1,900万人以上の観光客を受け入れる観光・レクリエーション資源としての緑

- 本市は、日本でも有数の観光都市であり、来訪者の再訪意識が高いこと、年齢層が幅広く目的も多様であることなどの特色が見られます。来訪者が多い主な場所は、社寺、鎌倉海岸、天園ハイキングコースなどで、いずれも緑の存在なしではその魅力を得ることはできないものです。

- 無形の緑の資源もある、様々な祭事やイベントが行われる多くの緑地空間は、市民や来訪者の交流の場として分布しています。

###### ■新しい生活様式の確立とオープンスペースに対するニーズの高まり

- 密の回避のために身近な公園や海岸線などのニーズが高まりました。人々の健康・ライフスタイルの変化により、緑やオープンスペースの果たす役割が大きくなっています。

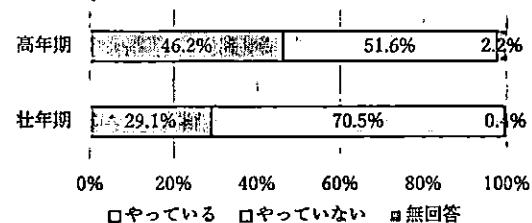
###### ■農とのふれあい

- 平成30年(2018年)7月に定めた「鎌倉市農業振興ビジョン」では、遊休農地の所有者に対して農地の貸し借りを進めるほか、農業者と福祉団体が連携して障害者の農業分野への就労を支援するなどの方針が示されています。

また、市では、市民農園の開設の支援等、市民と農のふれあいを促進しています。

### ■屋外での運動を通じた市民の健康づくり

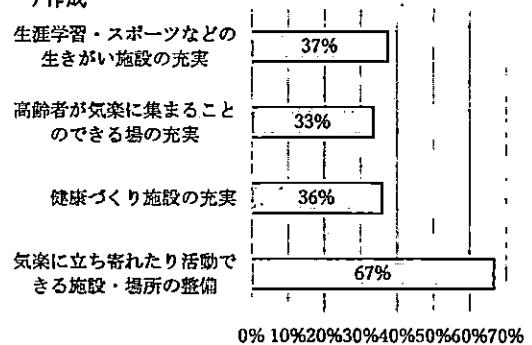
○平成 27 年(2015 年)3 月に行った市民の健康づくりに関する調査では、壮年期・高年期の約 7 割が健 康維持に取り組んでおり、定期的なウォーキングを行っている人は、壮年期の 29.1%、高年期の 46.2% となっています。



### ■高齢者向けのニーズ

○平成 29 年(2017 年)2 月に行った高齢者保健福祉に関するアンケート調査では、充実を望む市の高齢者施設として、3 割以上の方が「障害学習・スポーツなどの生きがい施設」、「健康づくり施設」、「高齢者が気楽に集まれる施設」を挙げています。また、高齢者が生きがいをもって社会参加できる環境づくりに必要なことでは、約 7 割の方が「気楽に立ち寄れたり活動できる施設・場所の整備」を挙げています。

図 1-23 ウォーキングをやっている人の割合  
鎌倉市健康づくり意識調査 平成 27 年(2015 年)3 月より作成



### ■都市公園の現況

○市民の身近な交流・活動の場として、街区公園 234 箇所、近隣公園 2 箇所と児童遊園等 33 箇所を整備し、コミュニティ形成の場となっている他、子供の遊び・休憩・軽運動の場等として利用されています。

図 1-24 充実を望む高齢者施設  
鎌倉市高齢者保健福祉計画 平成 30 年 3 月より作成

○街区公園については、全体の約 7 割が敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>未満の小規模公園となっています。また、設置後 30 年以上経過した公園が 約 6 割を占めており、施設の老朽化が進行している公園も多く見られます。

○自然や歴史文化とのふれあいが楽しめる公園として、源氏山公園、鎌倉海浜公園、鎌倉中央公園、夫婦池公園、六国見山森林公園、散在ガ池森林公園、鎌倉広町緑地、山崎・台峯緑地などがあり、これらの公園では幅広い年齢層による自然とのふれあいや海浜レクリエーションなどの活動が行われています。

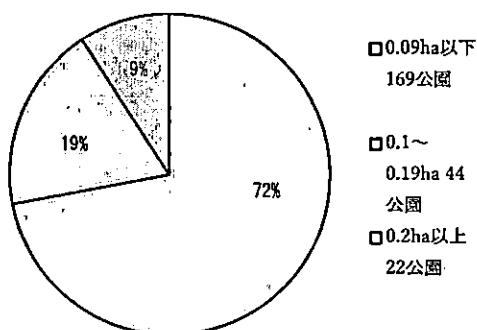


図 1-25 街区公園の面積別の構成

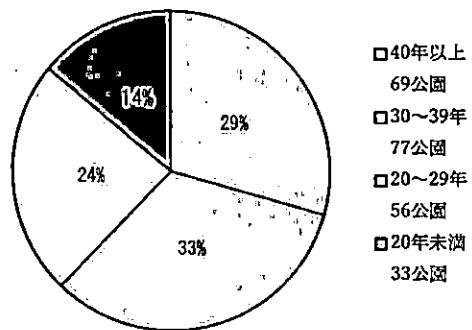
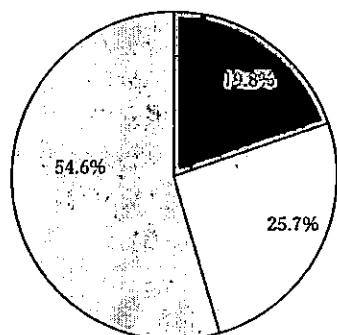


図 1-26 既設公園の経過年数別の構成

## ■公園の利用や公園に対する意見

○公園の利用頻度については、「週1回以上」、「月1～2回」を含めて、利用するが45%、「ほとんど利用しない」が55%でした。



○公園利用の目的については、「休憩・散歩」への回答が最も多く、次いで「遊具遊び」、「軽い運動」の順でした。

### 【上位5位まで】

- ・休憩・散歩 154件
- ・遊具遊び 69件
- ・軽い運動 53件
- ・犬の散歩 39件
- ・動植物の観察 27件

□週1回以上 □月1～2回 □ほとんど利用しない

図 I-27 公園の利用頻度

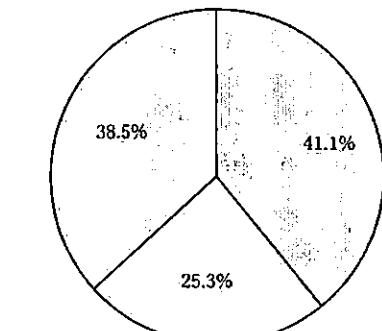
鎌倉市公園の再整備に向けた報告書  
平成31年(2019年)3月

○公園の満足度については、「不満がある」41.1%、「ない」

25.3%で、不満がある方の割合が多くなっています。

これに関連して、公園の施設・利用について次のような意見が寄せられました。

- ・遊具の数
- ・公園が狭い、広い公園がほしい
- ・植栽、雑草
- ・ボール遊びがしたい
- ・遊具の管理
- ・身近に公園がない
- ・健康増進用器具の設置



□不満がある □不満がない □どちらでもない

図 I-28 公園の満足度

鎌倉市公園の再整備に向けた報告書  
平成31年(2019年)3月

○公園の管理や魅力向上策については、次のような意見が多く寄せられました。

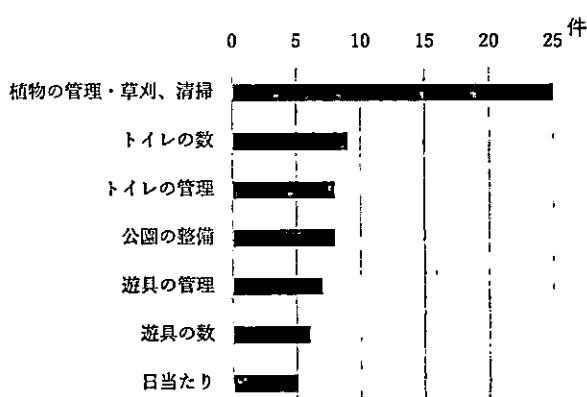


図 I-29 公園の管理についての意見

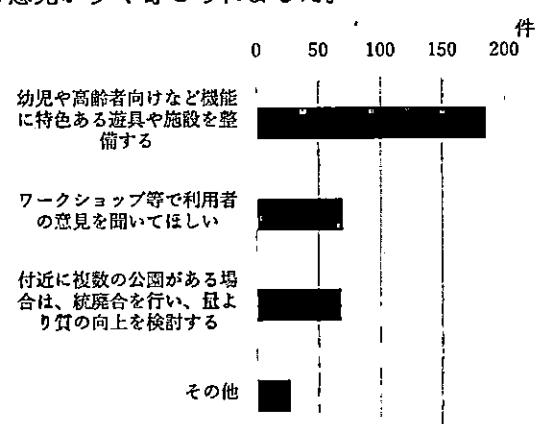
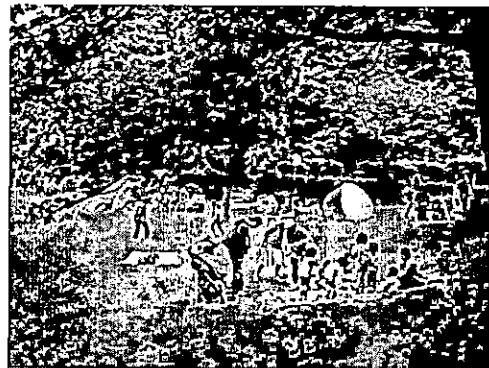


図 I-30 公園の魅力向上策

鎌倉市公園の再整備に向けた報告書 平成31年(2019年)3月より作成

## ②評価

- スポーツ・健康づくり、ストレスの軽減・疲労回復を図る場としても、公園、海岸線、ハイキングコース、社寺や史跡等は使われており、緑とふれあう人々が交流する場としても使われています。
- 観光に資源としても、歴史文化・海・都市公園・庭園・ハイキングコース等の緑の資源が利用され、広域的な交流・活動の場にもなっています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、感染症への感染を気にせずに遊ぶ・運動することができる場所として、身近な公園に対するニーズが高まりました。密の回避のために身近な公園や海岸線などのニーズが高まり、緑やオープンスペースの果たす役割が大きくなっています。
- 様々な祭事やイベントは無形の緑の資源であり、こうした場を提供し、あるいはそれらの背景となる緑の保全が重要です。
- 海浜、社寺境内地、散策などに利用されている歩行空間の広域的視点にも立ったネットワーク化を図ることが大切です。
- 都市公園以外の、歴史文化や自然とのふれあい活動に適した緑の資源に対しては、制度上の担保や施策での保全・活用の位置付けが重要です。
- 身近な公園については、利用できる公園が少ない地域がある一方で、利用圏域内に複数の公園が設置されている地域もあり、配置にばらつきが見られます。
- 施設の老朽化が進行している公園では、利用の安全性を確保する上からも施設の改善を図っていくことが大切です。
- 街区公園は、供用開始後30年以上経過した公園が約6割に達する他、少子高齢化に伴う年齢構成の変化により利用度が低下している公園も見られることから、既設公園の施設の見直しや再編整備の検討が必要になっています。
- 高齢化への対応として、高齢者が生きがいを持って参加できることや、健康スポーツなどが楽しめることを念頭に置いた公園づくりが大切です。



鎌倉中央公園での祭りを楽しむ人々



多くの観光客が訪れる旧華頂宮邸庭園

## ③取組

- 公園施設の老朽化対策として公園施設長寿命化計画を策定し、計画に基づく施設の更新・補修を進めています。

○交流・活動の場の整備・充実に向けて、新たな公園の供用開始や公園用地の土地の買い入れに取り組んでいます。

○都市公園等の維持管理は、多くの市民の活動に支えられています。町内会・老人会・婦人会・子供会などで構成される公園愛護会は、令和元年度末(2020年度)で89団体に達しており、157箇所の街区公園で交流やコミュニティ形成につながる維持管理活動を行っています。

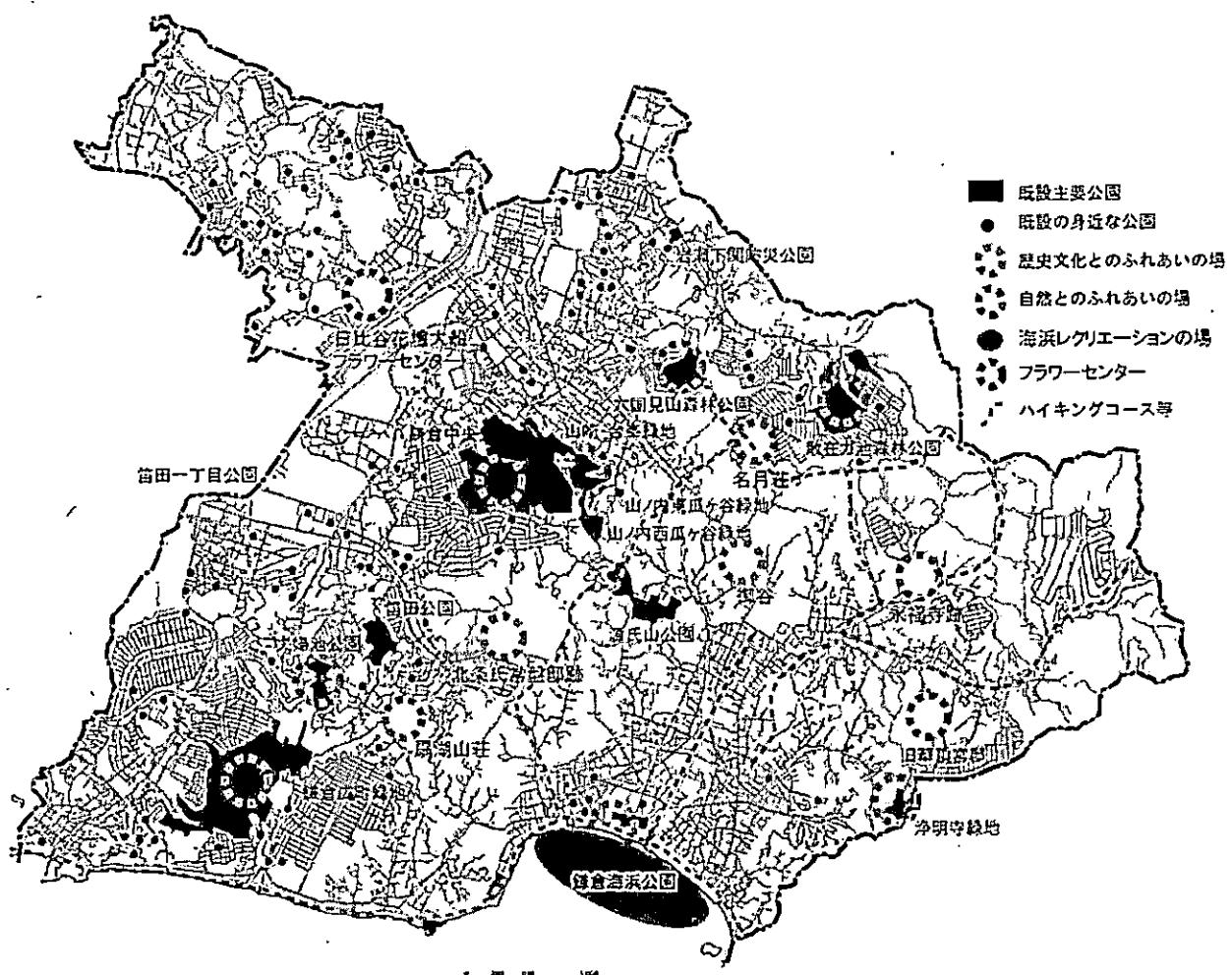


図 1-31 交流・活動の緑の配置図

## (5) 美しい景観をつくる緑

- 本市の景観は、市街地を包み込む丘陵山林と、前面に広がる相模湾の海を基盤として成立しており、この自然環境と歴史文化遺産が融合した歴史的風土が、鎌倉を特色づける重要な景観要素となっています。
- 大船駅一帯を中心とするJR東海道線沿線では都市機能の集積が進んでおり、活力ある商業・業務地の賑わいと、文化的資源や大船観音などの景観資源を有しています。この2つの側面を持つことが本市の都市景観の特色といえます

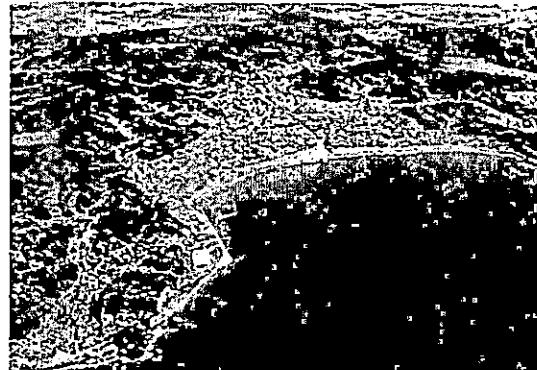
### ①現況

#### ■本市の都市景観の特徴

- 市街地の背景をなす丘陵の山並み景観が連続性を持って保全されており、南に面しては歴史的文化的価値をもつ海が開放的に広がっています。



○本市のまち並み形成は、古都の形成以来、山の斜面と尾根で囲まれた平地の中で、緑と共に存する形で進められてきました。こうした積み重ねが鎌倉市を特色づける「山懐に抱かれた佇まい」を創り出しています。



○市域の約7割が風致地区指定地となっており、建築時には緑化の義務が発生することから緑の多いまち並みとなっています。



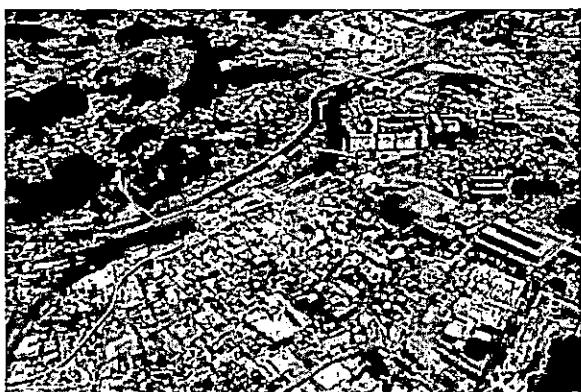
○古都の中心部をなす鎌倉駅及び北鎌倉駅一帯では景観地区を指定し、背景となる山並みと一体となった良好な都市景観形成を図っています。

○鎌倉駅一帯は、中世鎌倉の都市構造が受け継がれ、若宮大路を景観軸とするヒューマンスケールの都市景観が維持されています。

若宮大路内の段葛

○大船駅周辺や湘南深沢駅周辺では、新しい時代をひらく市街地の整備や計画が進められており、丘陵地では緑豊かで、より快適な住環境づくりが求められています。新しい拠点づくりの進む都市景域においても、史跡や文化財などの歴史的資源に配慮しながら都市の活力と快適性を備えた魅力ある都市景観の形成を目指してまちづくりが進んでいます。

○商業地の後背地には、スプロール的に形成された住宅地が広がっており、丘陵樹林が断続的に残されているものの、緑の少ない市街地景観が見られます。



大船駅一帯



国鉄跡地(湘南深沢駅)一帯

○丘陵地に広がる住宅地は、市街地を包み込む丘陵山林を背景に、整然としたまち並みと生育した植栽地の縁が連続する住宅地景観が形成されています。



鎌倉山・西鎌倉



七里ガ浜

○本市の景観構造に関する要素として、若宮大路ベルト、海浜ベルト、北鎌倉ベルト、柏尾川ベルトの4つの景観軸が挙げられます。この4つの景観軸は、本市の歴史、自然、新しいまちなどをイメージづける空間となっています。

若宮大路ベルト：鶴岡八幡宮につながる鎌倉の景観軸、シンポルロード

海浜ベルト：材木座海岸から腰越海岸の東浜まで続く海浜と稻村ガ崎、小動岬で構成される自然景観軸

柏尾川ベルト：大船地域の商業業務地と深沢地域の新市街地をつなぐ市街地河川景観軸

北鎌倉ベルト：大船駅から鎌倉駅に至る、商業業務地と緑豊かな住宅地が展開するJR横須賀線沿線の景観軸



ハイキングコースからの眺め



海浜ベルト（小動岬）

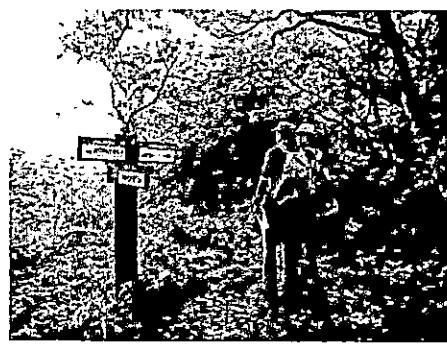
○市域の主な景観資源として次のようなものがあり、多くが「鎌倉景観百選」に選ばれています。

表 I-13 市域の景観資源

区分	景観資源
景勝地	淨明寺からの眺め、成就院からの眺め、球繩城跡の眺め、七里ヶ浜の眺め 等
海岸・河川・池	由比ヶ浜海岸、稻村ガ崎、小動岬、滑川、柏尾川、二階堂川、散在ヶ池 等
坂・切通・古道	化粧坂、亀ヶ谷坂、朝夷奈切通、大仏切通、極楽寺坂切通、巡礼古道 等
社寺	鶴岡八幡宮、建長寺、光明寺、瑞泉寺、円覚寺、淨智寺、東慶寺、常樂寺 等
樹木	鎌倉ハイランドの桜並木、鎌倉山の桜並木 等
歴史的風致形成建造物	旧吉屋信子邸、旧川喜多邸、神奈川県立近代美術館、別荘時代の洋風建築 等
プロムナード 等	砂押川プロムナード、天園ハイキングコース、生垣の続く路地 等
公園	源氏山公園、鎌倉中央公園、鎌倉広町緑地、鎌倉海浜公園 等
その他	江ノ電のある風景、モノレールのある風景、鶴岡八幡宮の行事 等



鎌倉山の桜並木



天園ハイキングコース

## ②評価

○コンパクトな都市空間の中に存在する緑豊かな住宅地、社寺境内地、景勝地、眺望地点、農地、谷戸などの緑・オープンスペースが、魅力ある都市景観の形成に大きく寄与しています。

○大船駅から深沢地域のJR跡地一帯(湘南深沢駅周辺)にかけての一帯では、全体的には比較的緑の少ない住宅地・商業業務地・工業地景観が見られます。

### ③取組

- 梶原五丁目、上町屋等の特別緑地保全地区の指定を行い、都市の中の良好な緑地景観を保全しました。
- 鎌倉広町緑地や山崎・台峯緑地、鎌倉海浜公園などの都市公園の整備や適切な維持管理を通じて、樹林地や海岸沿いにおける特徴的な景観の保全を行いました。
- まち並みみどりの奨励事業によって、市街地における接道部の緑を生み出しました。
- 平成29年(2017年)3月に鎌倉市景観計画の改定を行い、都市景観形成の方針と基準を定めました。
- 第2次一括法に基づき、県条例から移行する形で平成25年(2013年)に「鎌倉市風致地区条例」を制定し、平成28年(2016年)には条例に基づく風致地区内の風致の維持及び維持のための施策に関する基本事項を定めました。

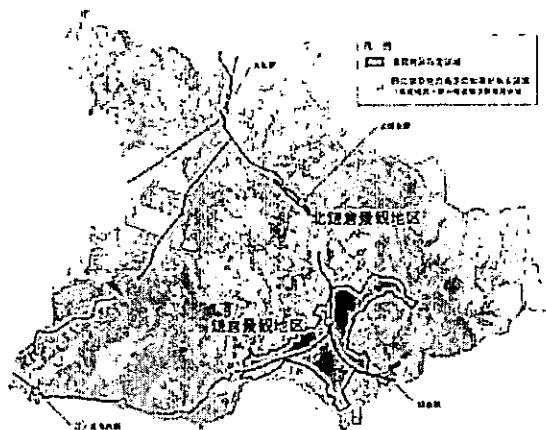


図1-32 景観地区の指定対象地

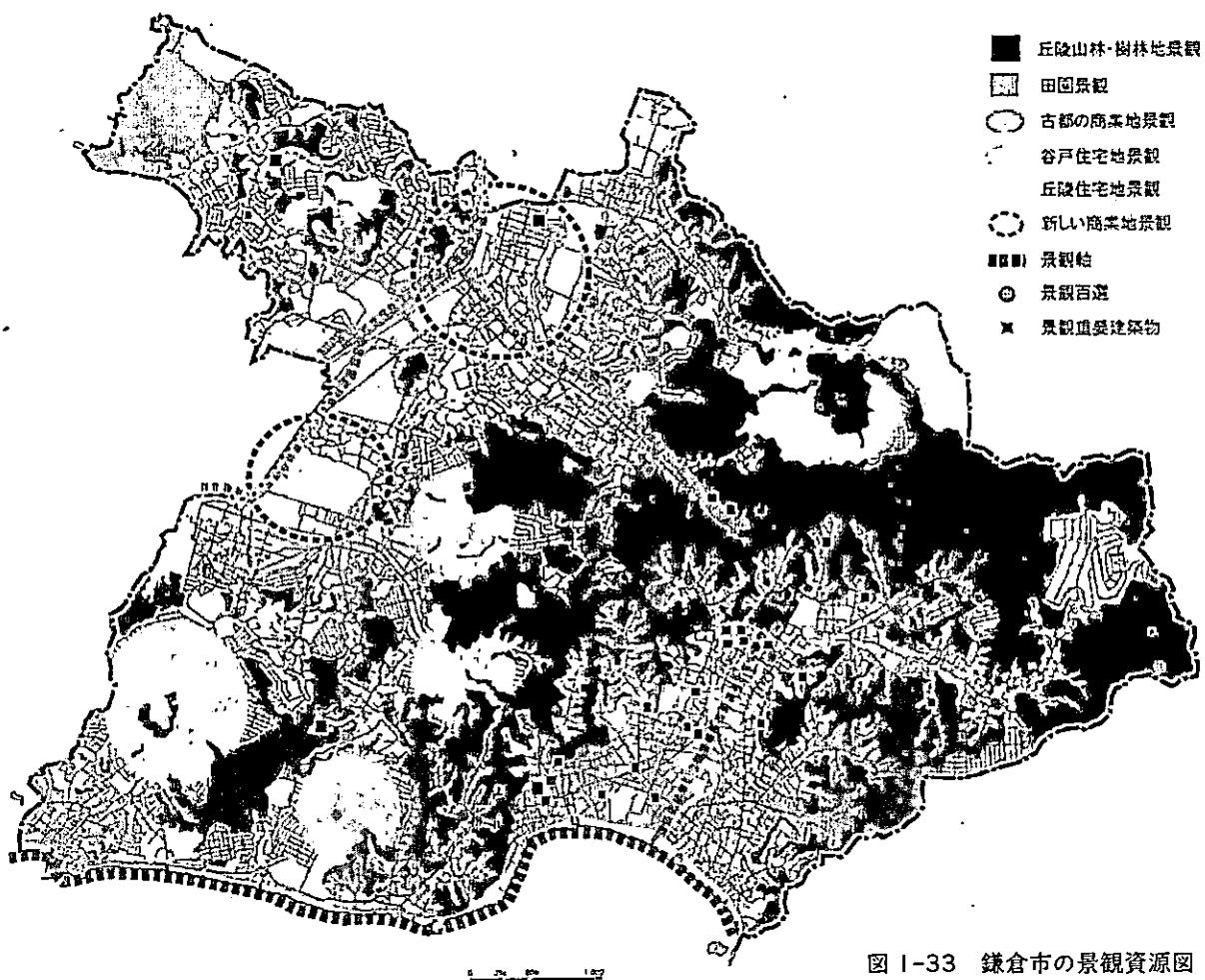


図1-33 鎌倉市の景観資源図

## (6) 暮らしを支え豊かにする緑

- 市民の暮らしと結びついた住宅の庭やまち中の街路樹・公園・河川等の緑は、生活に潤いと安らぎを与えるとともに、まちの風格を高め魅力を生み出します。
- 市街地に残る緑地・農地・河川などの緑は、生き物の身近な生息・生育地となり、都市の生態系ネットワーク形成に大きな役割を果たします。
- 鎌倉のまちの緑の状況は地域によって異なります。土地利用に応じた様々な緑が存在し、落ち着きのある雰囲気とまちの魅力を創り出しています。

### ①現況

○谷戸低地面の低層住宅地に見られる趣きのある庭や昔ながらの邸宅の庭、連続する生け垣の緑などは、周囲の斜面樹林や社寺境内地の樹林などと一体となって、風格ある住環境が維持されています。



谷戸の邸宅地

○鎌倉地域の中心市街地では、海浜と鶴岡八幡宮を結ぶ若宮大路と街路樹が、鎌倉のシンボルとなる緑の景観軸を形成しています。



七里ガ浜住宅地の緑

○大船地域の丘陵地や七里ガ浜から腰越地域の台地丘陵地にかけては大規模な住宅地が造成されました、これらの住宅地では時間の経過の中で公園や街路樹、庭の樹木が生育し、緑豊かな居住環境が形成されています。



柏尾川沿いの散策路と桜

○大船地域や深沢地域の低地から台地にかけてはスプロール的に宅地化が進行し緑が減少しましたが、市街地の間に飛び石状に分布する小規模な樹林や社寺林、学校の植栽地、一部の農地などの身近な緑が存在しています。

○市街地を縦貫する滑川・神戸川・砂押川などの河川は、周囲の緑と一体となって良好な水辺空間を形成し、市街地における景観軸としての役割を果たしています。

護岸堤防の続く柏尾川は親水機能が失われていますが、一部水鳥の飛来地となっており、河岸の散策の場としても利用されています。

○商業業務地が集積する大船駅周辺の市街地は、全体として緑の少ない市街地環境となっていますが、鎌倉芸術館や鎌倉女子大学の緑、社寺の庭、工場の植栽地などがまちのイメージを高める緑の要素となっています。

○柏尾川沿いの低地面である深沢地域国鉄跡地周辺は新しくまちづくりが進められる区域で、土地利用に合わせた公園・広場・街路樹の整備や商業・業務施設と調和した緑の創出などが計画されています。  
この一帯には多くの工場が立地しており、敷地内にまとまりのある緑地空間を持つ工場も見られます。

○玉縄地域の閑谷には市内で唯一のまとまりある農地が残っており、地域を特色づける緑の資源となっています。

○市街地内に整備されている公園は、身近な遊び場・交流の場などとして利用されている他、まちに緑の環境を提供しています。

## ②評価

○地域により暮らしの身近な緑が豊かな市街地と、緑の少ない市街地が見られます。

○市街地では、多様な緑が存在していますが、全体的に小規模で分散しており、良好な居住環境を形成してきた建物敷地や樹林地などの緑も減少する傾向にあります。

○緑地(公有地・民有地)や街路樹、住宅地の緑など、樹木の適切な維持管理が求められています。

○市民の暮らしの場でもある市街地は、まちの成り立ちや地形の違いによりその緑の状況も異なりますが、様々な緑が暮らしを支え豊かにしています。

○趣のある邸宅の庭や樹木、住宅地の植栽樹木、谷戸の斜面樹林、社寺境内地の樹林、市街地内の樹林、屋敷林、市街地から見える山並みなどは、市街地での市民の暮らしを支え豊かにする緑として重要です。

## ③取組

○緑化重点地区に設定した3地区のうち、鎌倉駅周辺地区では若宮大路の花苗の植付けや鎌倉駅西口広場の整備、大船駅周辺地区では砂押川プロムナードの桜の管理などを行っています。

○鎌倉山桜並木保存計画に基づく桜の管理を行っています。

○まち並みのみどりの奨励事業により、市民が主体となる接道部の緑化に対する助成を行っています。



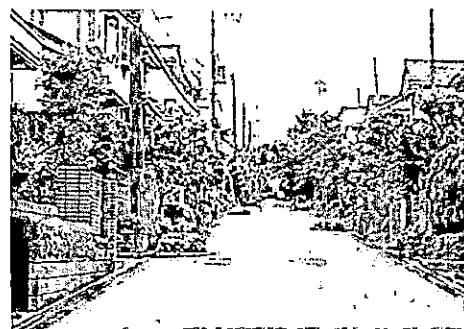
市街地内の街路樹



市街地内の公園



鎌倉山の桜並木の保存



接道部の緑化・生垣化の推進

- 
- 保存樹木等の指定、緑地保全契約の締結、樹林管理事業などの市独自の制度を活用して身近な樹林・樹木・生垣の保全を図りました。また、特別緑地保全地区指定までのつなぎ策として緑地保全推進地区制度を活用して、7箇所、36.35ha の緑地保全に取組みました。
  - 都市における緑地の適正な保全と都市農業の育成及び良好な都市環境の形成を図るため、令和元年度(2019年度)末現在で136箇所、約17.1ha の生産緑地地区を指定しています。

## (7) 環境負荷を和らげる緑

- 地球温暖化対策に代表される低炭素都市づくりは21世紀の世界共通の課題であり、本市においても総合計画・第4次基本計画の方針に「地球環境の保全と環境負荷の低減」を示しています。
- 鎌倉市は令和2年(2020年)2月に、「市民や事業者と協働して気候変動対策に取組む」、「2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする」、「気候変動の適応策として風水害対策等を強化する」を盛り込んだ気候非常事態宣言を発表しました。
- 緑は、都市における唯一の二酸化炭素吸収源であり、気温調節によるヒートアイランドの緩和にも大きな効果を發揮します。

### ①現況

○本市の二酸化炭素排出量は、基準年度である平成2年度(1990年度)から平成15年度(2003年度)までの13年間で大幅に増加しましたが、それ以降は増加率が減少に転じており、平成21年度(2009年度)の二酸化炭素排出量は、基準年度の470,814トン・CO<sub>2</sub>と比べて約2.2%増の481,172トン・CO<sub>2</sub>/年にとどまっています。部門別では、家庭部門・自動車等部門での増加が見られます。

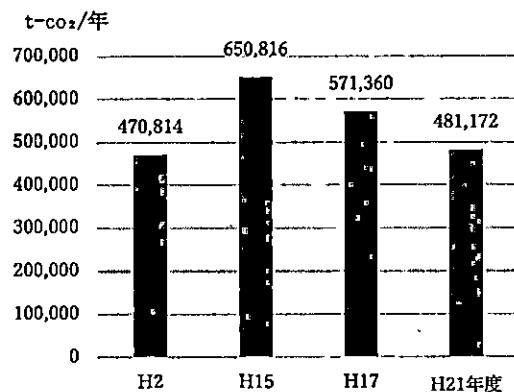


図 I-33 鎌倉市の二酸化炭素排出量の推移  
鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画  
平成23年度改訂

○この一方で、過去20年間における鎌倉市一帯の二酸化炭素濃度(ppm)は、ほぼ直線的に増え続けており、2015年度の濃度は410ppmに達しています。

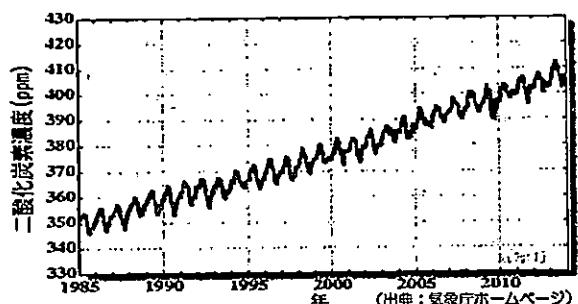


図 I-34 鎌倉市付近の二酸化炭素濃度経年変化  
気象庁ホームページ

○二酸化炭素の吸収源についてみると、本市の山林はコナラ林などの二次林が大部分を占めるため、京都議定書に定めた二酸化炭素森林吸収量の算入対象に含まれませんが、下表に示す樹林地状の林相を持つ緑の二酸化炭素吸収係数と推計式からは、年間で約2,000t-CO<sub>2</sub>程度の吸収・固定を果たしていると推計されます。

$$1.54\text{t-CO}_2/\text{ha} \cdot \text{年} \times \text{約 } 1,300\text{ha}(\text{鎌倉市の山林面積}) = 2,002\text{t-CO}_2/\text{ha} \cdot \text{年}$$

注：係数は国土交通省「低炭素都市づくりガイドライン」樹林地状の様相を呈した都市の緑の係数を採用しています。

また、都市公園などの樹木についても、下表の係数と推計式から、年間で約1,800t-CO<sub>2</sub>程度の吸収・固定を果たしていると推計されます。

$$9.78\text{t-CO}_2/\text{ha}\cdot\text{年} \times 186.5\text{ha}(\text{都市公園面積}) = 1,824\text{t-CO}_2/\text{ha}\cdot\text{年}(\text{鎌倉広町緑地等を含む})$$

注：係数は国土交通省「低炭素都市づくりガイドライン」都市公園等の係数を採用しています。

表 I-14 二酸化炭素の固定・吸収量の吸収係数と推計式

国土交通省 低炭素都市づくりガイドライン(案)から抜粋

緑の形態	条件	吸収係数と推計式
樹林地状の 様相を呈し た都市の緑	全域で間伐更新や補植などの管理が行われて いない場合	1.54t-CO <sub>2</sub> /ha・年 × 「区域面積」(ha) ※2
	全域で間伐更新や補植などの管理が行われて いる場合	4.95t-CO <sub>2</sub> /ha・年 × 「管理実施面積(=区域面 積)」(ha) ※3
	間伐更新や補植などの管理が部分的に行われ ている場合。	1.54t-CO <sub>2</sub> /ha・年 × 「区域面積－適正管理面積」 (ha) + 4.95t-CO <sub>2</sub> /ha・年 × 「管理実施面積」(ha)
都市公園等	単位面積当たり200本/ha以上の緑の場合	9.78t-CO <sub>2</sub> /ha・年 × 「緑化面積」(ha) ※5
	単位面積当たり200本/ha未満の緑の場合	実本数を把握し、推計する。

(※1は都市の緑の高木本数が把握できる場合、※4は新規樹林地の場合の推計式であるため除外している。)

※2 京都議定書目標達成計画全部改訂(H20)の参考資料2「森林吸収源対策」の天然生林のデータを使用

$$0.42\text{t-C/ha} \times 44/12 = 1.54\text{CO}_2/\text{ha}$$

※3 京都議定書目標達成計画全部改訂(H20)の参考資料2「森林吸収源対策」の生育林のデータを使用

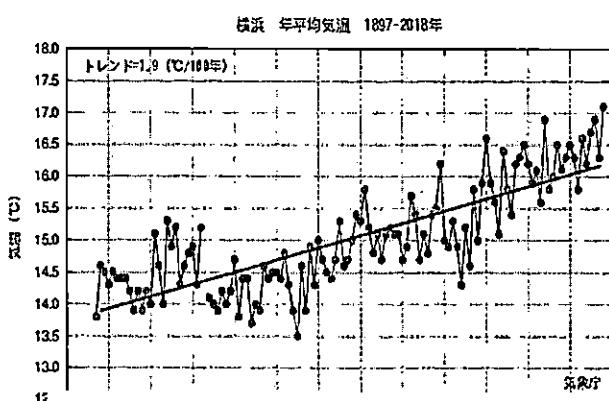
$$1.35\text{t-C/ha} \times 44/12 = 4.95\text{CO}_2/\text{ha}$$

※5 京都議定書第3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書のAR吸収量データとAR活動量データを使用

$$657.86\text{Gg-CO}_2 \div 67.287\text{t-CO}_2/\text{ha}$$

○本市を含む神奈川県の過去110年間の平均気温の変化は約2.0°C上昇しており、近年では最低気温25°C以上の熱帯夜の増加や最低気温0°C未満の冬日の減少など温暖化の傾向が顕著に見られます。

この気温上昇は今後も長期化し、現状を上回る対策を講じない場合、国の研究機関の調査では、神奈川県の年平均気温は2005年までの平均気温と比べて、21世紀末には3.4~6.4°C上昇するという予測が示されています。



図I-354 横浜気象台における年平均気温の推移

国立環境研究所 気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト

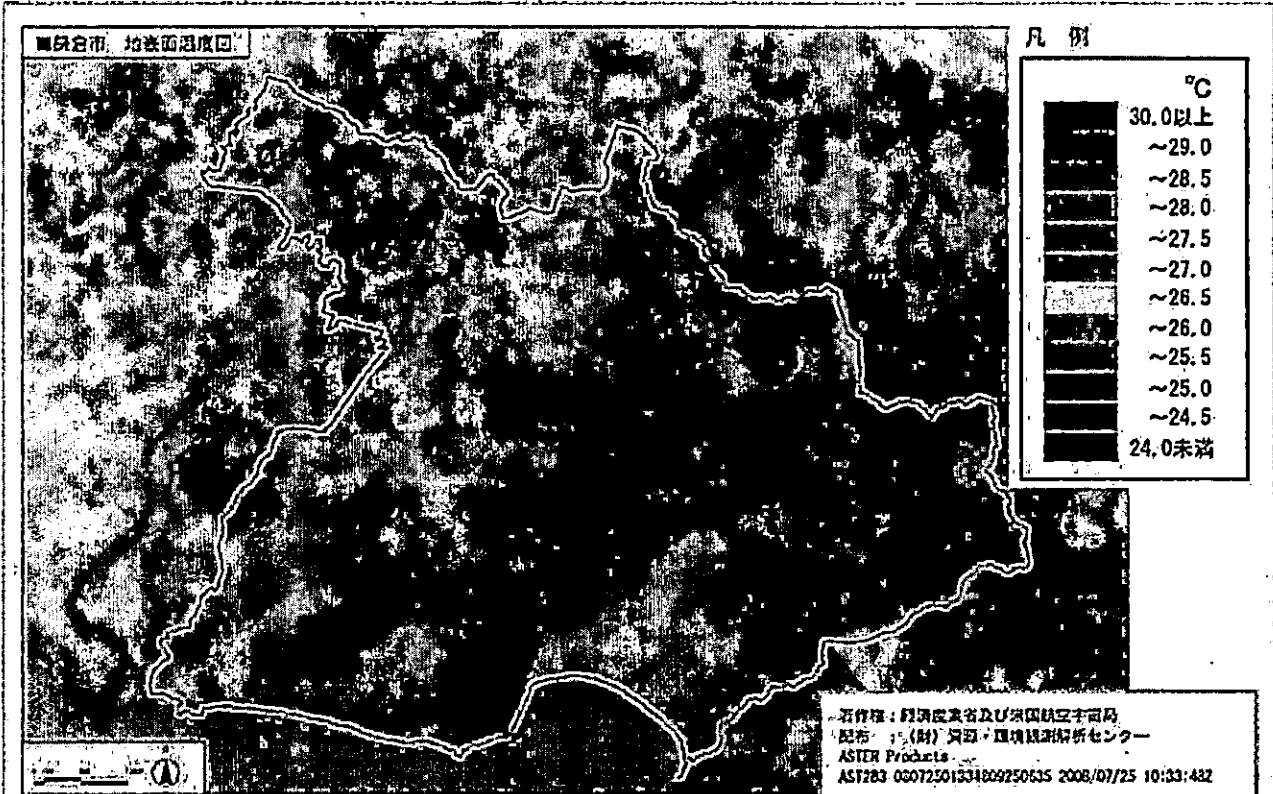


図 I-36 鎌倉市域の地表面温度図

平成 20 年(2008 年)7 月 25 日の本市の地表面温度図から、市街地の地表面温度が高くなっている傾向を確認することができます。

## ②評価

- 都市の緑は、二酸化炭素を固定・吸収する唯一の要素であり、適切な管理によってその量が増大します。このため、市域の約 3 割を占める山林を適切に維持管理することにより、固定・吸収量を高めていくことが重要です。
- 丘陵尾根部から市街地を包み込む形で延びる約 1,200ha の山林の緑は、樹木の蒸発散効果によって冷温域を形成し、緑のネットワークが市街地に冷気を供給する風の道をつくって、ヒートアイランド現象を緩和する働きがあります。また、河川や街路樹なども、市街地内の通風・換気を確保する風の道としての役割を果たしており、緑の保全や緑化によりこうした緑の機能をより高めていくことが重要です。

## ③取組

- 本市では、平成 20 年(2008 年)3 月に「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温室効果ガスの削減目標を設定して、市民・事業者・行政が連携し、緑地の確保、緑化の推進、都市公園の整備、再生エネルギーの導入、リサイクルの推進等に取組んでいます。
- 平成 28 年(2017 年)3 月には、上記の計画を発展させた「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画」を策定し、新たな目標を設定して緑地の保全や緑化を含む「低炭素まちづくり」に取組んでいます。
- 本市では、まち並みの緑の奨励事業による市民が主体となる接道緑化への支援や、街路樹の植栽などにより、市街地の緑化に取組んでいます。

## I-5 緑の保全評価

○鎌倉市緑の基本計画は、3度の改定(1度の部分改定を含む)において、「計画の基本理念」をはじめ「緑地の保全評価」「緑の将来都市像」「緑の配置の方針」など、計画の骨格的部分を基本の方針として継承し続けています。

○緑の機能別の現況を踏まえ、市域の緑を保全の観点から次のように評価しています。

○緑地の機能別評価を基に、施策方針や緑地の指定方針を定めます。

### ■緑の保全評価の考え方

評価軸	機能別評価の考え方
歴史文化を守る緑	古都鎌倉の枢要部を構成する緑など、重要な歴史文化資源と一体性を持つ緑を高く評価しています。
生き物を育む緑	流域生態系の骨格を形成する丘陵山林・河川・海岸線の緑や、貴重な動植物の生息生育地などを高く評価しています。
安全安心をもたらす緑	土砂災害の防止対策が特に必要な緑、大規模地震の発生時において市街地火災の延焼防止に資する緑、災害時の避難場所となる緑などを高く評価しています。
交流とふれあいを広げる緑	スポーツや健康づくり、交流活動施設として制度的に担保されている緑を高く評価しています。
美しい景観をつくる緑	鎌倉らしさを特色づける自然的景観資源や歴史文化資源と一体性を持つ景観資源を高く評価しています。
暮らしを支え豊かにする緑	暮らしの快適性を高める、市街地内の良質な緑を高く評価しています。
環境負荷を和らげる緑	二酸化炭素の固定・吸収やヒートアイランド現象の緩和に重要な役割を果たす緑を高く評価しています。



評価区分	総合評価の考え方	対象となる緑
評価区分-Iの緑	広域レベル、都市レベルで重要な緑及び貴重な資源を有する緑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風土保存区域を含む、本市の緑の骨格を形成する丘陵山林</li> <li>・緑の骨格の一部を構成する市街化区域内の大規模緑地</li> <li>・市街化区域内の樹林地のうち、上記の評価軸において特に重要性の高い緑</li> </ul>
評価区分-IIの緑	地域レベルで重要な緑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価区分Iの緑と結びついて、地域の緑のネットワークを形成する樹林地</li> <li>・地域を特色づける玉縄地域のまとまりをもつ農地</li> </ul>
評価区分-IIIの緑	地区レベルで重要な緑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の市街化区域内に分布する樹林地等</li> </ul>

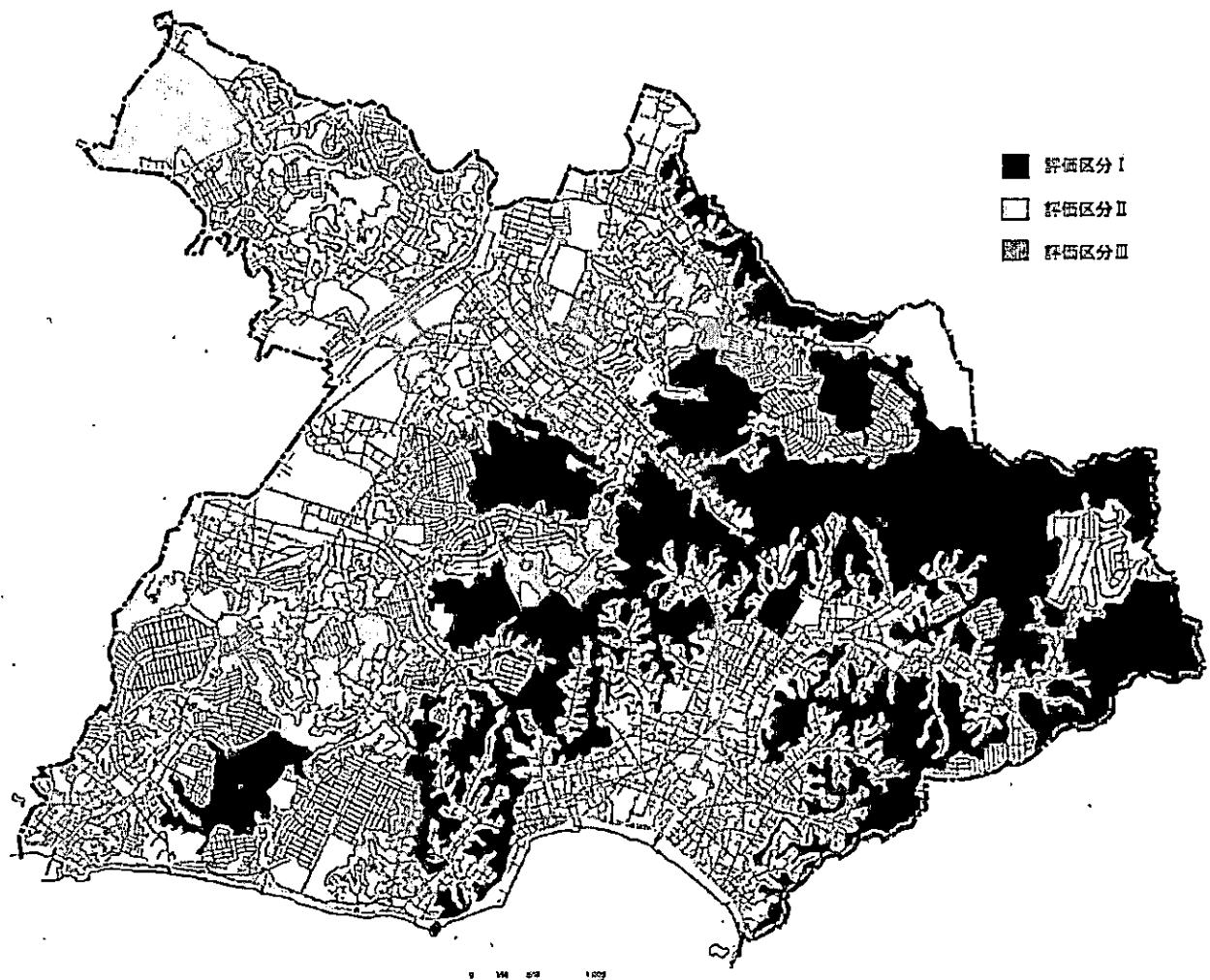


図 I-37 緑の保全評価図

## I-6 緑を取り巻く課題

前項に示した緑の現況や緑に対する市民の意見などから、次のような計画に向けての課題が設定されます。

### 【緑の現況等】

#### ○緑の量

- ・全体的な緑の量について大きな変化はなく、重要性の高い緑は各種の緑地保全制度が指定され保全されています。

#### ○都市公園等の整備量

- ・大規模な都市公園の整備開発事業に伴う提供公園の供用開始などで、整備量は増加しています。

#### ○機能別の緑の状況

- ・歴史的建造物や史跡等が周囲の自然環境に溶け込んで風格ある歴史的風土を形成しています。

- ・豊かな自然環境が保全されています、管理頻度の低下などによる生物多様性保全の機能の低下が見られます。

- ・市街地の延焼防止機能を有する多くの緑が存在しており、都市公園の一部は広域避難場所として活用しています。

- ・山林の多くは、間伐・枝払い等の管理頻度が低下したことで土砂災害や倒木などの危険性が高まっています。

- ・身近な公園について、施設の老朽化した公園や年齢構成の変化等により利用度が低下している公園が見られます。

都市公園に対して、市民から維持管理に対する意見が多く寄せられています。

- ・山・川・海の自然や住宅地、社寺境内地、景勝地、眺望地点、農地、谷戸などの緑が、魅力ある都市景観の形成に大きく寄与していますが、緑の乏しい市街地も見られます。

- ・良好な居住環境を形成してきた建物敷地や樹林地などの緑も減少する傾向にあります。

- ・山林の緑が二酸化炭素の削減やヒートアイランド化の緩和に貢献しています。

#### ○緑の市民活動

- ・緑の活動の担い手育成を進めていますが、高齢化等によりボランティア活動に多くを異存することが難しくなってきています。

#### ○財政状況

- ・財政状況が厳しさを増しており、さらに深刻化することが予測されています。

### 【緑を取り巻く課題】

- ・災害リスクの高まりを踏まえた安全安心の確保や、生態系保全、温室効果ガスの削減につながる緑の維持管理

- ・公園緑地の質の向上と、効率的な整備・管理

- ・生活空間の快適性やまちの魅力を高める市街地の緑の充実

- ・市民や民間との連携強化、担い手の育成

- ・財政状況を踏まえた効率的な施策の推進

## ■緑を取り巻く課題の内容

### ○課題-1

#### 災害リスクの高まりを踏まえた安全安心の確保や、生態系保全、温室効果ガスの削減につながるにつながる緑の維持管理

- ・丘陵山林については、管理頻度の低下による枯損木の発生や樹木の巨木化が進んでいる上に、気象災害の激甚化が加わったことで、土砂災害や倒木などの発生の危険性が増しています。
- これまで、市有地や県有地については県とも連携して維持管理を進めてきましたが、民有地の山林に対しては私権の問題もあり、土地所有者の管理への支援を主体に行ってきました。しかしながら、災害リスクの高まりの中で、今後は安全安心の確保に向けた山林の維持管理を全市的に推進していくことが強く求められています。
- ・生物多様性に関しても、管理頻度の低下が主要因で自然環境が荒廃し、生物の生息生育環境が大きく変化している状況が見られます。豊かな自然環境を維持するために、自然環境調査やそれに基づく計画的な維持管理を行って、生物多様性機能の保全を図っていく必要があります。
- ・都市の緑には、大気中のCO<sub>2</sub>を固定・吸収する効果があり、高木の植栽本数を増やしたり、既存の高木を適正に管理し健全に成長させることで低炭素効果を高めることができます。

### ○課題-2

#### 公園緑地の質の向上と、効率的な整備・管理

- ・本市の都市公園整備量は全国平均を上回る水準に達していますが、施設が老朽化している公園も見られます。都市公園は最も身近な交流活動の場であると同時に、防災、景観形成、暮らしの快適性の向上などの多面的機能有する重要な社会インフラ施設であり、特にコロナ後の社会環境の変化の中でその存在価値が改めて見直されています。こうした状況を踏まえ、都市公園がそのストック効果を高め、都市のブランドとなるよう、質の向上と効率的な整備・管理を推進していくことが必要です。

### ○課題-3

#### 生活空間の快適性やまちの魅力を高める市街地の緑の充実

- ・本市は豊かな歴史文化や自然資源を有する一方で、緑の乏しい市街地が形成されています。市街地の緑は暮らしと直結した緑であり、中心部に創出される広場や修景効果の高い緑は都市の魅力を高め活性化につながります。こうした観点から、新しい鎌倉の顔となる大船駅や湘南深沢駅一帯を中心に、今後のまちづくりや土地利用の変化に合わせて、快適性の向上や魅力アップにつながる緑を創出し、増やしていくことが必要です。

### ○課題-4

#### 市民や民間との連携強化、担い手の育成

- ・確保した緑地の維持管理に対する市民との連携の一環として、緑の活動の第一線の担い手となる緑のレンジャーを育成してきましたが、今後の多面的な連携による緑のまちづくりを推進していくためには、より幅広い担い手と、連携の中心となるコーディネーターの育成が必要です。

### ○課題-5

#### 財政状況を踏まえた施策の効率的な推進

- ・本市の財政状況は、生産年齢人口の減少や高齢化社会の進展などでより深刻化すると予測されており、こうした中で、第2次一括法の施行に伴う市の財政負担が大きくなっています。重要な社会インフラである公園や緑を良好な状態で維持し保全していくためには、計画的な維持管理と、より一層の効率的な施策の推進を図っていくことが必要です。
- ・施策に沿った事業展開の中で、PPFI、収益施設の導入など、必要に応じた制度の活用を検討することが必要です。

## **第2章 めざす緑の目標と方向性**

**2-1 基本理念**

**2-2 めざす緑の方向性**

**2-3 緑の将来都市像**

## めざす緑の目標と方向性

### 2-1 基本理念

緑は、都市の環境と人々の生活に深い関わりを持っています。

緑の機能は様々ですが、都市に豊かな緑・オープンスペースが存在することで自然の生態系が保たれ、潤いと個性のあるまち並みの情景が醸成され、都市の安全性が高まり、人々の活発な交流活動が展開されます。

また、本市のように自然と歴史的遺産が融和した風土を持つ都市では、こうした風土を醸成する緑が市民に住むことの喜びと誇りを与え、来訪者にも香り高い都市イメージを提供することとなります。

鎌倉市緑の基本計画は、このような多様な機能を持つ緑・オープンスペースを都市の中に調和ある形で保全・創造し、市民が生活の豊かさを実感するとともに、風格と潤いのある質の高い緑のまちづくりをめざすものです。

このためには、これらの緑の資源が都市の機能と溶けあって人・自然・歴史が共生する緑豊かな都市環境を市民とともに創造し、育んでいくことが重要です。

こうした考えに基づいて、ここでは第3次鎌倉市総合計画に掲げられた将来都市像「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」及び都市マスタープランでの都市づくりの基本理念「くらしに自然・歴史・文化がいきる古都鎌倉」を受け継ぎ、緑の基本計画の当初計画で示した基本理念を継承することとします。

「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」

### 2-2 めざす緑の方向性

緑の基本計画は、「都市の緑とオープンスペースに関する総合的な計画」として位置づけられており、この制度の趣旨に沿って山林・農地・河川・公園・民有地の植栽地等を対象に、緑の保全・整備・創出に取組んできました。

しかしながら、鎌倉市総合計画・第4期基本計画に掲げる「安全で快適な生活が送れるまち」、「都市環境を保全・創造するまち」等の将来都市像の実現や、今日的課題である「災害に強いまちづくり」、「生物多様性の確保」、「良好な都市景観形成」等の改善に、緑がより効果的な役割を果たしていくためには、これまで計画対象としてきた緑の範囲への効果だけでは限界があり、緑とオープンスペースの多機能性を関連施設や都市全体に広げていくことが望まれます。

また、今後はこれまでの取組みで得た緑の確保の成果を踏まえ、その緑をいかに適正に維持管理し、緑の質を高めてストック効果を発揮させていくかが強く求められています。

こうした取組を推進するにあたっては、SDGsにも示されている、多文化共生の視点に立った幅広い市民や事業者との連携が前提であり、その流れをより拡大させていく必要があります。

本計画では、このような考え方、緑の基本理念、緑の機能に基づき、鎌倉市がめざす緑の考え方を次のように示します。

## ①流域の視点を大切に考える

鎌倉市の自然の特徴は、谷戸地形がつくり出す流域にあります。この流域は大地の水循環の基本単位となるものであり、生態系や地域の景観構造をつくる単位となる空間でもあります。

また、市民生活の面においても、一定のまとまりのある流域が日常生活圏を構成しています。

この流域の視点を大切にした取組みを推進し、市域の緑のネットワーク形成や緑の質の向上につなげていきます。

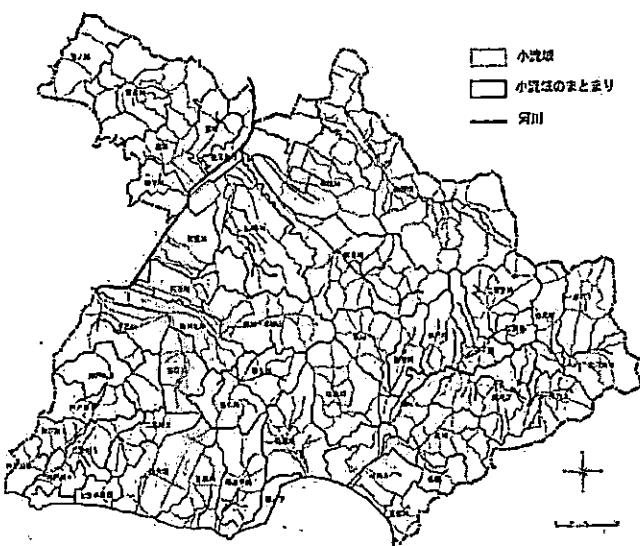


図 2-1 鎌倉市の流域図

資料:東京大学工学系研究科 環境デザイン研究室

## ②緑の連結、連続性を高める

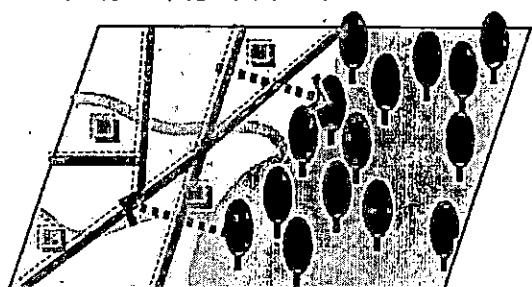
都市の緑は、小規模で単体として存在するよりも、一定のまとまりや連続性を持つことでより多面的機能を発揮します。

このためには、生活空間の身近な緑から都市構造の骨格となる様々な緑を連結させて緑のネットワークを形成していくことが重要です

谷戸の視点を大切にした、山林・河川を軸とする自然の緑のネットワークに加え、公共施設や住宅の緑等で構成されるまちの緑のネットワーク形成も重要です。

### 都市の中に緑を配置する

様々な社会インフラ施設に緑を取り入れ、市域の緑の環境を広げます

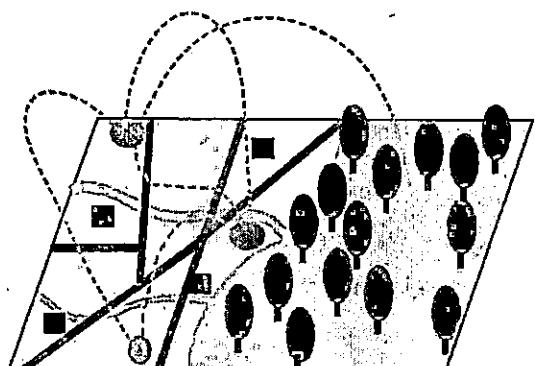


○樹林地や公園の緑を保全・整備するだけでなく、文化施設と公園、河川と広場などを一体的に整備することで、身近な生活空間の緑の環境を広げていきます。

○公共施設や工場等に良好な緑の環境を創出することで、施設本来の機能と緑の機能が複合的に発揮される環境を創ります。

### 緑の連続性を高める

都市や流域単位での、水と緑の連続性を感じられる環境をつくります



○道路の街路樹整備、河川空間の環境整備、都市公園や公共施設、住宅地の緑化などを通じて、市街地における緑の連続性を高め、緑のネットワーク形成につなげます。

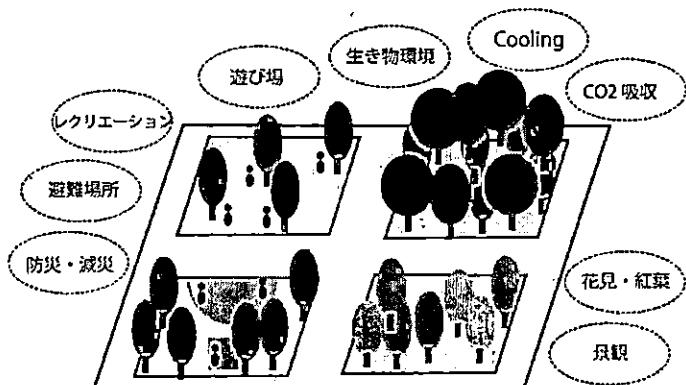
○市街地を取り巻く自然の緑と市街地の緑を連結させ、防災・生物多様性保全・環境負荷低減などに効果を発揮する緑のネットワークを創出します。

### ③緑の質を高める

都市の緑がその役割に応じた機能を発揮するためには、求められる機能に応じた緑の質を備えていることが求められます。緑の適切な維持管理や施設の改善などを通じて、緑の質の向上を図っていくことが必要です。

#### 緑の機能を市民が享受する(ストック効果の発揮)

自然のもつ多様な機能を活かします



○適切な維持管理や効果的な活用によって緑の質を高め、それぞれの緑のストック効果がより良く発揮される状況をつくります。

○災害リスクの高まりが懸念される山林に対しては、土砂災害の防止につながる維持管理を推進し、市民の安全・安心につなげます。

○自然生態系の保全につながる管理を進めます。

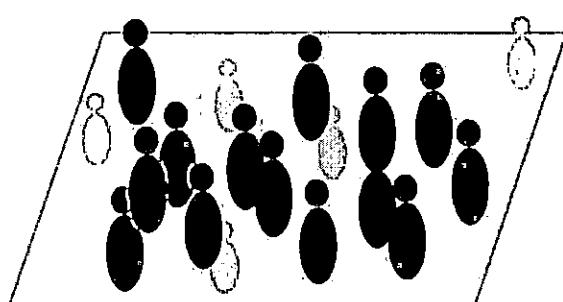
○市民の交流・活動の場となる都市公園等については、利用の促進と安全性の確保につながる公園づくりや管理を行います。

### ④市民や民間との連携で進める

都市の緑は市民共有の財産であり、その緑を守り・つくり・育てていくためには、共生の視点に立って行政・市民・企業等が連携し、市民の継力を結集して緑の環境づくりに取組んでいくことが必要です。

#### 多様な主体が共に参画する

市民や民間企業などの多様な主体と市とが連携し、緑のまちづくりを進めます



○緑の基本計画の実現に向けた取組を、市民や民間企業など、多様な主体との連携を前提にして進めます。

○情報の共有化、連携事業の推進などの充実を図ります。

○緑の活動の担い手を確保します。

この緑の方向性は、様々な社会課題を緑の機能を活用して解決するという世界的な流れである「グリーンインフラ」の概念とも共通しており、共生を進めるという考え方は「鎌倉版グリーンインフラ」ともいえます。

「グリーンインフラ」とは、自然環境が有する多様な機能を活用して、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進める取組をいいます。本市では、既に、このグリーンインフラの概念を先取りする形で様々な取組を行ってきていますが、この方向性に沿ってさらに前進し、緑の将来都市像の実現を目指します。

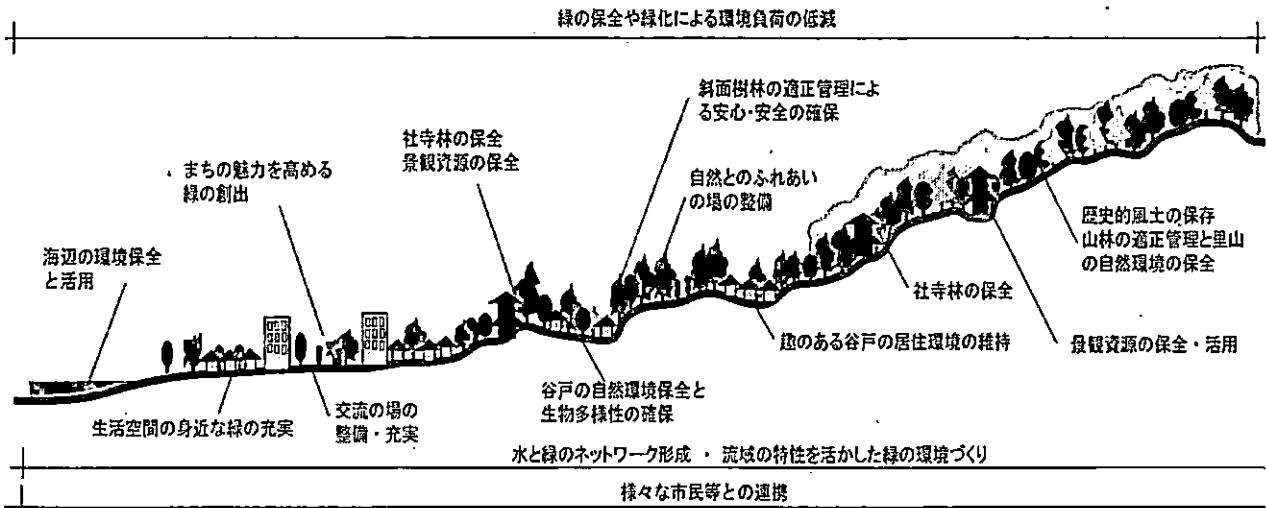


図 2-2 緑の方向性のイメージ図

### 2-3 緑の将来都市像

緑の将来都市像は、基本理念及び緑の方向性をイメージしたもので、緑が都市環境と市民生活に深い関わりを持って存在し、活用されている状況を描いています。

基本理念　山・川・海の自然と人が共生する、豊かな緑の基盤をもつ、古都の歴史が活用される、まちづくりの基本計画の当初計画は、平成8年（1996年）に定められたまちづくり計画です。

## 緑の将来都市像

市民が交流・散策・スポーツ・遊び・自然や歴史とのふれあいなど、様々な緑の活動を楽しんでいます。

流域の特性を活かした緑の環境が、地域住民との連携で形成されています。

新しい鎌倉の魅力を生み出す緑が創出され、育っています。

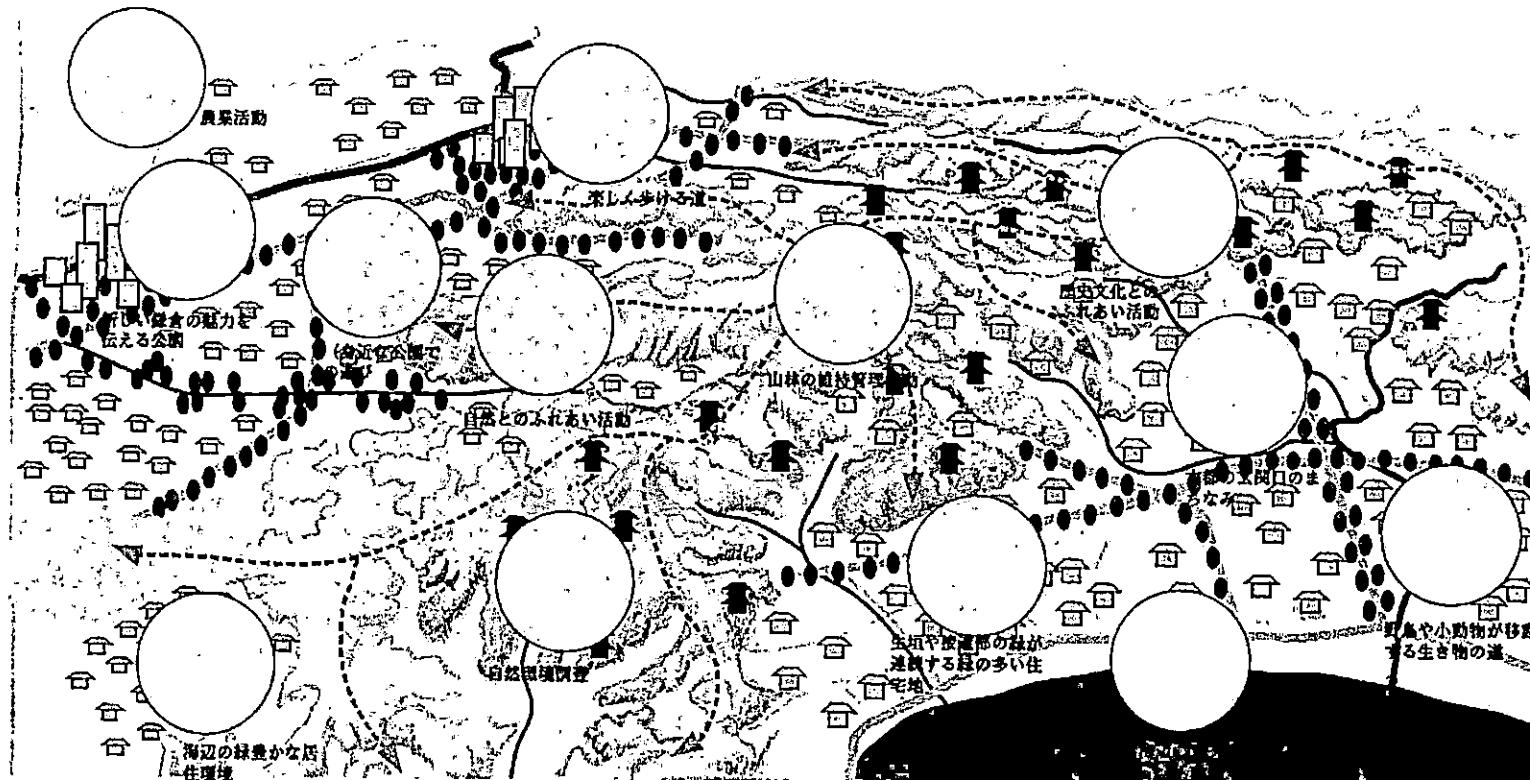
緑のまちづくりに、多くの市民や企業が参加しています。

古都の歴史的風土が保全・継承されています。

歴史文化・生態系・景観の基盤をなす山・川・海の自然環境が大切に保全・継承されています。

緑が適切に管理されて防災機能が高まり市民の安全・安心な暮らしが保たれています。

山林等の緑がCO<sub>2</sub>を吸収し、風の道を形成して環境負荷を和らげています。



## 第3章 緑の将来都市像の実現の方針

### 3-1 めざす緑の考え方

### 3-2 緑の将来都市像に向けた取組

(1) 歴史文化を守る緑

(2) 生き物を育む緑

(3) 安全安心をもたらす緑

(4) 交流とふれあいを広げる緑

(5) 美しい景観をつくる緑

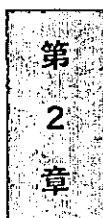
(6) 暮らしを支え豊かにする緑

(7) 環境負荷を和らげる緑

### 3-3 保全・整備・創出・連携の施策

## 3-1 めざす緑の考え方

ここでは、前章に示した「めざす緑の方向性」に沿って、次の構成で緑の考え方を示し、第Ⅱ編の緑の将来像実現のための施策につなげています。



## めざす緑の方向性

- 流域の視点を大切に考える
- 緑の連結・連続性を高める
- 緑の質を高める
- 市民や民間との連携で進める

緑の将来都市像に  
向けた取組

- 歴史文化を守る
- 生き物を育む
- 安全安心をもたらす
- 交流とふれあいを広げる
- 美しい景観をつくる
- 暮らしを支え豊かにする
- 環境負荷を和らげる

保全・整備・創出・  
連携の施策

- 緑地の保全・管理の方針
- 都市公園の整備・管理の方針
- 緑化推進の方針
- 連携推進の方針

第Ⅱ編 緑の将来都市像実現のための施策

### 3-2 緑の将来都市像に向けた取組

#### (1) 歴史文化を守る緑

日本を代表する古都の歴史的風土を構成する緑を、国や県と連携して一体的に保存し次代へ継承します。また、地域の歴史文化資源にも目を向けて、歴史文化と緑の融合が感じられる環境を広げます。

##### ■ 古都の歴史的風土を構成する山林の緑を一体的に保全し、継承します

- 国・県と連携し、歴史的風土の基盤をなす朝比奈地区、八幡宮地区、大町・材木座地区、長谷・極楽寺地区、山ノ内地区に広がる山林を歴史文化資源と一体的に保全します。
- 歴史的風土保存区域内の山林に対しては、国・県と連携し、防災面・景観面に配慮した維持管理を進めます。

##### ■ 重要な歴史文化資源(史跡・名勝・天然記念物)と結びついた緑を保全します

- 史跡指定を受ける社寺や歴史的建造物境内地の樹林を保全し、名勝・天然記念物の指定を受ける庭園、樹木等を保護します。
- 史跡指定を受けるやぐら、切通し等の歴史文化資源と結びついた緑を適切に管理し、保全します。

##### ■ 歴史文化とのふれあいの場の保全・活用を図ります

- 「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」との整合を図りながら、国指定史跡の永福寺跡、北条氏常盤亭跡、歴史的風土の重要性を広めた御谷などを、鎌倉の歴史文化を学び・ふれあい・楽しむことのできる場として保全・活用します。
- また、歴史的風致形成建築物に位置付けられている、旧前田侯爵邸(現在の鎌倉文学館)、旧華頂宮邸、旧川喜多邸別邸、鎌倉国宝館、扇湖山荘、吉屋信子記念館の庭園や緑を、明治期以降の鎌倉の歴史文化を学び・ふれあい・楽しむことのできる場として保全・活用します。

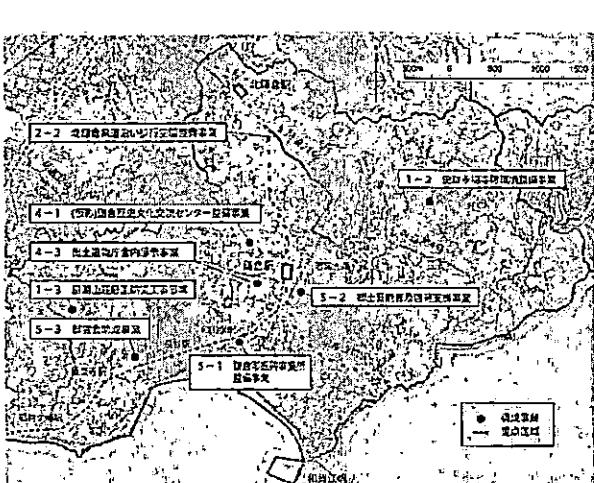


図 3-1 鎌倉市歴史的風致維持向上計画の構成事



歴史的風致形成建築物

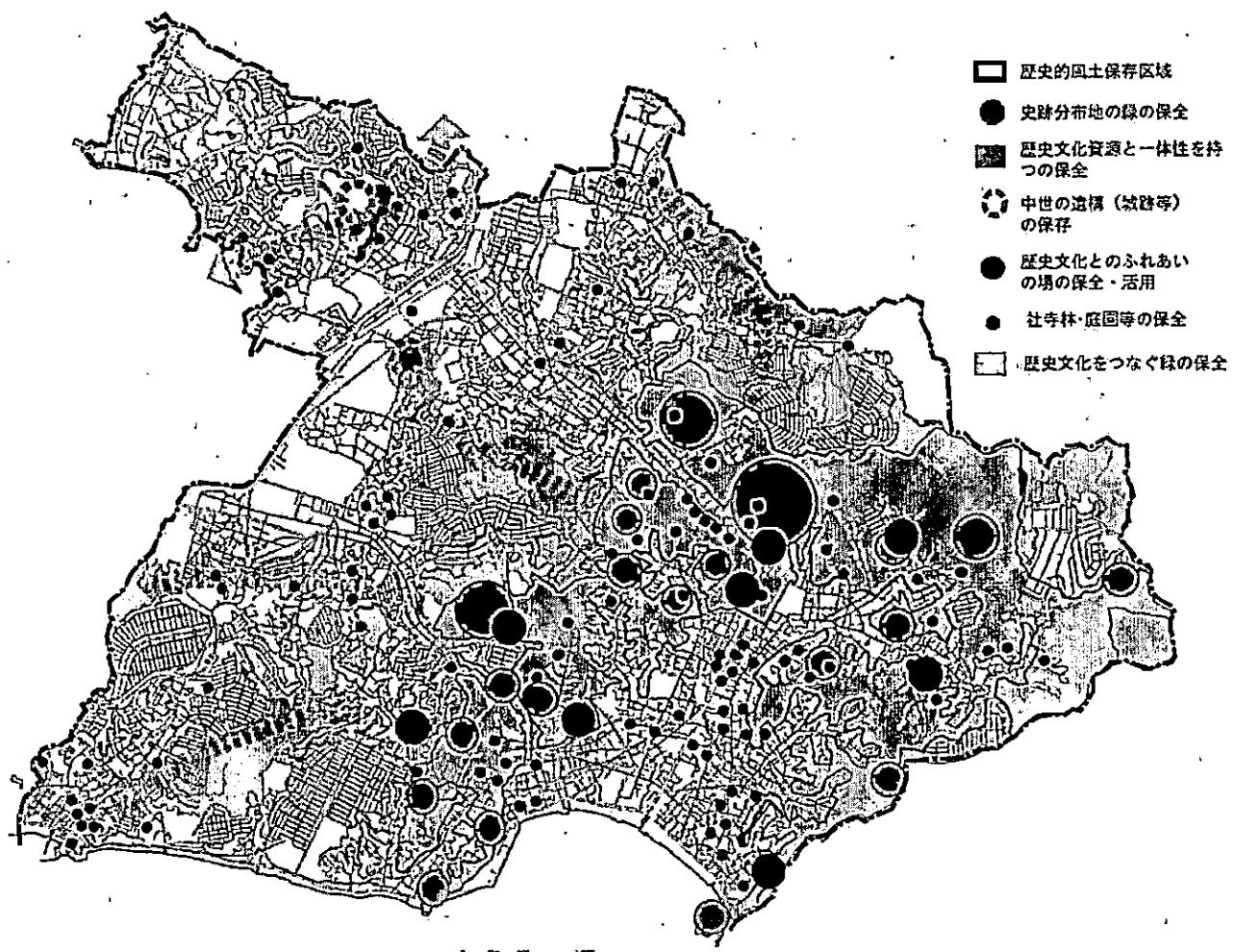
## ■ 市域に分布する歴史文化資源と結びついた緑を保全・活用します

- 市域に分布する社寺林や社寺の庭園、旧鎌倉街道沿いに残る樹林、伝統的な祭事の背景となる緑などを、鎌倉の歴史文化を今日に伝える緑の資源として保全します。
- エコミュージアム構想※との整合を図りながら、遺跡・史跡の発掘場所などを計画的に保全し、その一部を歴史文化資源の展示・公開の場となるオープンスペースとして効果的に活用します。

※エコミュージアム構想は、令和2年(2020年)6月に策定した「鎌倉市にふさわしい博物館構想」に示されている内容で、地域全体を博物館として捉え、地域に存在する歴史・文化・自然等等の遺産群を現地で保存・活用するほか、これらを結ぶ散策ルートを発見の小径(ディスカバリートレイルとして設定するものです。)

## ■ 歴史文化の緑を支える連携を推進します

- 関係する自治体とも連携し、市域を超えた緑地の適切な保全を図ります。
- 沿道の風景づくり、「かまくらの景観百選」に選定されている緑の資源等の維持を、市民を中心とした多様な主体との連携によって推進します。



3-2 歴史文化方針図

## (2) 生き物を育む緑

生物多様性を保全するためには、生物の種の多様性が確保される緑の環境を維持するとともに、生態系の多様性が維持されるよう、様々な水・緑の空間がつながって生態系ネットワークを形成していくことが重要です。この視点に立って、流域ごとの「種の地域性」※にも配慮した生きものを育む水と緑を保全し、連続性を高めて在来種の保全に繋げます。

### ■ 生態系ネットワークの骨格をつくる山・川・海浜の自然環境を保全します

○源流域を構成する鎌倉地域の丘陵山頂一帯の山林と、ここから大船・深沢・腰越地域の尾根沿いに延びるまとまりのある山林を、生態系ネットワークの核をなす緑地として一体的に保全します。これらの山林については、生物多様性に配慮した間伐・下草刈りなどの管理を行います。

○主要河川であり、生態系ネットワークの回廊の役割を果たす滑川・神戸川・柏尾川・極楽寺川・砂押川・小袋谷川等の水辺環境を保全し、水系の連続性を確保します。

河川空間に対しては、河畔樹木・樹林の保全・再生などにより、生物の生息生育地としての機能を高めます。

また、河川上中流域に分布する水源部の絞り水や、そこから流れ出る谷戸の小さな流れ、点在しているため池を保全し、流域全体の自然環境のつながりを確保します。

○鎌倉地域の材木座海岸から稻村ガ崎、七里ガ浜、小動岬に続く海浜の自然環境と、これにつながる海浜背後の斜面・断崖地の自然環境を一体的に保全します。

### ■ 身近な生物と重要性の高い動植物の生息生育地となる緑を保全します

○市街地の広がる地域に飛び石状に残る樹林地・社寺林・農地等について評価を行い、生態系ネットワークの形成に重要性の高い緑地を拠点として計画的に保全するとともに、それぞれの植生に適した樹林管理等を行って、生物の生息・生育環境を保全します。

○市街地の住宅地に対しては、市民の緑化活動とも連携し身近な生き物を呼び込む環境を増やします。

○道路、公共施設、市街地内河川、都市公園等での生態系に配慮した緑化を推進し、市街地における生物多様性の向上と生態系ネットワークの形成を図ります。

○今後の自然環境調査を通じて、希少動植物や本市の指標動植物種が観察される場所を把握し、在来種の生息生育環境の保全に繋げます。

### ■ 生き物を育む緑を支える連携を推進します

○市民を中心とした多様な主体と連携し、流域生態系の自然環境などを調査・把握し、生物多様性に寄与する施策に反映します。

### ■ 自然観察の場の充実を図ります

○より多くの市民が鎌倉の自然と身近に関わり、自然とのふれあいの楽しさを体験できるよう、都市公園や都市緑地等を活用した自然観察の場の充実を図ります。

※種の地域性は、流域毎の動植物種の生息生育状況の特徴を示す用語として用いています。

## ■生物多様性保全の考え方

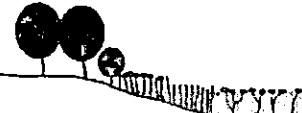
○生物多様性の保全とは「人間と様々な命や生態系の間の相互作用を管理し、これらが今日供給する利益を最大に、かつ将来の世代の必要とする希望を満たせるように、その能力を維持すること」と定義されています。(国際自然保護連合 IUCN)

○生物多様性保全では、「遺伝子の多様性」、「種の多様性」、「生態系の多様性」を確保することが必要であり、種の多様性と生態系の多様性を創り出すことで遺伝子の多様性も高まります。

- ・遺伝子の多様性：個々の生物種が多様な遺伝子を有している状態。
- ・種の多様性：それぞれの自然や緑地空間に、多様な生物が生息生育している状態。
- ・生態系の多様性：都市や地域に、様々な生物が生息生育できる山林、河川、水辺地、草地などの多様な環境が維持されている状態。

○種の多様性の確保では、それぞれの緑地環境の質の向上に向けた、次のような対応を行っていくことが必要です。

表 3-1 生物多様性保全に向けた緑地の管理手法

区分	生物多様性保全の手法	管理手法
山林・樹林環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な生物の生息生育地となる二次林を維持する。</li> <li>○山林の大部分を占める二次林に対しては、間伐・下草刈り・ツル切り、小面積の皆伐等を行って、老齢林・疎林などの多様な樹林形態を保つ。</li> <li>○様々な樹種、構造、林齢の樹林がモザイク状に存在する山林を育てる。</li> </ul>	
草地環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自生種への群落誘導を図り、群落ごとに配慮した草刈りを行う。</li> <li>○草刈りでは、昆虫類や小動物の生息などを考慮して対象範囲や時期を変化させ、多様な草地形態を維持する。</li> <li>○移入種(外来種)の侵入と分布拡大を抑制する。</li> </ul>	
水辺地環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河岸に、水面に影をつくる樹木を育成する。</li> <li>○陸から水辺にかけて、水辺林、湿性植物、抽水植物、浮葉植物、沈水植物が連続する植生をつくり、管理する。</li> </ul>	

○生態系の多様性の確保では、都市内で多様な生物の生息生育地となる生態系ネットワークの「核」・「回廊」・「拠点」の機能を持つ緑地を保全・創出し、ネットワーク化を図っていくことが必要です。

表 3-2 生態系ネットワークを構成する緑の役割と対象

名称	役割	対象となる緑
核	主要な植物種の生育地、動物種の繁殖地であり、採餌場・休息の場となるまとまった空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉地域の山頂部一帯から尾根部沿いに延びるまとまりのある山林、及びこれとつながる鎌倉広町緑地、鎌倉中央公園 等</li> </ul>
回廊	獣類や小動物が安全に移動できる空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滑川、神戸川、柏尾川、極楽寺川、砂押川等の河川</li> <li>・材木座から腰越海岸に至る海浜</li> <li>・市街地の縁辺部に連続して残る樹林</li> <li>・街路樹</li> </ul>
拠点	生態系ネットワークの縁辺部と先端部分の空間、動植物の生息生育地であり、採餌・休息の場となる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地内に島状に分布する樹林地、農地</li> <li>・市街地内の公園</li> <li>・工場や学校等の植栽地 等</li> </ul>

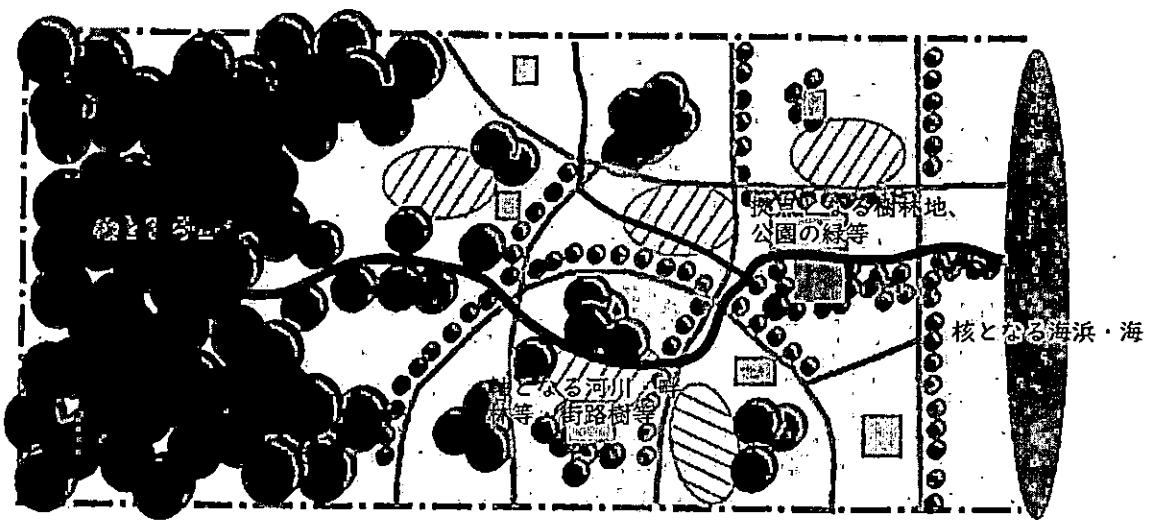


図 3-3 生態系ネットワークのイメージ図

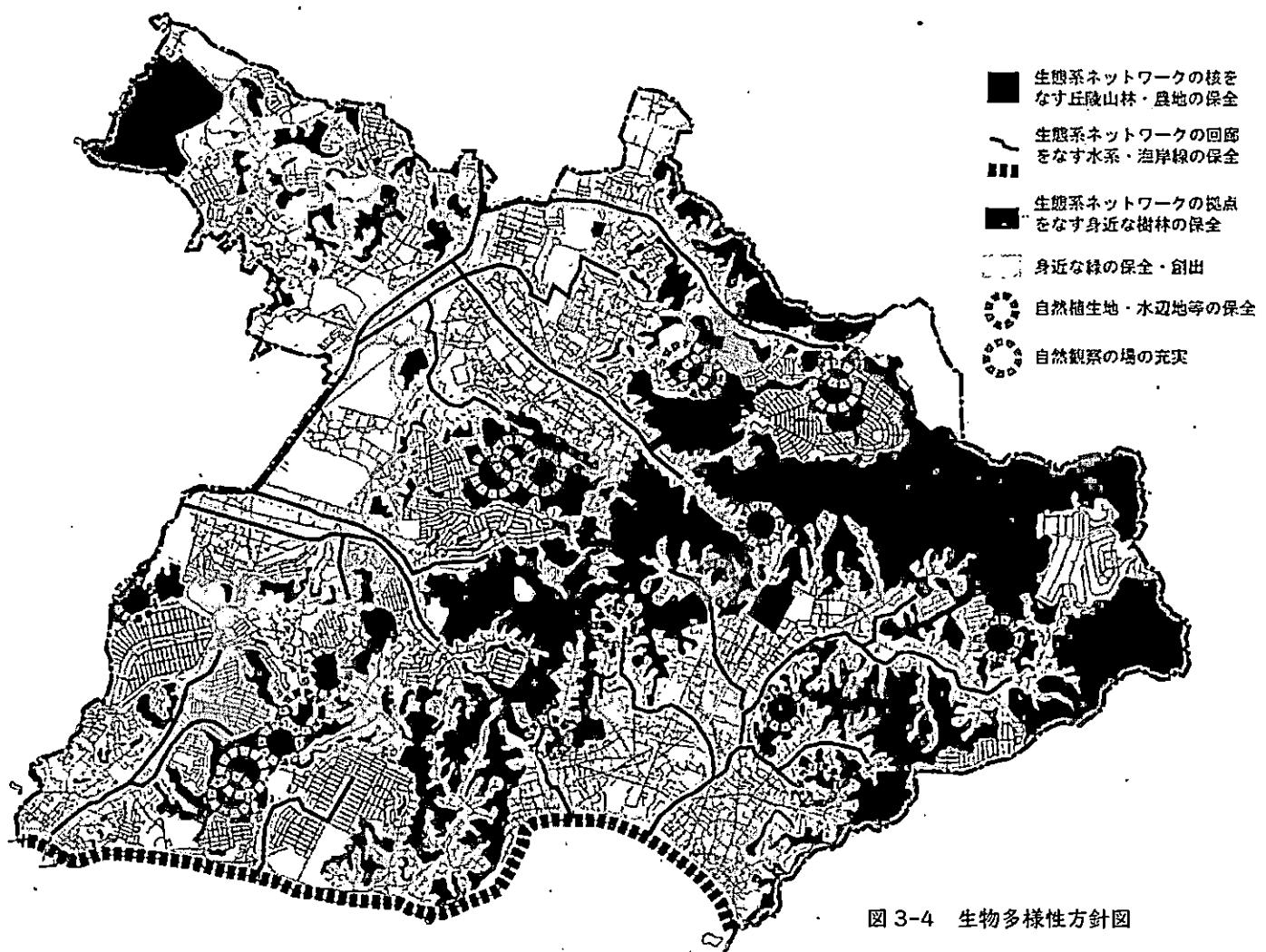


図 3-4 生物多様性方針図

### (3) 安全安心をもたらす緑

大規模地震の発生に伴う市街地火災・津波被害や気象災害の激甚化に伴う土砂災害の発生が予測される中で、これらの災害の防止や減災につながる緑を適切に保全し管理します。

#### ■ 延焼防止機能を有する緑を保全します

- 市街地を包み込む形で丘陵尾根部に広がる山林の緑を、大規模地震発生時の延焼防止に有効に機能する緑として保全します。
- 市街地内に断続的に残る樹林地、大規模住宅開発地の緑地、閑谷地区の農地についても、延焼防止機能を有する緑として位置づけ、保全を図ります。
- 滑川、柏尾川、砂押川等の河川沿いの空間の確保、街路樹の植栽等により、延焼の防止、避難路の安全確保の機能を持つ緑のネットワークの形成を図ります。
- 大規模な工場や工場施設が集積する地区では、被害の拡大防止につながる敷地外周部の緑化を誘導します。

#### ■ 災害時の避難場所となる緑・オープンスペースを確保します

- 広域避難場所やミニ防災拠点として位置づけられている都市公園、学校用地等の延焼防止機能を向上させる緑化を推進します。
- 津波浸水被害や大雨洪水被害の対策として、現在の広域避難場所の指定施設に加え、想定されている浸水予想区域の外周部に立地する都市公園、社寺境内地、公共施設、緑地等を活用した、市民や来訪者の緊急避難場所となるオープンスペースを計画的に確保します。
- 深沢地域の新しいまちづくりが進められる地区に対して、中心市街地の一時的な避難場所として役割を果たす公園を整備します。
- 広域避難場所やミニ防災拠点の避難場所に至るルート沿いでの生垣化を推進し、延焼や建物倒壊から住民を守り、避難の安全性を高めます。

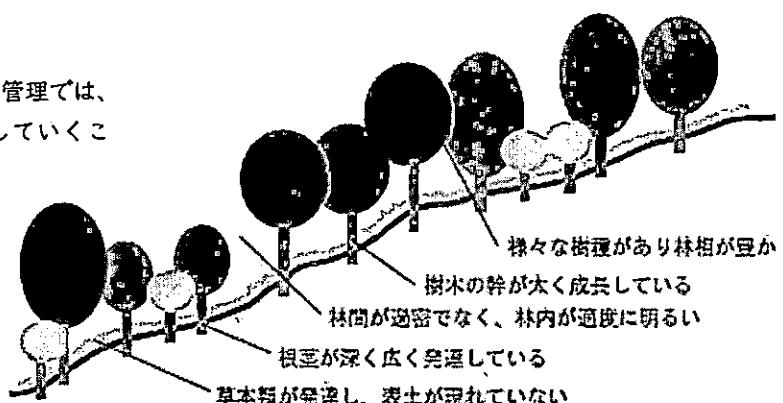
#### ■ 緑・オープンスペースの洪水調整機能を高めます

- 洪水浸水想定区域が広がる柏尾川流域の低地面などで、洪水時の雨水調節機能を備えたオープンスペースの確保を進めます。

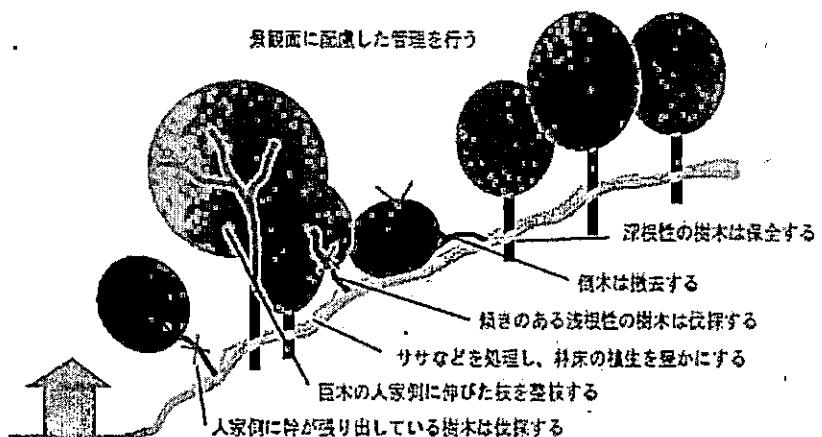
## ■ 土砂災害の発生防止につながる緑を保全し、管理します。

- 法律に定める土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の指定区域やその周辺部の斜面地山林について、必要に応じ危険木の除去、間伐の実施、土留工の設置、人家に近い斜面樹林の林相の転換、斜面地の崩壊防止工事などの防災対策を推進し、安全を高めます。
- 土砂流出防備、土砂崩壊防備を目的に指定されている保安林の斜面地山林については、県の保安林治山事業に協力し、保全します。
- 国・県などと連携して、倒木等の危険性が高い樹木の場所を把握するための調査を実施し、このうち市有緑地に対しては災害の防止につながる維持管理を行います。  
また、民有緑地については、安全性を高めるため、必要に応じた枝払いや伐採等により手入れの行き届いた緑地の拡大を進めます。

災害に強い山林づくりの管理では、  
次のような状態を維持していくこ  
とが望されます。

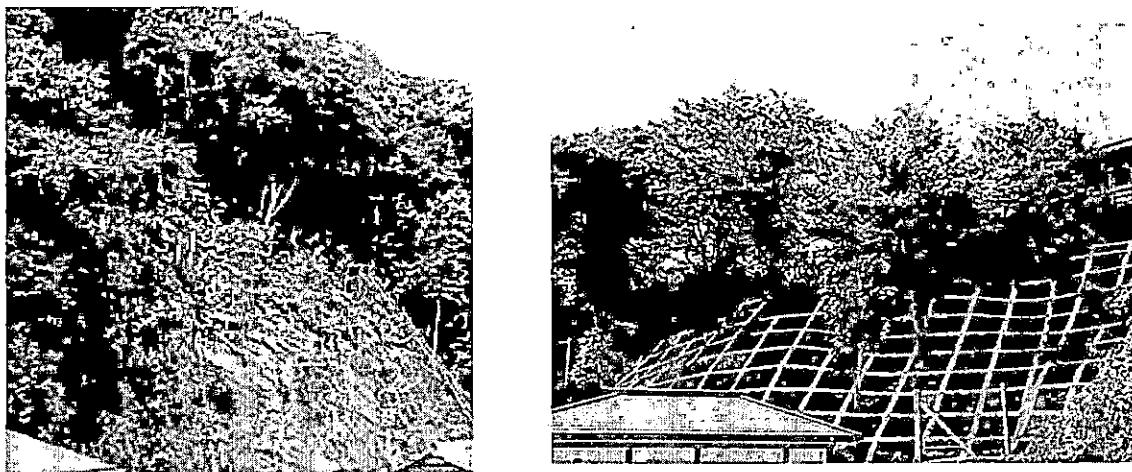


斜面に配慮した管理を行う



防災に主眼を置いた山林  
の管理手法として、次のよ  
うな点が挙げられます。

図 3-5 山林の防災型管理手法



急傾斜地面の防災対策

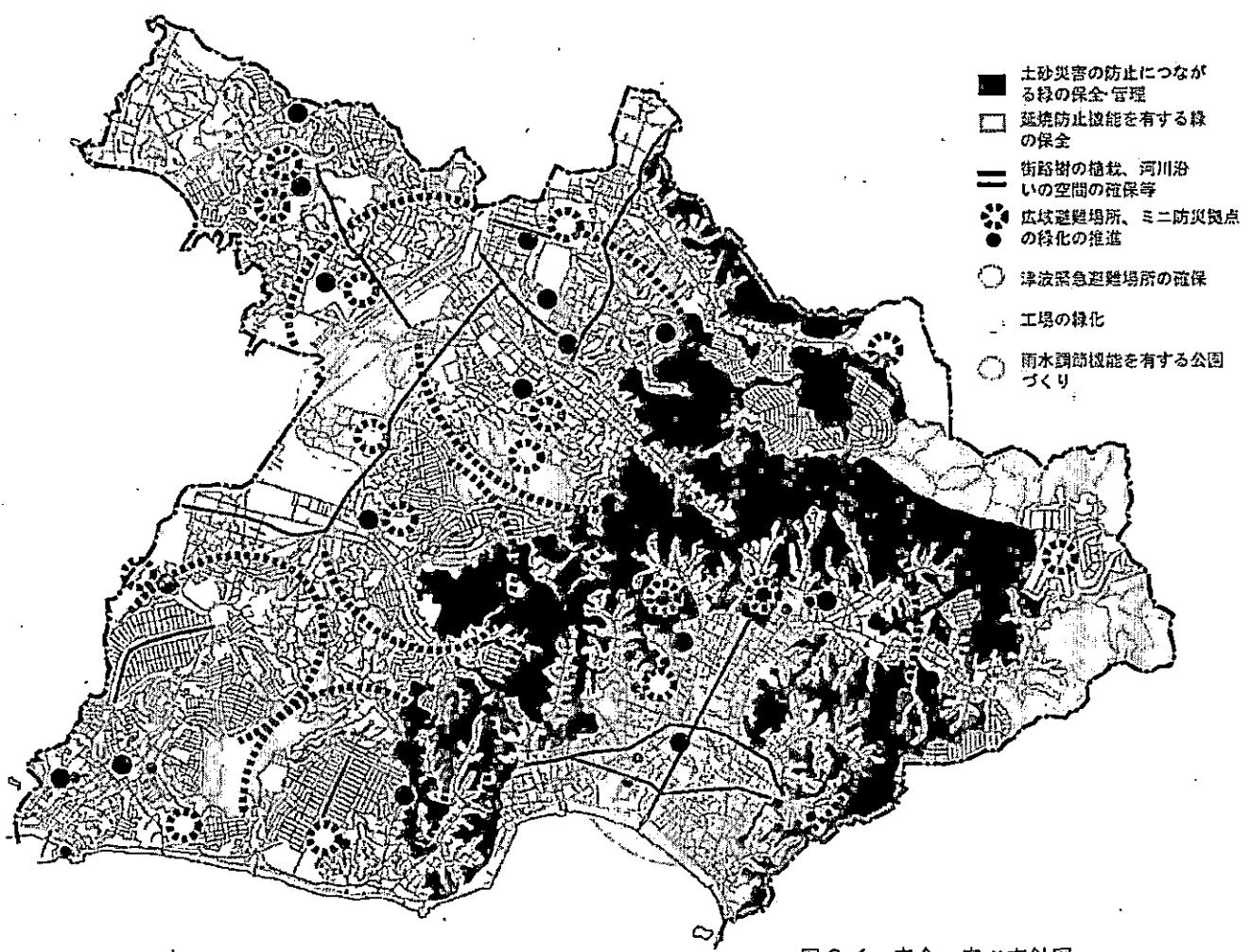


図 3-6 安全・安心方針図

#### (4) 交流とふれあいを広げる緑

身近な生活空間や市域の様々な場所で、市民のより活発な交流促進やレクリエーション活動が展開されるよう、市民要望を取り入れた公園づくりや管理を進めます。

また、市民や来訪者に、鎌倉の歴史文化や美しい景観とのふれあい、自然的環境の中でのレクリエーション活動等が楽しめる場を提供します。

##### ■ 利用の促進や価値の向上につながる公園や緑地の質の向上を進めます。

- 身近な公園が地域住民により幅広く利用され、存在価値の高い施設となるよう、公園の質の向上を目指し、地域の実情に即した公園機能の見直しや必要に応じた再整備を図ります。
- 都市緑地法に基づく買入れ等により公有地化が進んだ地域制緑地の交流とふれあいの場としての活用を検討します。

##### ■ 個性ある公園づくりを進めます

- 都市公園整備では、各公園が本市の景観資源・観光資源ともなるよう、資源を最大限にいかした特色ある公園づくりをめざします。
- 身近に都市公園が不足している市街地の区域に対しては、今後の市街地開発における提供公園の開設を踏まえながら、民有地を活用したオープンスペースの設置などを図ります。
- 既存の児童遊園・子供の遊び場、青少年広場等を交流の場として有効に活用し、都市公園として供用開始します。
- 新しいまちづくり計画が進められている深沢地域国鉄跡地周辺において、まちのシンボルや交流拠点となり、災害時の避難場所の機能を有し、憩いの場となる公園を整備すると共に、民間活力を活かしたオープンスペースの設置や快適な歩行空間の整備などにより、活発な交流・活動が展開される環境を整えます。

##### ■ 歴史文化や美しい自然・景観とのふれあいの場を増やします

- 将来的な都市公園整備をめざす歴史文化資源や、鎌倉中央公園や鎌倉広町緑地などの都市公園を、歴史教育・自然環境教育の場として積極的に活用します。
- 自然とのふれあいの場として活用されている鎌倉海浜公園、鎌倉中央公園、六国見山森林公園、散在ガ池森林公园等について、施設の充実などにより公園機能の向上を図ります。
- 伝統的な祭事の背景となり、歴史文化とふれあう緑として、地域の交流とふれあいを広げる空間となっている、社寺境内地や農地の緑の保全を図ります。

##### ■ 楽しく歩ける道のネットワークを形成します

- ハイキングコース・関東ふれあいの道に、市街地の緑道等を組み合わせた、鎌倉のまち歩きが楽しめる歩行空間のネットワーク形成を図ります。

## ■ 交流とふれあいの緑を支える連携を推進します

○地域住民との連携や支援策の充実により、身近な公園や緑地の整備や維持管理を推進します。

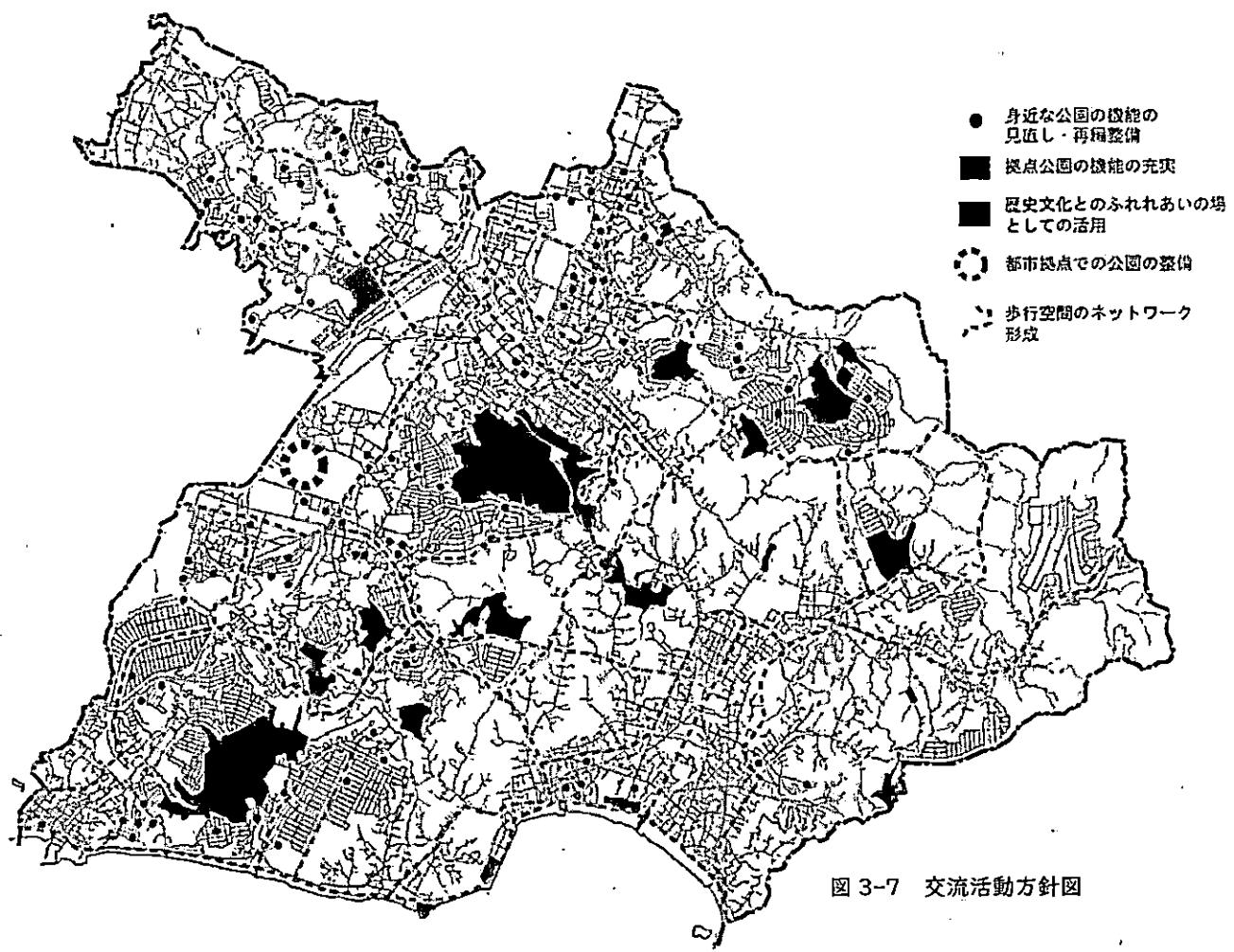
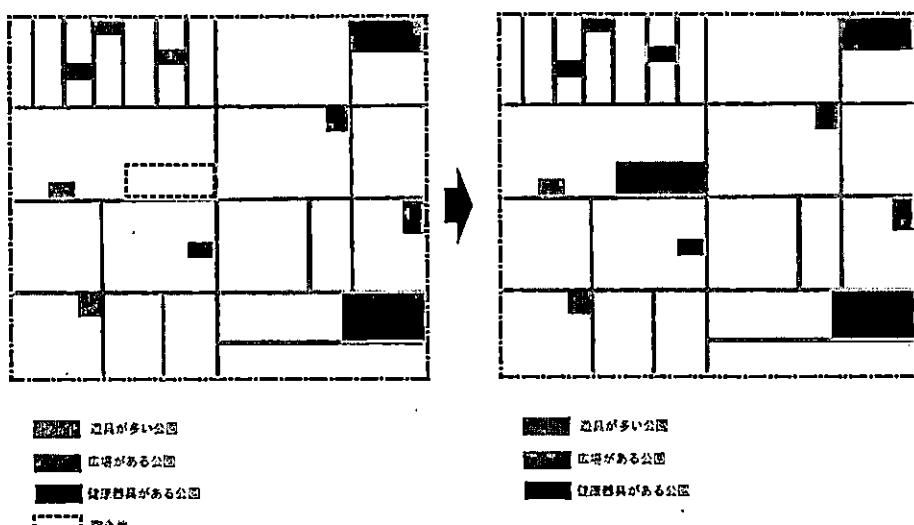


図 3-7 交流活動方針図



一定のエリア内に複数の公園が立地する区域では、公園機能が偏っていないか、機能が不足していないかなどを整理し、区域毎で機能のバランスを図ります。

図 3-8 身近な公園再整備の考え方

## (5) 美しい景観をつくる緑

鎌倉市景観計画に示す景観形成の基本方針等を踏まえて、鎌倉の景観を特色づける緑を大切に保全するとともに、多様性のある各地域の景観を創り出している緑を保全・創出し、地域の魅力を高めます。

### ■ 鎌倉市を特色づける山・海の自然景観の緑を保全・継承します

- 自然環境と歴史文化資源が調和して存在する、古都区域の景観をつくる緑を保全します。
- 景観構造の骨格をつくる市街地背後の丘陵の山並み景観の緑と、市街地の前面に広がる海浜の自然景観、市街地を貫く水辺景観をつくる水・緑を保全します。
- 山・海の眺めが愉しめる眺望地点の緑地を、貴重な景観資源として位置づけ保全・活用します。
- 景観面にも配慮した樹林地の適正管理を行い、丘陵地の健全な緑地景観を維持します。

### ■ 古都の市街地景観をつくる緑を創出します

- 鎌倉駅や北鎌倉駅一帯の景観地区の指定対象区域では、建築規制に応じた緑化を誘導し、古都鎌倉の中心部にふさわしい、落ち着きのある市街地景観をつくる緑の創出を図ります。
- 若宮大路周辺の商業地では、軒下や空地の緑化を誘導し、シンボル景観である段葛の桜並木を軸とした、修景効果の高い、歩いて楽しいまち並みの緑を創出します。

### ■ 地域を特色づける緑の景観資源を保全します

- 谷戸部に形成された住宅地では、周囲の自然景観に溶け込んだことの佇まいが感じられる住宅の緑を、本市を特色づける緑の資源として保全します。
- 丘陵住宅地では、生育した住宅の植栽地等を適切に維持管理し、緑のまち並みが連続する景観を育成します。また、住民と連携して都市公園・街路樹・学校の植栽地など、わがまちの景観資源となる緑を育てます。
- 玉縄地域では、まとまりのある農地に加え、周辺の既存樹林や住宅の緑の保全を誘導し、地区特性である農のある風景を保全します。

### ■ 新しいまちの魅力を高める緑を整備・創出します

- 新しい都市拠点となる大船駅一帯や湘南深沢駅一帯では、柏尾川・砂押川・小袋谷川奈などの河川や周辺部に残る既存樹林を、街の魅力を高める景観資源として有効に保全・活用します。
- 今後の土地利用の動きに合わせて、公園・広場・街路樹などまちのシンボル景観となる緑・オープンスペースの整備・創出を図ります。また、まちのにぎわい感を高める民有地の緑化を誘導します。

### ■ 水・緑の保全・創出で、景観軸の機能を高めます

- 若宮大路ベルトでは、上記の内容に加えて、沿道の住宅地や公共施設、商業施設の緑化を推進し、

海浜から鶴岡八幡宮に続く緑のシンボルロードを創出します。

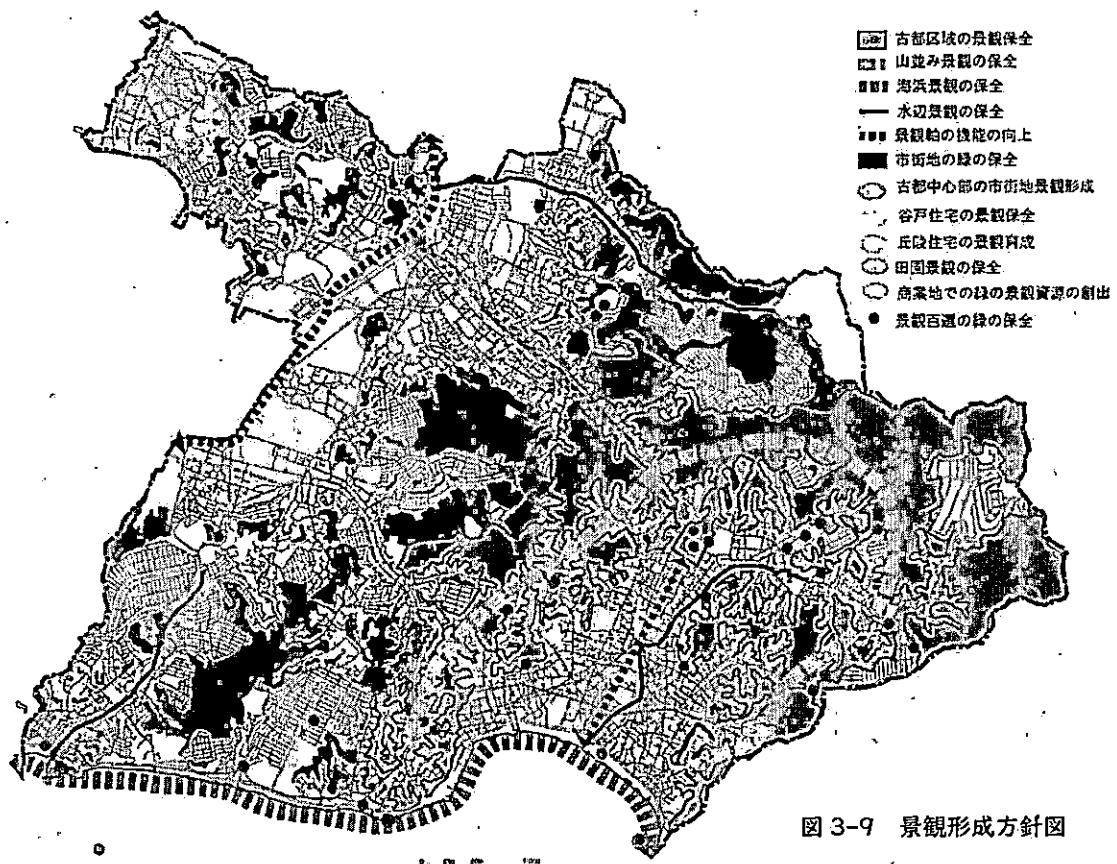


図 3-9 景観形成方針図

○海浜ベルトでは、海浜や岬の自然景観の保全に加え、海辺のまち並みの背景をなす斜面緑地の保全や沿道の緑化を図ります。

○柏尾川ベルトでは、沿川に残る斜面樹林の保全とともに、桜並木の連続化やプロムナード整備等により河川景観の改善を図ります。

○北鎌倉ベルトでは、車窓景観として眺められる谷戸の斜面樹林や社寺林の保全、住宅地の緑化等により、北鎌倉を印象づける景観の形成を図ります。

#### ■ 鎌倉景観百選に選定されている水・緑の景観を保全・活用します

○鎌倉百選に選定されている坂、切通、古道、桜並木、歴史的風致形成建造物、江ノ電沿線等の景観資源と結びついた緑を保全・活用します。

#### ■ 景観をつくる緑を支える連携を推進します

○国・県や関係する自治体と連携し、広域的な景観形成につながる緑の保全と緑の質の充実に取組みます。

○緑の少ない住宅地や工業地域では、市民・企業等と連携してまち並みの緑化を誘導し、緑の連続性を向上させます。

## (6) 暮らしを支え豊かにする緑

生活の身近な場所での、「暮らしの快適性を高める緑」、「身近な生き物とふれあえる緑」、「交流や散策・休養・まち歩きを楽しむ緑」、「まちの魅力を高める緑」などを、市街地の立地や土地利用に合わせて保全・創出し、生活と結びついたまちの緑の充実とネットワーク形成を図ります。

### ■ 身近な生活空間の緑を増やし、緑の連続性を高めます

- 低地面の市街地では、緑化面積の拡大によって透水面の増大を図り、流域の水循環の維持・回復に繋げます。
- 市独自の保全制度の適用や市民が主体となるまちづくり計画と連携した取組みにより、市街地内に残る樹林・社寺・生産緑地や公園を核として、学校の緑、街路樹、河川の水辺空間などを結び付け、生活空間の中に連続性のある緑の環境を創出します。
- 住宅地については、良好な居住地環境を形成している谷戸の趣のある邸宅地の緑、丘陵住宅地における住宅の緑などを守り、育てます。
- スプロール的な開発が進んだ住宅地では、接道部の緑化を誘導してまち並みの緑の連続性を高めるとともに、残存する樹林地や農地とのつながりを確保します。
- 商業・業務地では、土地利用転換などに合わせて、新しい鎌倉のシンボルとなる、建築物と調和した魅力ある緑化空間の創出を図ります。
- 湘南深沢駅周辺では、まちづくり基本計画に沿って、魅力あるまちを創り出すまちかどの緑など様々な民有地の緑の創出を図ります。
- 大船地域・深沢地域などの工業地では、工場敷地周辺の接道部の緑化や建物周りの緑化誘導などにより、工場戸住宅地との緩衝や、労務環境の快適性を高めます。

### ■ 道路・河川・公共施設等の社会インフラ施設の緑を増やし、緑の連続性を高めます

- 都市レベルで重要な市街地の背景をなす緑や河川沿いの緑の一体的な保全を図ります。
- 市街地の緑のネットワークの拠点となる機能を備えた公園の環境づくりを進めます。
- 道路構造への植栽などにより、緑のネットワークの軸を創出します。
- 中心市街地市街地中心部での河川空間を活かした水辺のプロムナードの拡大・連続化、快適に歩ける歩行空間の整備などにより、市街地中心部や観光ルート沿いに楽しく歩ける道を創出します。

### ■ 暮らしの緑を支える連携を推進します

- 市民・企業・NPO 団体等が、暮らしを支える緑の創造の担い手になる事業を展開し、市街地の緑化を誘導すると共に、身近な緑の維持管理を推進します。

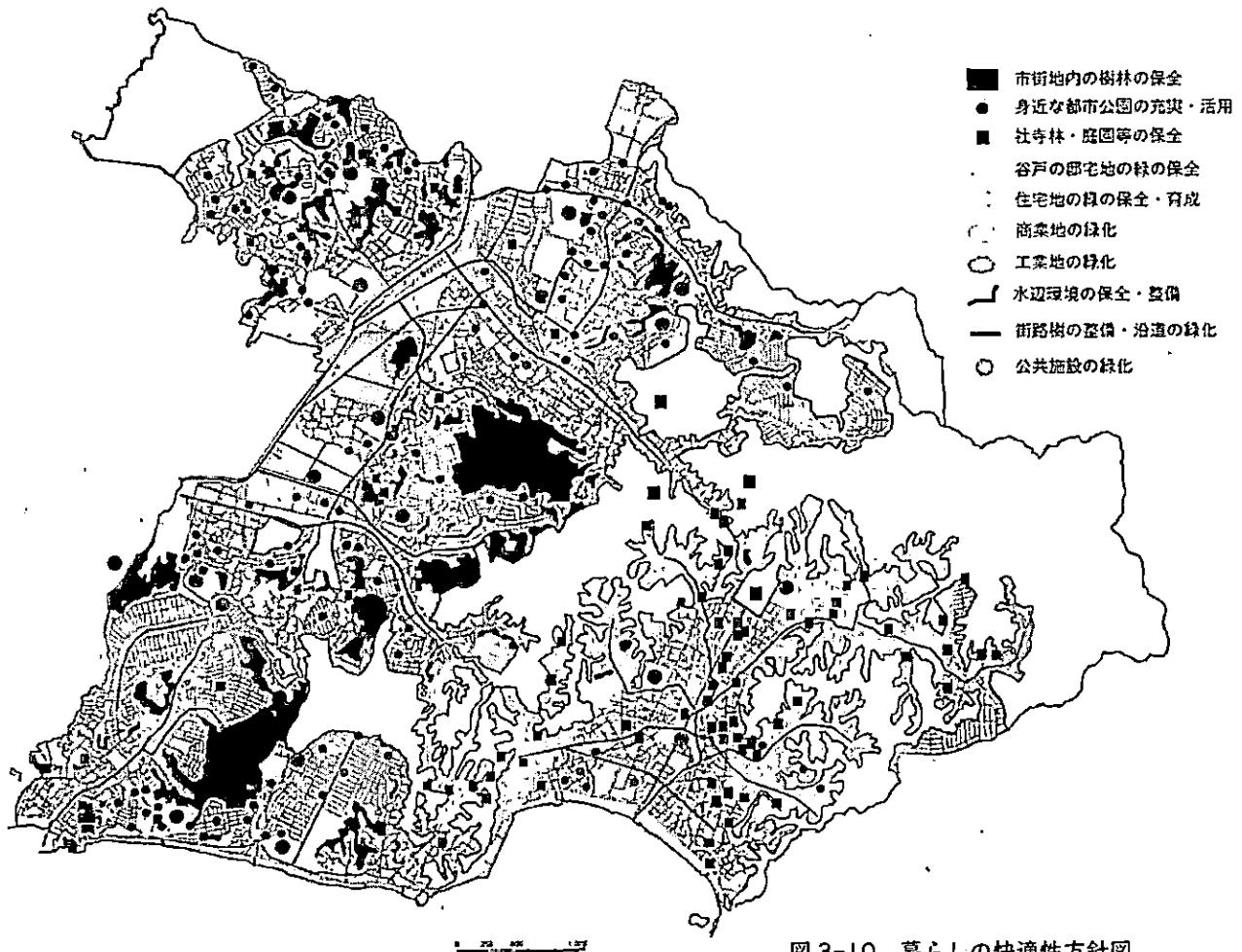


図 3-10 暮らしの快適性方針図

## (7) 環境負荷を和らげる緑

二酸化炭素等の削減やヒートアイランド化の緩和など、都市の環境負荷低減につながる緑を保全・創出します。

### ■ 二酸化炭素吸収源であり、風の道をつくる山林を保全し維持管理します

○二酸化炭素の固定・吸収源の根幹をなす、丘陵尾根部に広がる山林を一体的に保全するとともに、二酸化炭素量の長期的・安定的な固定・吸収量を維持するため、適正に管理された山林面積の拡大を図ります。

○まとまりのある山林が持つ冷温域としての機能を維持するため、丘陵地に広がる山林を保全します。

○また、丘陵尾根部に延びる山林と、これに続く市街地内に断続的に分布する緑地を計画的に保全して市街地を包み込む緑の連続性を確保し、冷温域から市街地に冷気を供給する「風の道」の形成を図ります。

### ■ 環境負荷の低減につながる市街地の緑を保全・創出します

○市街地では、公園の植栽、主要道路の街路樹整備、河川沿いの環境整備などによって二酸化炭素の固定・吸収源となる緑を増やし、市街地での風の道を創出します。

○鎌倉地域では、若宮大路を中心とする、海と山をつなぐ緑を形成します。

○市街地やその周辺に残る樹林地を適正に保全・管理し、二酸化炭素の固定・吸収源としての機能を高めます。

○学校をはじめとする公共施設の緑化、住宅地の緑化、市街地中心部での商業業務施設の緑化、工場敷地の緑化などにより、低炭素まちづくりにつながる市街地全体での緑の増加を図ります。

○緑の持つ大気汚染物質の吸収・吸着機能に着目し、道路の街路樹整備や沿道市街地の緑化を推進して大気汚染の改善を図ります。

○緑地の保全や市街地の緑化などによって雨水の浸透面積の増大を図り、流域の水循環の確保と水質の浄化につなぎます。

### ■ 環境を支える連携を推進します

○本市の都市環境を支える緑地は、首都圏での広域的な都市環境負荷調節にも寄与していることから、国・県とも連携を進め、適正な役割分担による緑地の質の充実に取組みます。

○都市環境負荷の調整につながる市街地の緑化は、市民・企業等の参加・連携を前提として推進します。

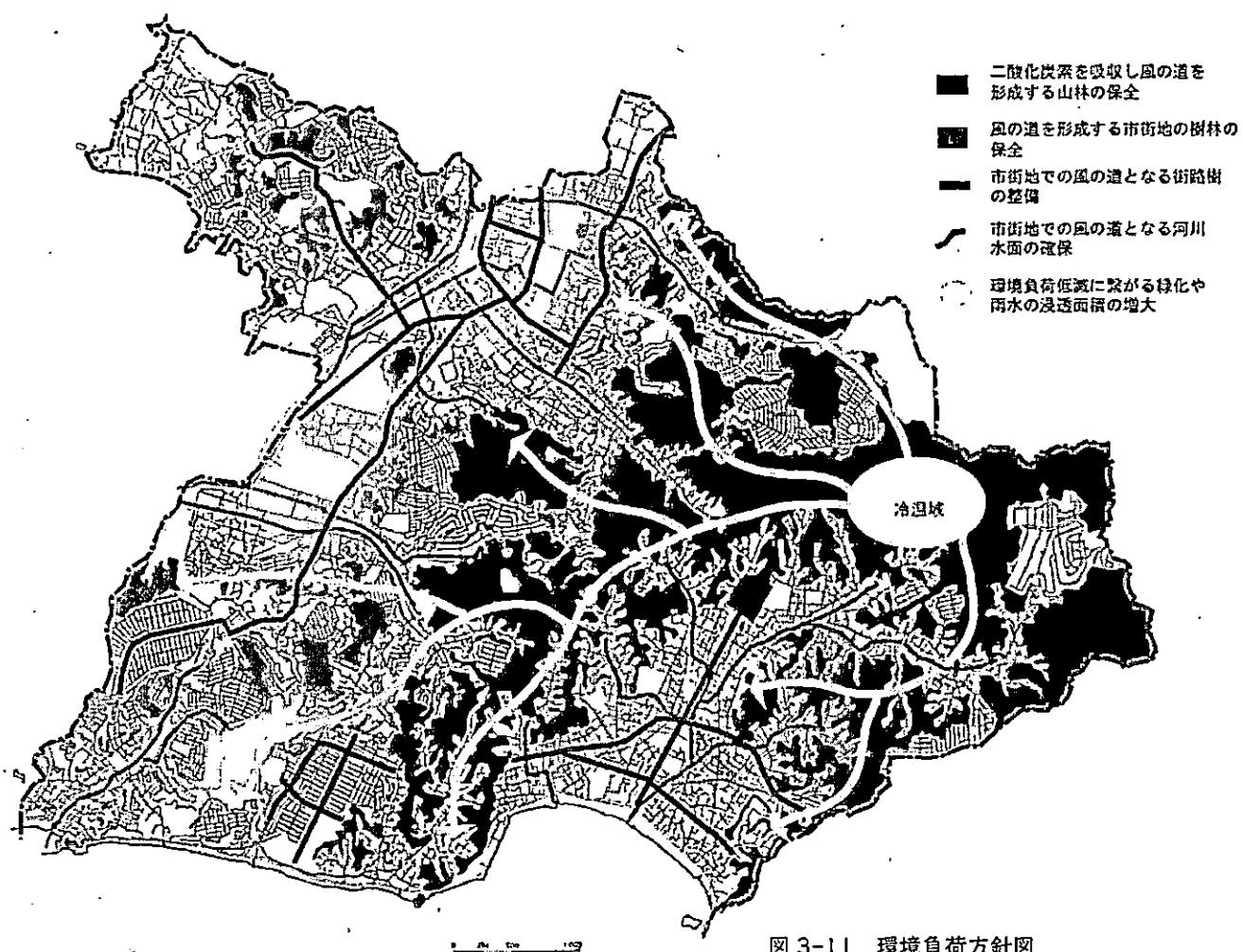
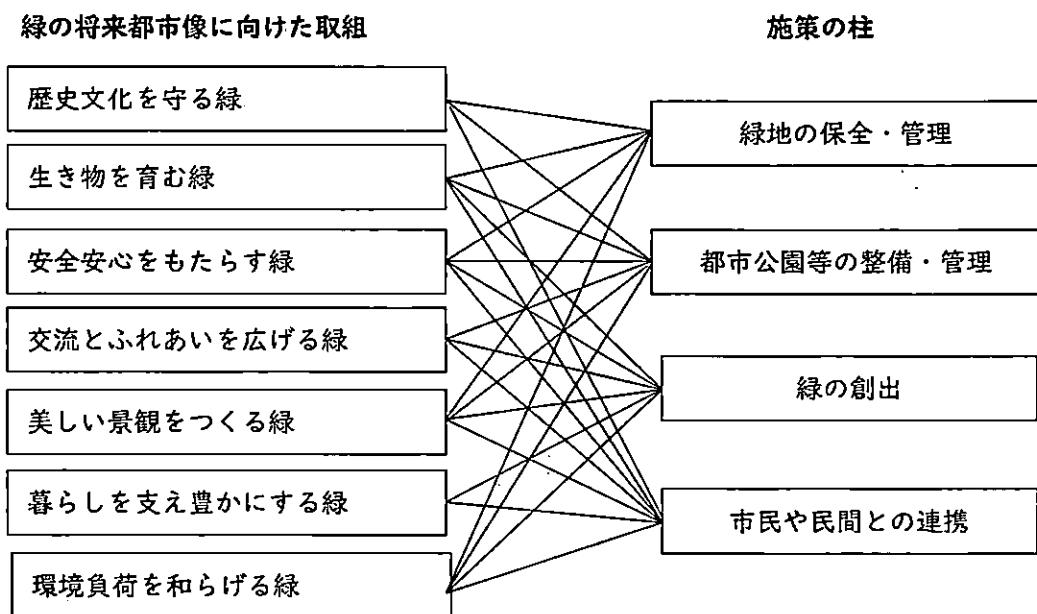


図 3-11 環境負荷方針図

### 3-3 保全・整備・創出・連携の施策

緑の将来都市像に向けた取組の内容は、施策との関係では「緑地の保全・管理」、「都市公園等の整備・管理」、「緑の創出」、「市民や民間との連携」に集約され、反映されます。

このため、前項に示した取組の内容を施策の柱に対応させて次のように整理しています。



#### (1) 緑地の保全・管理

##### ①鎌倉市の緑の基盤をなすまとまりのある丘陵山林

- 歴史的風土保存区域を含む丘陵山林は、古都の歴史的風土を形成する緑、流域生態系の源流域をなす緑、景観構造の骨格をなす緑、二酸化炭素を吸収し風の道をつくる冷温域の緑として、本市の都市環境形成に多面的役割を果たしている丘陵山林を一体的に保全し、都市環境の基盤をなす豊かな自然環境と美しい景観を次代に継承します。
- 歴史的風土保存計画及び近郊緑地保全計画に基づく保全管理を推進し、歴史的風土保存・防災・生物多様性保全・景観形成等の機能を維持します。
- 近年の土砂災害の多発化に対応するため、危険木の除去や間伐の実施など土砂災害の発生防止や減災につながる維持管理を行い、安全性の向上を図ります。
- 生物多様性の保全に配慮した山林や谷戸の自然の管理を行って重要性の高い動植物の生息生育地を保全するとともに、多様な生き物が生息・生育する森づくりを進めます。
- 景観面においては、市街地の背景をなす山並みの緑の連続性を確保し、緑に包まれた良好な都市景観を維持します。
- 眺望地点や重要な歴史文化資源の一部を、豊かな自然や歴史文とのふれあいの場として活用します。

## ②市街地内に残る樹林地

○市街地の身近に存在する城周、昌清院、岡本、玉縄城址、常盤山、寺分一丁目、天神山、手広・笛田、等覚寺梶原五丁目、上町屋等の樹林地を、丘陵山林と市街地をつなぐ緑のネットワーク形成の拠点として計画的に保全し、良好な都市景観形成や生物多様性保全、身近な自然観察の場などに活かします。

○これらの樹林地についても、倒木等の発生防止につながる管理を行って安全性を高めます。

## ③海岸線

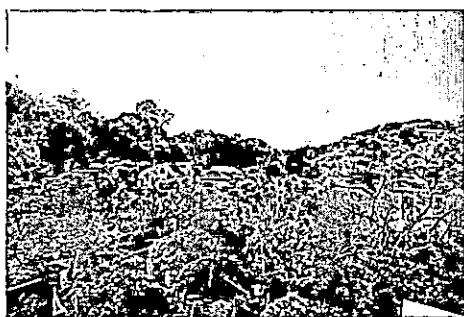
○丘陵山林とともに、本市を特色づける重要な自然資源である、材木座から腰越にかけての美しい海岸線の緑を保全します。  
また、海浜や海岸線沿いに自生する植物や、そこで生息する動物の生息生育環境を保全します。

## ④景観資源の緑

○鎌倉百選に選定されている坂、切通、古道、桜並木、歴史的風致形成建造物等の景観資源と結びついた緑を保全・活用します。

## ⑤まとまりのある農地

○鎌倉農業の生産拠点であり、地域を特色づける景観資源としても重要な役割を果たしている、玉縄地域の閑谷に広がるまとまりのある農地を保全します。



扇ガ谷付近の歴史的風土保存区域の緑



まとまりのある農地

## (2) 都市公園等の整備・管理

### ①市街地の公園等の整備・充実

○市民の身近な交流・活動の場となる公園について、健康運動・散策・休息・子供の遊びなどの多様な市民ニーズに対応できるよう、施設の改善や再編整備を図り、ストック機能を高めます。

○市街地開発に伴う提供公園の開設や児童遊園の活用、民有地を活用した広場づくりなどを誘導・推進し、身近な生活空間での市民の利用に供する施設の充実を図ります。

### ②市街地中心部での公園やオープンスペースづくり

○新しいまちづくりが進められている深沢湘南駅一帯の地区に対して、新しい鎌倉の顔となり、まちの魅力を高める公園を整備します。

○都市拠点を形成する鎌倉駅周辺・大船駅周辺・深沢湘南駅周辺市街地では、新しい土地利用に合わせたオープンスペースの創出や、公園・歩道・水辺のプロムナード、民有地の緑化スペースなどを組み合わせた快適に歩ける道づくりを進めます。

### ③歴史文化や自然とのふれあい活動の場の充実

○豊かな自然環境をもつ鎌倉中央公園、鎌倉広町緑地、六国見山森林公園、散在ガ池森林公園等を、自然とのふれあい活動の場として、より幅広く利用されるよう機能の充実を図ります。

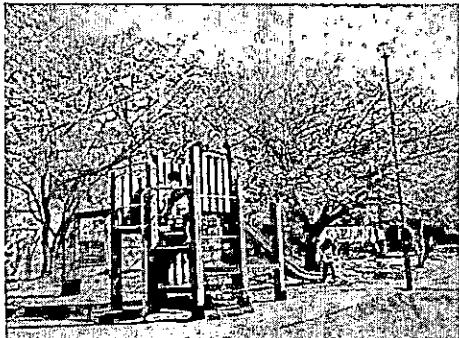
○重要な歴史文化遺産である永福寺跡、北条氏常盤邸跡、旧華頂宮邸等を、歴史文化とのふれあいの場として活用します。

○自然歩道やハイキングコースなどを組み合わせ、市域の景勝地や主要公園、歴史文化資源等の巡り歩きが楽しめる歩行空間ネットワークづくりを進めます。

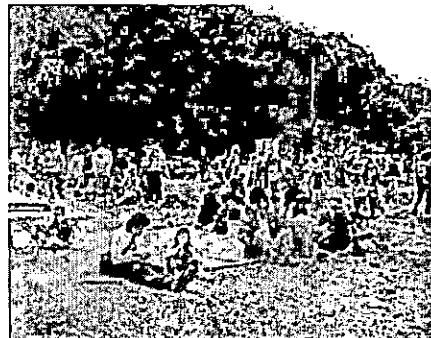
### ④防災・減災機能を備えた公園づくり

○災害時の広域避難場所やミニ防災拠点に位置付けられている公園やオープンスペースについて、避難地機能を高める緑化や施設の充実を図ります。

○低地面の市街地に立地する公園では、洪水時の雨水調節機能を備えた公園づくりなどを進めます。



市街地の身近な公園



自然とのふれあい活動の場 鎌倉広町緑地

## (2) 緑の創出

### ①生活空間の身近な緑の充実

○低地面の市街地では、緑化の推進によって透水面の増大を図り、流域の水循環の維持・回復と洪水の緩和に繋げます。

○鎌倉を特色づける、谷戸の自然環境と調和した趣のある住宅の緑を、所有者と連携して保全に努めます

○生育した緑を持つ丘陵住宅地では、植栽地の適切な維持管理によって緑と調和した居住地環境の維持を図ります。

○緑の乏しい住宅地では、接道部の緑化を誘導し、地域の市街地の状況に合わせたまち並みの緑の連続性を高めます。

○工場の集積する地区では、都市イメージの向上につながる敷地外周部の緑化を誘導します。

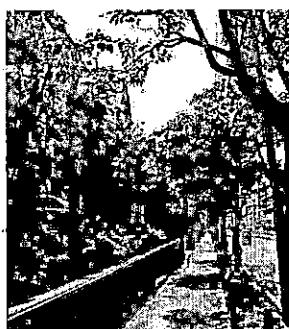
## ②公共施設の緑化と、市街地での緑のネットワーク形成

○公園の緑化、街路樹の整備、河川の水辺環境整備、公共建物敷地の緑化を進め、市街地での緑のネットワーク形成の拠点や軸となる緑を創出し、その連続性を高めます。

○これらの公共施設の緑化にあたっては、景観面での配慮とともに、風の道づくりや生態系ネットワークの形成にも配慮して緑化を推進します。



公共施設の緑化



民有地の接道部の緑化

## (4)市民や民間との連携

### ①連携の機会の提供

○前述した緑の保全・都市公園等の整備・緑化の推進に向けた取組を、多様な市民との連携で推進するため、緑の環境づくりの様々な局面で、多くの市民が参加できる機会を提供します。

○連携に向けた、緑の情報発信や、意識の高揚に努めます。

### ②広域的な緑の連携

○本市の緑は、多摩丘陵の緑と三浦丘陵の緑をつなぐ結節点に位置しており、広域的な緑の骨格形成においても重要な役割を果たしています。

○本市の歴史的風土保存区域は逗子市にまたがっており、近郊緑地保全区域は横浜市に連なっています。

また、海岸線は藤沢市に続いており、これらの緑の資源が広域性をもって存在しています。

こうした状況を踏まえ、国・県や隣接する都市との連携を深めて、より効率的な保全・活用に繋げます。



緑のレンジャーの活動



鎌倉市緑化まつり